

CSW64 北京+25 公式文書(1)

房野 桂 訳

目次	頁
注釈付き暫定アジェンダと作業組織案(E/CN.6/2020/1)	1
作業組織案(E/CN.6/2020/1/Add.1)	7
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の作業の規範的側面 (E/CN.6/2020/2)	10
「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価 (E/CN.6/2020/3)	25
2021 年及びそれ以降の委員会の優先テーマと見直しの提案(E/CN.6/2020/4)	54
「北京宣言と行動綱領」実施の 25 年後の見直しと評価にあたって開催される閣僚 ラウンドテーブルのための討議ガイド(E/CN.6/2020/5)	63

国際婦人年連絡会

JAWW

CSW64 北京+25 公式文書(1)

注釈付き暫定アジェンダと作業組織案(E/CN.6/2020/1)

暫定アジェンダ

1. 役員選出
2. アジェンダの採択及びその他の組織上の問題
3. 第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ
 - (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティヴの実施: 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の実施の見直しと評価(経済社会理事会決議第 2018/8 号に従って)
 - (b) 男女間の平等を含め、新たな問題、傾向、重点領域、女性の状況に影響を及ぼす問題への新しい取組
 - (c) ジェンダー主流化、状況、プログラム上の問題
4. 女性の地位に関する通報
5. 経済社会理事会の決議と決定
6. CSW65 の暫定アジェンダ
7. CSW64 報告書の採択

注釈

1. 役員選出

経済社会理事会機能委員会の手続き規則の規則 15 に従い、理事会決議第 1987/21 号と決定第 2002/234 号に従って、CSW は、2 年の任期でビューローを選出する。2019 年 3 月 22 日の第 64 回会期の第一回会議で、委員会は、Mher Margaryan(アルメニア)を CSW64 と 65 の議長として拍手で選出した。委員会は、CSW64 の副議長として Mohammed Marzoo(イラク)を、CSW64 と 65 の副議長として、Jo Feldman(オーストラリア)を拍手で選出した。委員会は、地域グループの指名に基づいて候補者は CSW64 の準備のために開催されるビューロー会議に参加を認められるとの了解の下で、アフリカ諸国とラテンアメリカカリブ海諸国からの副議長の選出を後日まで延期した。

経済社会理事会決議第 2009/16 号に従って、委員会は、経済社会理事会決議第 1985/27 号に従って設立された女性の地位に関する通報作業部に 2 年間の任期で務める 5 名の委員を任命する。第 64 回会期の第一回会議で、委員会は、第 64 回・65 回会期で委員を務めるために、ロシア連邦を、第 64 回会期で作業部会の委員を務めるためにブラジルを任命した。

アフリカ、アジア太平洋、西欧及びその他の諸国からの任命がないままに、委員会は、それぞれのグループからの支持に基づいて、委員会の支持を受けた委員が、作業部会の手続きに完全に参画することが認められるという理解の下で、通報作業部会委員の残る 3 名の選出を後日まで延期した。第 2 回会議で、委員会は、作業部会の残る委員の任命を要請されることになる。

2. アジェンダの採択及びその他の組織上の問題

手続規則の規則 7 は、委員会が各会期の初めに、その会期のアジェンダを採択するものとするとして規定している。

CSW64 の暫定アジェンダと公式文書は、決定第 2019/212 号で、経済社会理事会によって承認された。

CSW64 の準備は、CSW の今後の作業組織と方法に関する経済社会理事会決議第 2015/6 号に従って行われた。従って、委員会ビューローは、この会期の作業組織を検討するために、各国代表団との非公式説明会と協議会のみならず、いくつかの会議を開催した。

過去の慣例に従って、一般討論中に加盟国とオブザーヴァー国の代表団によって出されるステートメントは、5 分に限られ、代表団のグループを代表して出されるステートメントは 10 分に限られるものとする。会期に関連するテーマに関する NGO からの発言は、地理的バランスを考慮に入れて、一般討論と意見交換対話に統合されるべきことも勧められる。

3. 第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等、開発、平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ

(a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシャティヴの実施: 「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価(経済社会理事会決議第 2018/8 号に従って)

決議第 2018/8 号で、経済社会理事会は、2020 年の第 64 回会期で、CSW が、「行動綱領」の実施とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成及びジェンダーの視点を通した「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の完全実現に向けたその貢献に影響を及ぼす現在の課題の評価を含め、「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価を行うことを決定した。

決議第 2018/8 号でも、理事会は、「北京宣言と行動綱領」の採択 25 周年に当たって、地域レベルで政府間プロセスの成果が、2020 年の見直しを特徴づけることができるように、地域の見直しを行うよう地域委員会を奨励した。アフリカ経済委員会は、「平等な未来のために女性の権利を実現する」というテーマで、アフリカ連合のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する専門技術委員会の第 4 回会期が主催して、アディスアベバで、2019 年 10 月 28 日から 11 月 1 日まで、女性に関するアフリカ地域会議を開催した。欧州経済委員会は、ジュネーヴで、10 月 29 日と 30 日に、地域見直し会議を開催した。アジア太平洋経済社会委員会は、バンコクで 11 月 27 日から 29 日まで、アジア太平洋閣僚見直し会議を開催した。西アジア経済社会委員会は、アンマンで 11 月 25 日に、25 年後に「北京宣言と行動綱領」の実施において遂げられた進歩に関する高官会議を開催した。ラテンアメリカとカリブ海経済委員会は、2020 年 1 月に、ラテンアメリカとカリブ海の女性に関する第 14 回地域会議を開催することになっている。

閣僚セグメント

委員会の閣僚セグメントは、2020年3月9日から13日まで開かれ、3月13日の午後1時に終了し、一般討論に加えて、一連の閣僚ラウンドテーブル及びその他の高官意見交換対話が含まれる。

閣僚ラウンドテーブル

以下のトピックで、4つの閣僚ラウンドテーブル議開催される：

- (a)包摂的開発、ディーセント・ワーク及び貧困根絶
- (b)平和な社会、司法へのアクセス及び暴力からの自由
- (c)参画、制度的メカニズム及び説明責任
- (d)環境保護と気候行動

閣僚が参加する高官意見交換対話

委員会は以下のように、閣僚セグメント中に3つの高官意見交換対話を開催する：

- (a)「北京宣言と行動綱領」の実施の地域見直しの成果と次の手段に関する地域委員会との高官意見交換対話
- (b)ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための国内メカニズムに関する高官意見交換対話：未来を見つめて
- (c)ジェンダー平等のための資金調達に関する交換意見交換対話：前進の道

意見交換対話

委員会は以下のトピックについて意見交換対話を開催する：

- (a)“Beijing@25”：第4回世界女性会議の参加者と青年との間の会話
- (b)“UN@75”：「私たちが望む未来、私たちが必要とする国連：多国間主義への私たちの集团的コミットメントを再確認する」への委員会の貢献
- (c)気候変動の時代のジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント：誰も取り残さない
- (d)技術と革新：進歩のための道具
- (e)「持続可能な開発目標」は女性と女兒のために約束を果たしているのか？データの視点
- (f)ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを推進する家族に優しい政策
- (g)法律における差別をなくす

公式文書

「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会成果の実施の見直しと評価に関する事務総長報告書 (E/CN.6/2020/3)

「北京宣言と行動綱領」の実施の 25 年後の見直しと評価にあたって開催されることになっている閣僚ラウンドテーブルのための討議ガイド(E/CN.6/2020/5)

地域レベルでの政府間プロセスの成果に関する情報

アフリカ経済委員会: www.uneca.org/beijing25 を参照

欧州経済委員会: www.unece.org/index.php?id=51917 を参照

ラテンアメリカとカリブ海経済委員会: www.cepal.org/en/work-areas/gender-affairs/la-plataforma-accion-beijing-cumple-25-anos を参照。

アジア太平洋経済社会委員会: www.unescap.org/intergovernmental@meetings/asia-pacific-regional-review-25th-aniversary-beijing-declaration を参照。

西アジア経済社会委員会: www.unescwa.org/sub-site/beijing-25 を参照。

(b)新たな問題、傾向、重点領域及び男女間の平等を含め、女性の状況に影響を及ぼす問題への新たな取組

決議第 2015/6 号で、経済社会理事会は、委員会が、ジェンダーの視点への関心がますます必要とされる国連内の計画された活動のみならず、世界・地域レベルでの発展を考慮に入れて、理事会のアジェンダに関連する問題、特に、適宜その年次主要テーマに注意を払って、時宜を得た検討を必要とする男女間の平等を含め、新たな問題、傾向、重点領域及び女性の状況に影響を及ぼす問題への新たな取組を必要に応じて継続して討議することを決定した。

同じ決議で、理事会は、会期に先立って、その地域グループを通して、すべての加盟国と相談して、その他の関連ステイクホルダーからのインプットを考慮に入れて、意見交換対話を通じた委員会による検討のために、そのような新たな問題、傾向、重点領域または新たな取組を明らかにするよう委員会のビューローに要請した。

この準項目は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのそのような実施と達成に影響をおよぼす現在の課題を含め、「北京宣言と行動綱領」の実施の見直しと評価の検討に統合されている。

(c)ジェンダー主流化、状況及びプログラム上の問題

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の作業の規範的側面

総会決議第 64/289 号に従って、委員会に、国連ウィメンの作業の規範的側面と委員会によって提供される政策ガイダンスの実施に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の事務次長/事務局長の年次報告書が提出される。

CSW の作業の今後の複数年にわたる計画

決議第 2018/8 号で、経済社会理事会は、今後の複数年にわたる作業計画を決定するよう CSW64 に要請し、2021 年以降の委員会の優先テーマと見直しテーマに関する提案を含む報告書を CSW64 に提出するよう事務総長に要請した。

女性、女兒、HIV とエイ

けつ

決議第 62/2 号で、CSW は事務総長に、CSW64 に、この決議の実施に関する進捗報告書を提出するよう要請した。

後日投獄された者を含め、武力紛争中に、人質に取られた女性と子どもの釈放

決議第 62/1 号で、CSW は、各国と関連国際機関によって提供される情報を考慮に入れて、関連する実地的な勧告を含め、この決議の実施に関する報告書を CSW64 に提出するよう事務総長に要請した。

女性に対する暴力

女性に対する暴力を撤廃する際の元国連婦人開発基金(今では国連ウィメン)の役割に関する決議第 50166 号の中で、総会は「基金」に、女性に対する暴力を撤廃するための国内・地域・国際行動を支援する信託基金の設立に関する情報をその定期報告書に含め、そのような情報を CSW に提供するよう要請した。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 21 条 2 項に従って、女子差別撤廃委員会の報告書が、情報のために CSW に伝えられる。

プログラムの問題

プログラム 14 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの下で、2021 年の国連ウィメンの作業計画案が準備中である。

公式文書

機関の作業の規範的側面に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務次長/事務局長報告書(E/CN.6/2020/2)

2021 年以降の CSW の優先テーマと見直しテーマ案に関する事務総長報告書(E/CN.6/2020/4)

女性、女兒、HIV とエイズに関する事務総長報告書(E/CN.6/2020/6)

後日投獄された者を含め、武力紛争中に、人質に取られた女性と子どもの釈放に関する事務総長報告書(E/CN.6/2020/7)

女性に対する暴力を撤廃するための行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関報告書を伝える事務総長メモ(AHRC/44/3-ECN.6/2020/8)

第 70 回・71 回・72 回会期に関する女子差別撤廃委員会報告書(A/74/38)

女子差別撤廃委員会第 73 回・74 回会期の結果を伝える事務局メモ(E/CN.6/2020/9)

4. 女性の地位に関する通報

決議第 76(V)号で、経済社会理事会は、CSW が女性の地位に関連する通報を受け、検討する手続きを確立した。決議第 305(XI)1 号で、理事会は、決議第 76(V)を改正し、CSW の各会期前に、それぞれの通

報の実体の手短な説明を含む、機密及び非機密の通報のリストを編集するよう事務総長に要請した。

決議 183/27 号で、理事会は、CSW が女性の地位に関する機密及び非機密の通報を検討するマンドートを再確認し、そのような通報を検討し、CSW のためにそれに関する報告書を準備するための作業部会を任命する権限を CSW に与えた。

決議第 1993/11 号で、理事会は、そのような通報によって明らかにされる女性差別の新たな傾向とパターンに関してどのような行動をとるべきかに関して理事会に勧告するよう CAW が権限を与えられることを再確認した。

決議第 2002/235 号で、理事会は、CSW の通報手続きをより効果的で効率的にするために、以下を決定した：

(a)CSW は、その第 47 回会期から、各会期毎に、CSW によるアジェンダの採択の 3 日前に、事務局が報告書を出すことができるために委員が集まることができるように、次回会期のための女性の地位に関する通報作業部会の委員を任命すべきこと。

(b)事務総長に以下を要請すること：

(i)CSW によって検討される自分たちに関連するそれぞれの通報について各国政府に伝え、作業部会によるそのような通報の検討前に少なくとも 12 週を与えること。

(ii)CSW による調査のための報告書を準備する際に考慮に入れるために、もしあれば政府からの回答を含め、作業部会の委員が通報のリストを前もって受け取ることを保障すること。

決議第 2009/16 号で、経済社会理事会は、CSW が第 54 回会期から、2 年の任期で女性の地位に関する通報作業部会の委員を任命すべきことを決定した。

公式文書

女性の地位に関連する機密の通報のリストを伝える事務総長メモ(E/CN.6/2020/R.1 及び E/CN.6/2020/R.1/Add.1)

5. 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ

総会決議第 72/305 号に従って、経済社会理事会は、その統合セグメントで、持続可能な開発の 3 つの側面のバランスの取れた統合を推進するために、加盟国、経済社会理事会の補助機関、国連システム及びその他の関連ステイクホルダーのすべてのインプットを討議し、整理統合するであろう。

経済社会理事会と 2020 年の持続可能な開発高官政治フォーラムのテーマは、「促進された行動と変革的道：持続可能な開発のための 10 年の行動と約束を実現する」となるであろう。

6. CSW65 の暫定アジェンダ

理事会機能委員会の手続き規則規則 9 に従って、CSW に、その検討のために提出される公式文書のリストを含め、第 65 回会期の暫定アジェンダ案が提出される。

7. CSW64 の報告書の採択

理事会の機能委員会の手続き規則の規則 17 に従って、CSW はその第 64 回会期の作業に関する報告書を提出する。

付録: CSW64 の委員国(2020 年) (45 の委員国、4 年の任期)

委員国	任期	委員国	任期
アルジェリア	2022	アルメニア	2023
オーストラリア	2023	バーレーン	2021
バングラデシュ	2023	ベラルーシ	2023
ブラジル	2020	カナダ	2021
チリ	2021	中国	2021
コモロ	2022	コンゴ	2022
キューバ	2023	エクアドル	2023
赤道ギニア	2022	エリトリア	2020
エストニア	2021	ドイツ	2023
ガーナ	2022	グアテマラ	2020
ハイティ	2022	イラク	2022
アイルランド	2021	イスラエル	2021
日本	2022	ケニア	2022
クウェート	2020	マレーシア	2023
ナミビア	2021	ニカラグア	2022
ニジェール	2021	ナイジェリア	2020
ノルウェー	2020	ペルー	2021
カタール	2020	韓国	2022
ロシア連邦	2020	サウディアラビア	2022
南アフリカ	2023	トーゴ	2023
トリニダード・トバゴ	2020	テュニジア	2021
トルクメニスタン	2022	英国	2020
米国	2023		

(房野桂訳)

作業組織案(E/CN.6/2020/1/Add.1)

日付/時間	記事項目	プログラム
3 月 9 日(月) 10a.m.-1p.m.	1	役員選出
	2	アジェンダの採択及びその他の組織上の問題

3-6p.m.	3	閣僚セグメント 第4回成果女性会議と「女性2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別沿い会のフォローアップ 開会ステートメント 報告書の紹介 政治宣言案の採択 一般討論 ¹
	3	閣僚セグメント 高官意見交換対話 「北京宣言と行動綱領」実施の地域見直しの成果と次の手段
3月10日(火)		閣僚セグメント
10a.m.-1p.m.	3	一般討論(継続)
3-6p.m.	3	一般討論(継続)
3月11日(水)		閣僚セグメント
10a.m.-1p.m.	3	閣僚ラウンドテーブル ラウンドテーブル1: 包摂的開発、ディーセント・ワーク及び貧困根絶 ラウンドテーブル2: 平和な社会、司法へのアクセス及び暴力からの自由
3-6p.m.	3	閣僚セグメント 閣僚ラウンドテーブル ラウンドテーブル3: 参画、制度的メカニズム及び説明責任 ラウンドテーブル4: 環境保護と気候行動
3月12日(木)		閣僚セグメント
10a.m.-1p.m.	3	高官意見交換対話 ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントのための国内メカニズム
3-6p.m.	3	一般討論(継続)
3月13日(金)		閣僚セグメント
10-11:30a.m.	3	高官意見交換対話 ジェンダー平等のための資金調達: 前進の道
11:30a.m.-1p.m. ²	3	一般討論(継続)
1p.m.		事務局への議事項目3の下での決議案の提出期限

¹ 一般討論の発言者のリストの登録締め切りは2020年3月9日午後1時。

² 閣僚セグメントには2020年3月13日金曜日1p.m.を含む。

3-6p.m.	3	一般討論(継続)
3月16日(月)		
10a.m.-1p.m.	3	意見交換対話 “Beijing@25”: 第4回世界女性会議の参加者と青年との間の会話
3-4:30p.m.	3	意見交換対話 技術と革新: 進歩のための道具
4:30-6p.m.	3	意見交換対話 持続可能な開発目標は女性と女兒に対する約束を果たしているのか? データの視点
3月17日(火)		
10a.m.-1p.m.	3	意見交換対話 CSW の “UN@75”: 「私たちが望む未来、私たちが必要とする国連: 多国間主義への私たちの集团的コミットメントを再確認する」へのCSWの貢献
3-6p.m.	3	一般討論(継続)
3月18日(水)		
10-11a.m. ³	4	女性の地位に関する通報 女性の地位に関する通報作業部会報告書の検討(非公開会議)
3-6p.m.	3	意見交換対話 気候変動の時代のジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント: 誰も取り残さない
3月19日(木)		
10-11.30a.m.	3	意見交換対話 ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメントを推進するための家族に優しい政策
11:30-1p.m.	3	意見交換対話 法律における差別をなくす
3-6p.m.	3	一般討論(継続と終了)
3月20日(金)		
10a.m.-1p.m.	3	決議案の紹介
	3	決議の採択
	5	経済社会理事会決議と決定のフォローアップ
	6	CSW65の暫定アジェンダ CSW65の暫定アジェンダの検討
	7	CSW64報告書の採択 報告書案の検討

³ 必要に応じ、非公式協議会の督促

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の作業 の規範的側面(E/CN.6/2020/2)

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務次長/ 事務局長報告書

概要

総会決議第 64/289 号に従って提出される本報告書は、政府間プロセスへの実体的支援を通して、2019 年のジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の作業の規範的側面の概要を提供するものである。本報告書は、「機関」の事業活動の例を含め、CSW によって提供される政策ガイダンスの実施への「機関」の貢献も強調するものである。

I. 序論

1. 2019 年に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)は、事務総長報告書の中の調査、政策分析及び勧告を通してジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに向けて進歩を促進する際に加盟国を支援し続けた。政府間規範と基準へのジェンダーの視点の組織的統合のための技術支援と専門知識も提供された。「機関」は、女性・平和・安全保障に関する決議第 1325 号(2000 年)の安全保障理事会による採択の 20 周年のみならず、「北京宣言と行動綱領」の 25 年後の見直しと評価のための実体的準備に高い優先順位を置いた。

2. 機関の 3 つのマンドートは、(a)世界的規範と基準の強化を支援し、(b)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する公約を支援して、国連システム全体にわたってより効果的な調整、首尾一貫性、ジェンダー主流化を推進し、(c)その事業活動の一部として、地域・国内・司法レベルで法律・政策、開発計画へと世界的規範と基準を変える際に、要請に応じて加盟国を支援する能力を「機関」に与えている。

3. これまでの年月のように、CSW、総会、経済社会理事会、安全保障理事会及び人権理事会への実体的支援の提供は、依然として、これら機関の作業と成果へのジェンダーの視点の統合を強化するという目的をもって、「機関」の作業の規範的側面の中心的特徴であった。この目的で、「機関」は、一方ではジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成、他方では持続可能な開発、開発のための資金調達、気候行動、平和と安全保障、人道行動及びその他の政府間プロセスでカバーしているテーマ別問題との間の関連性を強化し続けた。

4. 「機関」の作業の規範的側面は、2018 年から 2021 年までの期間のその戦略計画に沿ったものであり (UNW/2017/6/Rev.1)、「北京宣言と行動綱領」の促進された実施と「持続可能な開発 2030 アジェン

ダ」のジェンダーに対応した実施に貢献するものである。国連ウィメンは、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのためのシステム全体にわたる説明責任と行動及びその人権の成就が強化され、「機関」が結果を出すために統合されたやり方でその規範的支援、国連システムの調整、事業活動を十分に強化する立場にあることを保障するために、国連の開発制度を動かす際に積極的役割を果たした。

II. ジェンダー平等と女性のエンパワーメント

A. CSW

5. CSW の実体的事務局として、国連ウィメンは、世界基準を定め、全世界でジェンダー平等、女性と女兒のエンパワーメント及びその人権を推進するための政策勧告を策定する主要な政府間政策策定機関としてのその役割において、CSW を支援し続けた。CSW63 の準備と会期中のサービスには、実体的・ロジスティカル支援が含まれた。会期のために国連ウィメンによって準備された公式文書は、優先テーマと見直しテーマを含め、高官意見交換対話と専門家パネル討論を支援し、パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書(E/CN.6/2019/6)も含まれた。

6. 「ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセス」という優先テーマに関する合意結論(E/2019/27、第 I 章、セクション A)は、同じトピックの事務総長報告書(E/CN.6/2019/3)に基づいていた。社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラの立案、予算編成、実施、監視及び評価への統合されたジェンダーに対応した取組を強調することは、「持続可能な開発目標」の状況での優先テーマの位置づけと共に、世界の規範的枠組を拡大している。委員会は、初めて以前に達成された保護のレベルを逆転させないことの重要性を強調した。

7. 国連ウィメンも、「女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性」というテーマで、第 60 回会期で採択された合意結論の実施において遂げられた進歩の見直しをする際に委員会を支援した。総計 12 の加盟国が任意で、達成された進歩、学んだ教訓、直面した課題に関して情報を提供し、好事例と促進された実施の手段を明らかにした。見直しテーマに関する事務総長報告書の中で、規範的・法的・政策的枠組を強化し、ジェンダーに対応した資金調達とデータ収集のための機能的環境を醸成することにより、持続可能な開発の状況でジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを目的とする措置のようにより、49 か国から受領した情報に基づいて実施の傾向が明らかにされた。

8. 委員会の会期の準備として、国連ウィメンは、優先事項を明らかにし、好事例の交換を促進するために、アフリカ、アジア太平洋、ラテンアメリカとカリブ海及びアラブ諸国の地域協議会の開催においてパートナーと協働した。世界レベルでは、国連ウィメンは、2019 年 2 月に多様なステイクホルダーフォーラムを開催したが、これは、ネットワークを強化し、会期に繋がる環境を築く手助けをするために加盟国、国連システム、市民社会、その他のステイクホルダーを集めた。

9. 国連ウィメンは、ジェンダー主流化を推進するという触媒的役割において委員会を支援し続け、相乗作用と統合力を高めるために、他の機能委員会の事務局と協力した。CSW と開発のための科学技術委員会の作業を支援して、国連貿易開発会議、国連ウィメン及びオーストリア政府は、2019 年 1 月に開かれた、科学・技術・革新へのジェンダーのレンズの適用に関するワークショップを合同で開催した。こ

のワークショップは、科学・技術・革新におけるジェンダーの視点を討議し、好事例に光を当て、政策勧告を開発するために、政策策定者、研究者、各国政府と国際団体の代表者を集めた。国連ウィメンは、2017年から2030年までの国連戦略計画の実施と世界森林目標の達成における女性の働き、リーダーシップ、参画の役割を強調するために、2019年5月に開催された国連森林フォーラムの第14回会期に、CSW議長に参加も支援した。

10. 「北京宣言と行動綱領」の実施の25年後の見直しと評価の準備は、2019年中に「機関」の高い優先順位にあった。そのような活動には、第4回世界女性会議の25周年、特に第75回総会の高官会議を開催し(総会決議第73/294及び73/340号)、第43回人権理事会の高官セグメント中に高官パネル討論を開催するという決定(人権理事会決議第42/14号)に関連する決議に取り組む際に加盟国に技術支援を提供することが含まれた。国連ウィメンの地域・国別事務所は、「北京宣言と行動綱領無の実施において遂げられた進歩と遭遇した課題の包括的な国の見直しのために92か国に技術援助と支援を提供した。国の報告書は、地域見直しのために準備される地域総合報告書の変みならず、CSW64のために国連ウィメンによって準備される世界総合報告書の基礎を形成する(E/CN.6/2020/3)⁴。国連ウィメンは、地域レベルで政府間会議を開催し支援するために、地域委員会と協力した。UNウィメンは、地域見直しに先立ってまたはこれと関連して、市民社会との多様なステイクホルダー・フォーラムと青年行事も支援した。

14. 2019年5月に、国連ウィメンは、調整されたジェンダー平等行動を促進し、「北京宣言と行動綱領」の25周年を記念するために、「世代間の平等: 平等な未来のために女性の権利を実現する」と題する多世代間キャンペーンを開始した。「機関」は、市民社会のリーダーシップとパートナーシップを得て、フランスとメキシコが共同議長を務めるジェンダー平等に関する世界の多様なステイクホルダーの集まりである「世代間平等フォーラム」を開催している。国内・地域見直しに基づき、CSW64に続いて、この「フォーラム」は、2020年5月にまずメキシコ市で集まり、2020年7月にパリで頂点を迎える。

B. 国連システム全体にわたるジェンダー主流化

12. 国連ウィメンの作業の不可欠の部分は、システム内のより効果的な調整と統合に繋がる国連システム全体にわたるジェンダー主流化の支援である。システム全体からの寄稿で、「機関」は国連システムのすべての政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化することに関する年次報告書を準備した(E/2019/54)。この報告書は、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システム全体にわたる行動計画」(「システム全体にわたる行動計画2.0」とジェンダー平等成績表)を通して、国連システムの諸団体と国連国別チームの間のジェンダー主流化に対する説明責任に関して2018年に遂げた進歩を示している。

13. 総計66の国連システム諸団体が、2018年の「システム全体にわたる行動計画2.0」を実施するためのその作業に関して報告した。結果は、最も弱いシステム全体にわたる業績は財政資金配分の領域(31%の機関が期待に応えまたは期待を超えていた)、女性の平等な代表者数(17%)の領域であることを示している。政策と組織文化も依然として強化を必要とする領域であり、これは2017年の結果と似て

⁴ www.unwomen.org/en/csw/csw64-2020/preparations#regional-review-processes を参照。

いる。

14. 「持続可能な開発」に関連するは規範的な開発成果に関する新しい指標は、「目標 5」を含めた「2030 アジェンダ」を達成するために加盟国を支援する際の国連システムの業績の全体像を提供することを可能にした。報告した 50 機関のうち、9 機関(14%)---主として資金とプログラム---が程度の高い変革的結果に込えているか、または込える途上にあり、さらに一致した努力が、ジェンダー不平等の根本原因に効果的に対処するために国連システムによって必要とされることを意味していた。

15. 諸団体は、戦略計画が貢献する特定の「目標」とジェンダー平等に関連する優先的なテーマ別領域に関しても報告した。ほとんどの機関が社会経済的領域、つまり「目標 1」(18 機関)、「目標 16」(14 機関)、「目標 10」(13 機関)、「目標 8」(12 機関)のジェンダー平等を支援している状態で、総計 51 機関が、「目標 5」への重点を含めている。女性の参画を優先した機関は 38 あり、規範と基準の実施を推進した団体は 18 あったが、ジェンダー平等のための資金調達を優先した機関はわずか 5 つであった。

16. 24 の国別チームの「システム全体にわたる行動計画」のジェンダー平等成績表の分析は、各国政府との協働とかかわりの領域で業績が最も強く、資金の配分とジェンダー平等の追跡の領域で最も弱いことを示している。

17. 国連ウィメンは、国連システムのすべての政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化することに関する決議(理事会決議 2019/2 号)に関する作業で、経済社会理事会に技術的支援を提供した。

18. 国連ウィメンが準備した国連システムでの女性の地位の改善に関する事務総長報告書(A/74/220)は、2 年の報告期間中に、女性の代表者数は、継続して就職レベルで最も高く、より高い等級レベルで漸進的に減少することを強調した。格差が、平和維持活動を含め、本部以外の場所が本部に 8.7 ポイント遅れている状態で、本部と本部以外の場所で根強く続いている。ジェンダー同数を達成するために前進する際に国連システム諸団体を支援することを目的とする勧告には、既存の政策のより厳格な実施と調和が含まれた。

19. 「機関」は、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果のフォローアップと実施において取られた措置と達成された進歩に関する事務総長報告書(A/74/222)を準備した。この報告書は、2 年間の報告期間中にジェンダーの視点を統合している事務総長報告書と決議の割合において、それぞれ 7 ポイントと 10 ポイントの増加を示した。

III. 持続可能な開発

A. 経済的・社会的エンパワーメント

20. これまでの年月と同様に、国連ウィメンは、ジェンダーに特化した議事項目に関連する作業を支援し、総会、特に第一、第二、第三委員会のその他の決議にジェンダーの視点の統合を強化するために、総会に技術支援を提供した。

21. 総会第 74 回会期のために、国連ウィメンは、「開発における女性の役割の世界調査」に関する事務総長の 4 年に 1 度の報告書(A/74/111)を準備したが、これは、低所得の場での女性がしばしば所得の貧困と時間の貧困に同時に直面していることを説明している。しかし、多面的指数を含めた伝統的な貧困

指標は、生活時間の側面を無視する傾向にある。所得の貧困と時間の貧困の二重の結びつきが、所得を稼がなければならないが、幼い子どもをしばしば世話する時、生殖年齢の女性にとって特に明白となる。世界的に 25 歳から 34 歳の女性は、男性よりも極度の貧困の中で暮らす可能性が 25%高い。これを背景として、女性が所得を稼ぐ機会の拡大とそのケアの重荷の削減は、別個の目標ではなく、解きがたく結びついたものである。

22. 報告書は、ジェンダーに対応した政策立案と実施の好事例を示して、貧困の測定と効果的な貧困根絶戦略に関する世界的な討議に貢献する。貧困から抜け出す持続可能な道を女性に提供するには、機能的なマクロ経済の環境で、社会保護、公共サービス、インフラ及びディーセント・ワークに関する行動をまとめる統合された公共政策の取組が必要である。2019 年 10 月に、国連ウィメンは、国際労働機関(ILO)との協働で、低所得の女性の生活で、所得の貧困と時間の貧困が同時に起こる様態と環境悪化がどのようにこれらジェンダーに基づく不平等を強化するかを調査し、この相互に関連する課題に取り組むためのカギとなる戦略を明らかにするために指導的専門家を集めて、第二委員会の特別行事も開催した。

23. 国連ウィメンは、開発における女性に関する事務総長報告書(A/74/279)も準備した。その報告書の中で、国内の持続可能な開発戦略へのジェンダーの視点の統合、包摂的な成長戦略、積極的な労働市場と社会保護政策が見直されている。この報告書は、経済への女性のますます目に見えるようになった参画にもかかわらず、目につくジェンダー格差が、開発途上国にも先進国にも労働市場に依然として残っていると述べている。

24. 国連ウィメンが準備した農山漁村女性と女兒の状況の改善に関する事務総長報告書(A/74/224)は、国々が、気候に強靱な農業と生計、持続可能なエネルギーと水のインフラへのアクセスを通して、農山漁村女性と女兒の強靱性と適合能力を支援してきたと述べた。報告書の中で、特にジェンダーに対応した気候金融と農山漁村女性と女兒の状況と気候強靱性との間の関連性に関する性別データとジェンダー統計の利用可能性に関して、政策策定と行動を支援して、残る格差が明らかにされた。国連ウィメンは、女性移動労働者に対する暴力に関する事務総長報告書(A/74/235)も準備した。女性の働きと経済的エンパワーメントを推進するための移動の可能性は報告書の中で明らかにされたが、安全な正規の移動の道の欠如と制限的な移動法・労働法が、女性移動労働者、特に非正規の移動ルートにある者の暴力と搾取の危険を高めることもあると述べた。

25. 国連ウィメンは、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジに関する高官会議の準備において総会の作業に貢献した。この努力には、2019 年 9 月に採択された、「ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジ: より健康な世界を築くために共に進む」と題する政治宣言(総会決議第 74/2 号を参照)に関する非公式協議会中の技術支援が含まれた。この宣言の中で、総会は、質の高い保健制度、プライマリー・ヘルス・ケアへの重点、効率的な保健金融政策を持つユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジを 2030 年までに達成する促進された努力を要請している。総会は、不平等に対処し、女性に対す偏見を撤廃することにより、保健セクターでのその役割とリーダーシップを確保するために女性のためのより良い機会を要請している。総会は、「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びこれら見直し会議成果文書に従って合意されたように(ターゲット 5.6)、性と生殖に関する保健ケア・サービス(ターゲット 3.7)と性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスのための「2030 アジェンダ」の公約を繰り返し

述べている。重要なのは、総会が保健政策を立案し、実施し、監視する時にジェンダーの視点を主流化することを要請していることである。

26. 「機関」は、2019 年の人権理事会の 3 つの定期会期と会期間活動中に技術支援と専門知識を提供した。女性の身体的完結性と自治へ権利が繰り返し述べられているスポーツにおける女性と女兒に対する差別の撤廃に関する決議(理事会決議第 40/5 号)と同一賃金に関する決議(理事会決議第 41/14 号)に加えて、国連ウィメンは、女性と女兒に対する暴力を撤廃する努力の促進: 仕事の世界での女性と女兒に対する暴力を防止し、対応するに関する決議(理事会決議第 41/17 号)並びに「子ども結婚をなくす行動を促進する世界プログラム」とのかかわりを通して、子ども結婚、早期・強制結婚の結果に関する決議(第 41/8 号)の折衝を支援した。社会保障への権利に関する決議(理事会決議第 42/13 号)の中で、社会保障への男女同権が強調され、社会保障制度の立案と実施におけるジェンダー偏見と格差が認められ、CSW63 の合意結論も歓迎された。

27. 2019 年 6 月 24 日から 7 月 12 日まで開催された第 41 回人権理事会中に、国連ウィメンは、仕事の世界での女性に対する暴力、高齢女性の権利とその経済的エンパワーメント及び女性議員に対する性差別主義とハラスメントに関するパネル討論を含め、ジェンダー問題を強調するいくつかのサイド・イベントを開催し、これに参加した。ILO と共に、国連ウィメンは、仕事の世界での女性に対する暴力とハラスメントへの対処に関する証拠に基づく技術ガイダンスを提供した。作業は、ILO の 2019 年の「暴力とハラスメント条約(第 190 号)」と 2019 年の「暴力とハラスメント勧告(第 206 号)」の採択で頂点に達した ILO の基準設定プロセスと並んで行われた。

28. 国連ウィメンは、人権理事会によってマンデートを与えられたすべての人権捜査が、そのマンデートを果たすためのジェンダー専門知識を得ていることを保障し続けた。「機関」は、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、シリア・アラブ共和国、イエメン及びパレスチナ国に関する捜査のために、司法急速対応の名簿からの捜査官またはジェンダー顧問と国連ウィメンの性とジェンダーに基づく司法専門家を提供した。これら専門家の支援を得て、理事会の捜査は、ジェンダーの視点を包括的に統合し、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の性と生殖に関する健康へのアクセスの制限(A/HRC/41/18 を参照)、ガザの 2018 年のデモに関連したドメスティック・ヴァイオレンスの増加(A/HRC/40/CRP.2 を参照)、イエメンにおける女性人権擁護者への攻撃(A/HRC/42/CRP.1 を参照)及びシリア・アラブ共和国における女兒の強制結婚(A/HRC/42/51 を参照)を含め、犯罪と暴力を文書化した。

B. 気候行動と環境保護

29. 国連ウィメンは、3 つの「リオ条約」の調整された、ジェンダーに対応した実施に貢献し続けた。「国連気候変動枠組条約」に関しては、「機関」は、「ジェンダーに関するリマ作業計画」と次のジェンダー行動計画に向けた作業を含めたジェンダー行動計画の見直しに貢献した。コスタリカ政府との協働でこの見直しには、第二次ジェンダー行動計画に含めるためのカギとなる要因に関して、締約国とその他のステイクホルダーのための準備ワークショップの合同開催が含まれた。2019 年 6 月に開催された実施のための補助機関の第 50 回会期への提出物の中で、「機関」は、「条約」と「パリ協定」の下でのジェンダー関連のマンデートの国レベルでの実施のための能力開発、データ及び知識の必要性を強調した。技術支援も、2019 年 12 月に開催された第 25 回締約国会議中に締約国に提供された。

30. 国連ウィメンは、気候行動の状況で、ジェンダー平等への注意を高めるために、各国政府とステイクホルダーと協力することにより、2019年9月に、総会の高官週間中に、「気候行動サミット」に関して協働した。国連ウィメンは、「サミット」で発表された気候行動におけるジェンダー平等に関する献身的なイニシャティヴを開発する際に、社会的・政治的牽引者トラックの共同指導を支援した。このイニシャティヴは、ジェンダーに対応した気候変動行動計画、政策及び戦略を実施し、証拠基盤とトラックの進行を改善し、気候行動における女性と女兒のリーダーシップを推進するという53か国の公約を獲得した。「サミット」に至る途上で、国連ウィメンは、3月に開催されたCSW63、7月に開催された経済社会理事会の高官セグメント中及び「サミット」の前夜に、サイド・イヴェントを開催した。この行事は、全世界での適合・緩和行動における女性と女兒のリーダーシップを示した。「機関」は、女性の権利の完全で効果的な享受のためのジェンダーに対応した気候行動に関する国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の分析的調査に実体的インプットも提供した(A/HRC/41/26)。

31. 国連ウィメンは、ジェンダーの視点から、とりわけ「特にアフリカの深刻な旱魃と砂漠化を経験している国々での砂漠化と闘うための国連条約」のジェンダー行動計画、土壌悪化中性化ターゲット設定、金融、データと指標の開発の見直しのための「条約」締約国のための能力開発を支援した。「機関」の締約国への支援と2019年1月に開催された「条約実施見直し委員会」の第17回会期への貢献は、2019年9月に開催された第14回「締約国会議」の審議においてカギとなるジェンダー問題を強く反省するという結果となった。国連ウィメンは、アフリカ開発銀行と「条約」事務局との協働で、土壌の悪化中性化に重点を置いたジェンダーに対応した変革的なプロジェクトとプログラムの開発と実施を通して、土壌の悪化中性化のターゲットを国内的に決定された寄付と関連付ける能力を築いた西アフリカで、国々のための準地域ワークショップを開催した。国連ウィメンは、「条約」事務局と「自然保存国際連合」とのパートナーシップで、そのようなプロジェクトとプログラムの開発に関して締約国に段階的なガイダンスを提供するためのマニュアルも開発した。

32. 国連ウィメンは、継続して知識基盤と証拠基盤を強化し、「生物多様性条約」の2020年以降の世界の生物多様性枠組にジェンダーの視点の統合を提唱した。2020年以降の枠組に関する無期限作業部会の第一回会議に先立って、「機関」は、カナダ政府、ジェンダー平等友好国グループ及び「条約」事務局と、枠組にジェンダーの視点を統合するための入り口点を明らかにするために2019年4月に専門家ワークショップを合同で開催した。世界農林センターと締約国とその他のステイクホルダーとの技術討論は、同じ目標を有していた。国連ウィメンは、枠組のなかの目標、ターゲット、原則及び可能な指標にジェンダー問題を反映する必要性をカバーする提出物を「条約」事務局に出し、2019年11月に開催された「科学・技術・技術的進歩に関する補助機関」の第23回会期中に、締約国に技術支援を提供した。

C. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップと見直し

33. 国連ウィメンは、7月に経済社会理事会の主催で、また2019年9月に総会的主催で開催された持続可能な開発に関する高官政治フォーラムへの貢献を通して、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップと見直しのための世界プロセスとのかかわりを継続した。準備プロセス中に、国連ウィメンは、ジェンダーの視点の統合を奨励するための任意の国内の見直しの準備において各国政府に技術支援を提供した。持続可能な開発のための地域フォーラムへのその参加は、さらなる注意がジェンダー平等

問題に向けられることに貢献した。

34. 折衝中の横断的問題としてのジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための「機関」の技術支援は、「持続可能な開発サミット」としても知られている9月の高官政治フォーラムで採択され、その後2019年10月に総会によって支持された「持続可能な開発のための行動と提供の10年を強化する」と題する政治宣言に貢献した(総会決議第74/4号を参照)。世界の指導者たちは、2030年までに「目標」を達成するための行動の10年を要請し、「アジェンダ」を推進するために彼らが取っている行動を発表した。総計141の促進行動が登録されたが、そのうち53には「目標5」の実施に対する公約が含まれている。

35. 持続可能な開発のための高官政治フォーラムは、「2030アジェンダ」のフォローアップと見直しのための政治的リーダーシップ、ガイダンス及び勧告を提供しているが、国連は、フォーラムに政策専門知識、証拠及び技術的支援を提供した。国連ウィメンは、国連工業開発機関との協働で、国連麻薬犯罪事務所、「国連気候変動枠組条約」事務局と共に、2019年2月に「目標10,13及び16」---3つの目標は2019年に検討中---に関して専門家グループ会議を開催した。この会議は、三つの目標とそのジェンダーの視点からの関連性、特にグッド・ガバナンス、包摂的な法の支配及び司法へのアクセスの強化、意思決定への女性の参画に対する構造的障害の除去と包摂的で持続可能な経済政策と社会政策の推進、証拠に基づく政策策定、企画及び予算編成を推進する国の統計能力への投資、国内資金の動員政策と国内及び国際の税、貿易、投資取り決めの組織的不均衡に対処するための世界行動を通した「2030アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のための資金調達を増加を目的とする一連の勧告を生み出した。

36. 国連ウィメンは、「持続可能な開発目標」に向けた進歩に関する事務総長報告書(E/2019/68)にも貢献した。国連ウィメンは、「目標5」に関連する情報を求める機関にわたる調整努力の先頭に立ち、「機関」が主導的または共同主導的機関である指標のための関連データと統計を提供した。報告書を補うために、「機関」は、統計部と共に、『「持続可能な開発目標」に関する進歩: 2019年ジェンダーのスナップショット』の出版を発表した⁵。この出版物は、現在までの進歩、格差、課題を説明する一つの「目標」につき一つの指標を選んで、すべての17の「目標」にわたってジェンダー平等に関して最近の利用できる証拠をまとめている。

37. 「機関」は、ジェンダー統計の開発において、持続可能な開発目標指標機関間専門家グループのみならず、統計委員会の作業への貢献を継続した。特に、「機関」は、基準がまだ存在しないターゲットの実施を監視するために各国政府によって利用されたための国際的に受け入れられた基準と方法論の開発を支援した。方法論的段階をフォローアップするための「機関」の作業の結果として、最近再分類された第II層指標に関する世界的な基線を確立しようとする一致した努力で、カギとなる「目標5」のデータの範囲は拡大してきた。つまり指標5.1.1は、今では53の国々と地域のデータを有し、5.5.1は、119か国のデータを有し、5.c.1には、69か国と地域の情報が含まれている。さらに、第46回統計委員会によって創設され、ガバナンス統計の領域での概念化、方法論、手段の問題に対処するために構成され

⁵ www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2019/09/progress-on-the-sustainable-development-goals-the-gender-snapshot-2019 より閲覧可能。

た市民グループであるガヴァナンス統計 Praia グループ第の一部として、国連ウィメンと国連開発計画は、合同で、政治参画の他の概念的測定枠組の開発を指導してきた。これは、非差別、司法へのアクセス、安心安全のようなその他のガヴァナンスの領域の測定にジェンダーの視点の統合を確保してきた。こういった貢献は、2020 年 3 月に統計委員会に提出されるガヴァナンス統計に関する新しいハンドブックに反映され、国内統計事務所のためのガヴァナンス統計に関する作業を導くことが期待されている。

38. 国連ウィメンのリーダーシップと技術的専門知識は、「持続可能な開発目標指標機関間専門家グループ」によるジェンダーの視点からの性別分類と多面的分類の優先を確保する際に役立ってきた。女性と女兒の不利な条件を助長する要因は単独では作用しないことを強調して、国連ウィメンは、「目標」の指標の性別及びその他の特徴別の同時分類を強く提唱した。ジェンダーに関連した政策優先事項と現在と未来の分類政策に関するその提言は、第 50 回統計委員会で「グループ」によって提出された。

D. 持続可能な開発のための資金調達

39. 「機関」は、開発のための資金調達フォローアップに関する経済社会理事会フォーラムへのジェンダーの視点の統合を支援してきた。政府間で合意された結論と勧告(E/FFDF/2019/3 を参照)で、加盟国は、すべての財政・経済・環境・社会政策の策定と実施への対象を絞った行動と投資を含め、ジェンダー主流化の必要性を繰り返し述べた。加盟国は、女性が主導する企業の資本へのアクセスにおける格差をさらに懸念と共に述べ、地方・地域・国際市場へのアクセスを得るために、女性のような代表者数の少ないグループのために機会を提供するイニシアティブも奨励した。

40. 経済社会問題局と共に、国連ウィメンは、タスク・フォースの年次報告書にジェンダーの視点を主流化するというマンデートを持つ 18 の機関より成る開発のための資金調達機関間タスク・フォースのジェンダー・クラスター・グループの議長を務めた。2017 年以來の「機関」のリーダーシップと技術的貢献は、統合された国内資金調達枠組、貿易、科学・技術及び金融包接を開発する国内努力を含め、ジェンダー主流化の強化に貢献してきた。2019 年持続可能な開発のための資金調達は、ジェンダーに対応するように、第 3 回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ行動アジェンダ」の 7 つの領域にわたって、進歩を追跡している。

IV. 人権

41. 国連ウィメンは、見直しの準備をする際に加盟国を支援し、ステイクホルダーによる報告書の準備を援助し、国連国別チームの報告書に寄稿し、理事会の会議で発言し、勧告の実施を支援することにより、ジェンダーの視点の統合を強化するために、人権理事会の普遍的定期的見直しに関連して規範的支援を提供し続けた。

42. OHCHR と調整して、国連ウィメンは、すべての地域で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の実施を支援した。「条約」の下で報告し、女子差別撤廃委員会との建設的対話を準備し、報告書の準備プロセスを調整し、指導する際を含め、国連ウィメンは、委員会への国連国別チームの報告書の 94%のために支援を提供した。国連ウィメンは、委員会に提出される市民社会による NGO 報告書と国別チームの報告書の準備に関連しても、支援を提供した。第 40 回理事会中に、国連ウィメンは、「条約」採択の 40 周年を記念し、「条約」と女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議

の実施と監視の間の相乗作用を強調する意見交換対話とサイド・イベントに参加した。

43. その事業活動を通して、国連ウィメンは、国内法、政策、プログラムへの委員会の勧告の反映を含め、委員会の最終見解の実施とフォローアップを支援し続けた。国連ウィメンは、世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する一般勧告の開発において委員会に支援を提供した。これには、このトピックでの専門家グループ会議への参加、第 41 回人権理事会中のサイド・イベントの合同開催、地域協議会の開催への支援、2019 年に国連ウィメンが共同議長を務めた人身取引に反対する機関間調整グループを代表しての委員会へのステートメントの提出が含まれた。女子差別撤廃委員会とすべての移動労働者とその家族の権利保護委員会が共同議長を務める安全で正規の移動のためのグローバル・コンパクトの女性の人権に対処するための専門家作業部会の委員との協働で、国連ウィメンは、その作業において各国政府及びその他のステイクホルダーを支援するために、「政策と慣行: 移動のためのグローバル・コンパクトのジェンダーに対応した実施のためのガイド」を開発した。

44. 国連ウィメンは、「障害者の権利に関する条約」の実施において、障害を持つ女性と女兒の状況への重点を強めるために、障害者の権利委員会とのかかわりを継続した。「機関」は、委員会の第 21 回・22 回会期中に口頭によるステートメントを提供した。2019 年 6 月の「条約」の第 12 回締約国会議中に、国連ウィメンは、障害を持つ女性と女兒の権利を推進するための戦略的取組を討議するためのサイド・イベントを開催した。特に、「機関」は、「政治的・公的リーダーシップにおける障害を持つ女性: 北京+25 に向けて」というテーマでの高官会議を開催するために、障害とアクセス可能性に関する特使、加盟国及び市民社会団体とパートナーを組んだ。この会議は、宣言と政治的・公的問題への障害を持つ女性と女兒の参画への呼びかけという結果となった。

45. 特別手続きの作業を支援して、「機関」は、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者の報告書(A/74/189 を参照)にインプットを提供したが、この報告書の中で、特別報告者は、企業とその供給者によって加えられる虐待に対して人身取引被害者のための救済策へのアクセスに対処した。「機関」は人権擁護者の状況に関する特別報告者の報告書(A/HRC/40/60)にもインプットを提供したが、この報告書の中で、特別報告者は、性暴力を含め、女性が直面するジェンダー関連の危険と特定の暴力を調査した。「機関」は、安全保障理事会決議第 2437 号の実施に関する事務総長報告書(S/2019/711)にもインプットを提供したが、この報告書の中で、リビア沿岸沖の船舶の検査と拿捕のみならず、移動者の密輸と人身取引が対処されている。アフリカの難民、帰還民、国内避難民への支援に関する事務総長報告書(A/74/322)への国連ウィメンの寄稿は、初めて、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの専門の重点と意志決定者と変革の担い手としての女性の役割に対する認識が含まれるという結果となった。

46. 「機関」は、10 年の進歩の後でエイズの疫病をなくすという世界的野心を強化することに関する事務総長報告書(A/73/824)に寄稿したが、この中で事務総長は、周縁化された母集団に到達し、彼らがそのニーズに応えることができるようする機能的な法的・政策的環境と HIV サービスの立案、実施及び監視に地域社会、特に女性の包接を支援することを要請している。国連ウィメンは、経済社会理事会への国連エイズ合同計画事務局長の報告書(E/2019/74 を参照)のために政策勧告を提供した。報告書の中で、国連ウィメンを含めた、「あらゆる形態の HIV 関連の汚名と差別を撤廃するための世界パートナーシップ」の共同議長を認めているのみならず、事務局長は、行動のカギとなる要素として、HIV と共に

暮らしている女性の団体の意味あるかわりと資金提供と女性に対するジェンダーに基づく汚名と差別と暴力の撤廃のみならず、HIV 対応の中心的柱としてジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント強調している。この報告書には、HIV 対応、特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントの状況で、人権を保護し、保健の社会的・構造的決定要因に対処する再活性化された努力と若い女性と思春期の女子のための HIV サービスの利用可能性と利用の強化に対する要請が含まれている。

47. 「機関」は、女子差別撤廃委員会委員、様々な各国政府、団体より成る、女性のための司法へのアクセスに関する高官作業部会を開始するために、司法タスク・フォース、世界銀行及び国際開発法機関とパートナーを組んだ。この作業部会は、高官政治フォーラムのための資料として、女性のための司法に関する報告書を委託した。法律における根強い差別に対処するために、国連ウィメンは、6つのテーマ別領域と 100 か国に重点を置いて、女性と女兒を差別する法律を撤廃するために「2030 年までに女性と女兒のための平等法を：促進された行動のための多様なステイクホルダー戦略」と題する道程表を出すために、アフリカ連合、英連邦、列国議会同盟、フランス語圏国際団体及びイベロ・アメリカン総事務局ともパートナーを組んだ。2018 年に、国連ウィメンは、22 が差別的基準または慣行に対処する、ジェンダー平等に関連する総計 44 の法律の可決を支援した。

V. 平和と安全保障

A. 安全保障理事会

48. 国連ウィメンは、女性・平和・安全保障に関する説明責任を強化するために、新しい証拠、傾向分析、新たな問題に関する情報と実施の格差に、政策策定者の注意を引いた。「機関」は、平和構築と平和の維持と青少年と平和と安全保障に関連するアジェンダとの相乗作用を築いた。規範的進歩は国レベルでのプログラムに変えられた。2020 年 10 月の安全保障理事会決議第 1325 号(2000 年)の採択 20 周年の準備として、国連ウィメンは、2015 年に行われた 3 つの平和と安全保障の見直しでの国連システムに関連する女性・平和・安全保障に関連する勧告の実施の評価を支援した。その結果は、国レベルでの進歩の傾向分析と共に、女性・平和・安全保障に関する事務総長報告書(S/2019/800)に含まれた。報告書の中で、促進された行動のための 6 つの優先領域が、和平プロセス、紛争後の資金調達、ジェンダー平等を推進する経済回復への女性の意味ある参画を含め、2020 年に先立って明らかにされた。

49. 「機関」は、理事会の審議と決定に女性・平和・安全保障の問題の統合を強化するために安全保障理事会の理事国に実体的支援を提供し続けた。そのような努力には、理事会の女性・平和・安全保障に関する非公式の専門家グループの事務局として務めることが含まれた。2018 年に理事会によって採択されたすべての決定のうち、72%に女性・平和・安全保障の問題への明確な言及が含まれていた。2018 年に理事会によって行われた 4 つのミッションのすべてが、女性・平和・安全保障に関連する要素を統合し、地方の女性団体との会合が含まれていた。これまでの年月からかなり増加して、市民社会団体からの 27 名の女性が国に特化した会議においてもテーマ別会議においても理事会で説明するよう招かれた。国連ウィメンの事務局長は、南スーダンとソマリアへの彼女のミッションについて理事会に説明し、南スーダンの移行前と移行段階と 2020 年と 2021 年にソマリアで開催されることになっている選挙の準備での女性の意味ある代表者数を提唱した。

50. 安全保障理事会決議第 2242 号(2015 年)、2395 号(2017 年)及び 2390 号(2017 年)に沿って、国ウ

イメンは、女性・平和・安全保障、対テロ及び暴力的極端主義の防止とこれとの闘いに関するその作業の統合を強化した。「機関」は、国内のジェンダー分析を提供することにより、対テロ委員会執行理事会の国別評価を支援し、ジェンダーに配慮した取組に関する国連世界対テロ調整コンパクトの議長を務めた。知識基盤を強化するために、国連ウィメンは、作業部会との共同で暴力的極端主義の防止においてジェンダー主流化に関する新しいガイダンスを発表し、国連がリストに挙げたテロ集団と関連する女性と子どもの保護、帰還、訴追、更生、再統合のためのカギとなる原則に貢献し、暴力的な過激主義者集団の過激化と女性の参加の牽引力に関して2つの新しい報告書を生み出した⁶。この期間中に、国連ウィメンは、対テロに関する決議第1373号(2001年)に従って設立された安全保障理事会委員会に対して2つの説明会を開いた。

51. 「機関」は、平和を維持し、紛争を防止する際に、若い女性を含めた女性の役割を推進し続けた。平和構築支援事務所との協働で、「機関」は、ジェンダー戦略を実施し、ジェンダーに対応した資金調達、移行、地方の女性平和構築者の役割に関する政策討論を開催する際に平和構築委員会を支援した。

「機関」は、紛争に対する感受性及び地域社会のかかわりに関するシステム全体にわたるガイダンスの開発のための技術的専門知識を提供した。「機関」は、2020年に事務総長によって出されることになっている平和構築と平和維持に関する報告書の特徴づける市民社会の女性の視点を捉える女性平和構築者世界ネットワークによる新しい多国調査も支援した。

52. 安全保障理事会決議第2242号(2015)に従って、国連ウィメンは、移行期の場合でのジェンダーに対応した紛争分析のための方法論を開発するために平和活動局とパートナーを組んだ。そのような分析のための要件には、事務総長の思考企画指令が含まれた。国連ウィメンは、これがないと紛争と危機の悪影響を受けた場で破壊的で長期的な意味合いを持つこともあるすべての政策策定、企画、予算編成を特徴づけるジェンダー分析へのさらなる投資を提唱している。

53. 国連ウィメンは、女性・平和・安全保障フォーカル・ポイント・ネットワークの事務局としてのその作業を通して、地域・国内・地方レベルで、世界的規範と基準を意味ある行動に変える際に国々を支援した。この「ネットワーク」は、2019年に、その会員を85の加盟国と地域団体に増やし、平和と安全保障への女性の完全参画、軍縮及び若い女性のリーダーシップのような問題に重点を置いた。80以上の国々が、女性・平和・安全保障に関する国内行動計画を採択し、これは2015年以来50%の増加であった。総計12の地域団体も献身的な計画と戦略を採択してきた。

B. 和平プロセスへの女性の参画

54. 現在までの進歩の遅さを仮定して、国連ウィメンは、安全保障理事会決議採択の2020年の20周年に先立って6つの促進された行動の優先領域の1つとして、和平プロセスへの女性の意味ある参画を明らかにした。和平プロセスに関連する技術的支援、能力開発及び戦略的機会並びに調査と知識の創出で、国連ウィメンは、女性のリーダーシップと参画によって形成される平和で包摂的な社会を築き、和平プロセス全体を通して、和平協定の実施においてジェンダー平等問題が対処されることを保障すると

⁶ www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2019/07/research-paper-understanding-why-youth-fight-in-the-middle-east 及び <http://www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2019/04/research-paper-gendered-pathways-to-radicalization-and-desistance-from-violent-extremism> より閲覧可能。 -

いう公約の実現を支援した。「公約 2025」と題する和平プロセスへ女性の包摂に関する 10 ポイント・イニシャティヴの 2019 年 9 月の開始に先立って、フィンランドとスペインへの技術的支援のみならず、「紛争防止と仲裁におけるアフリカ女性ネットワーク」(フェムワイズ・アフリカ)と「地中海女性仲裁者ネットワーク」のような女性仲裁者の地域ネットワークの作業に関連するイニシャティヴを含め、報告期間中に、加盟国と地域団体とのパートナーシップが深まった。

55. 国連ウィメンは、2018 年に開始された事務総長の平和維持のための行動イニシャティヴの実施に貢献した。150 を超える国々が、女性・平和・安全保障のアジェンダを集团的に実施するという堅固な公約が含まれる「国連平和維持活動共通の公約宣言」を支持してきた。国連ウィメンは、軍と警察の平和維持者として配置される女性の数をかなり増やすために、2018 年から 2028 年までの統一されたジェンダー同数戦略の開発において、平和活動局も支援した。さらに国連ウィメンは、平和維持を支持して、軍と警察の職員としてより多くの女性を募集し配置する際に加盟国を支援するための革新的な多様なパートナーの信託基金である「平和活動における制服女性のための Elsie イニシャティヴ基金」の事務局を受け入れている。

56. 「女性平和人道基金」の事務局として、国連ウィメンは、女性平和構築者と第一線の対応者のために 2020 年末までに 4,000 万ドルを生み出すことを目的とする「女性のための 40x20」キャンペーンを開始した。増額された資金提供で、基金は、危機の場で活動している 90 を超える女性団体を支援して、2019 年に 5 か国から 12 か国に拡大することができた。平和構築支援事務所とのパートナーシップで、国連ウィメンは、ジェンダーに対応した平和構築投資のためのその 30%の最低資金提供ターゲットを超える努力を支援した。2018 年に、「基金」によって配分された資金の総額 40%は対象を絞った主流化された平和構築プロジェクトのためであり、その「ジェンダー・青年推進イニシャティヴ」は 2017 年の 2,900 万ドルから 2018 年には 3,710 万ドルに増えた。

VI. 人道行動

57. 経済社会理事会の人道問題セグメント中に、国連ウィメンは、国連の緊急事態人道援助の調整の強化に関する決議(理事会決議第 201914 号)に関する折衝中に、技術支援を提供し、現地で基準を行動に変えることにより、人道の場でジェンダー平等を現実のものにする必要性に注意を引くための行事を開催した。特に、「機関」は、ジェンダーに基づく暴力と性的搾取と虐待と闘い、持続可能な変革の達成が、女性をエンパワーし、自己信頼と強靭性を高めことができようすることにより、支援できることも強調するその他の保護の問題に対処する措置を超えてジェンダー平等に対する理解を要請した。

58. 「機関間常設委員会ジェンダー参照グループ」の共同議長として、国連ウィメンは、ジェンダー行動のための委員会の 2017 年のジェンダー政策で支持された基準、役割、責任の遵守を監視するジェンダー・テスクの管理運用を引き受けた。この権限で、国連ウィメンは、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを人道行動に統合するための国連が指導する人道調整制度の集团的行動の監視を含むジェンダー説明責任開始枠組報告書を出版した。

59. 国連ウィメンは、「難民移動者ニューヨーク宣言」に含まれているジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントへの重点が維持されていることを保障するために、世界難民フォーラムに貢献した。

「フォーラム」の 2 つの優先領域---つまり、保護能力の強化と質の高い教育へのアクセスの推進---の共

同スポンサーとして、国連ウィメンは、難民女性と女児の権利を支持し、指導者であり、変革の担い手としてのその役割を高めるためのアドヴォカシーの役割を果たした。難民高等弁務官事務所とのパートナーシップで、国連ウィメンは、「移動する女性: ジェンダーに対応した世界難民フォーラムに向けて」と題する、加盟国からの支援と確固とした誓約を動員するための行事を共同開催した。

60. 「女性難民委員会」とのパートナーシップで、国連ウィメンは、世界人道サミットでなされた「人道アジェンダ」の公約に沿って、女性とエンパワーメントに向けた過去1年にわたってステイクホルダーによってなされた進歩の分析を指導した。これは、良好な傾向、革新的なプログラム及び既存の課題を調査して明らかにし、人道行動におけるジェンダー平等の推進のために必要とされカギとなる勧告を示した。

61. 災害危険削減の領域では、国連ウィメンは、特に性別・年齢別・障害別のデータの収集と利用及び女性と女児への対象を絞った投資におけるジェンダーに対応した計画、政策、ツール、行動の策定において規範的支援を提供した。2019年の「災害危険削減世界プラットフォーム」、「世界再建会議」及び「小島嶼国強靱性イニシャティヴ」の実践家ネットワークで、国連ウィメンは、いくつかの会期を共同開催したり、貢献したりして、成果文書の中のジェンダー平等の反映を提唱した。国連ウィメンは、強靱な社会を築く手助けをすることに関する国連の共通のガイダンスのための事業上のガイドラインの開発を特徴づけ、それによってジェンダーの視点がガイダンスの中で主流化されることを保障するために、現地での経験も強化した。

VII. 政策ガイダンスの実施のための支援

62. ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに関する世界的規範、政策、基準の強化は、「機関」の事業活動の基礎である。国連ウィメンは、要請に応じて、加盟国にその事業活動における6つの型の支援、つまり(a)規範的支援、(b)ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連の調整、(c)統合された政策提言、(d)能力開発、(e)アドヴォカシーと社会的動員、(f)基本的サービスのための技術援助を提供している。そのような活動には、CSW62で採択されたジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会に関する合意結論の実施に関するものを含めたCSWの年次会期のフォローアップにおける支援が含まれる。国連ウィメンの事業活動は、土地の権利、起業スキル、金融包接、気候に強靱な農業、技術へのアクセスを含め、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントにとって極めて重要な広範な問題をカバーして、農山漁村・遠隔地域でかなりの程度実施されている。

63. 「機関」は、国内の持続可能な開発政策と計画へのジェンダーの視点の統合を含め、制度的能力を強化することを目的とするジェンダー平等のための国内メカニズムを支援し続けた。農山漁村女性と女児のエンパワーメントのための戦略を含め、ジェンダー平等のための国内政策、計画及びプログラムの実施のための支援にも重点が置かれてきた。

64. 例えば、国連ウィメンは、2019年に採択された農山漁村、先住民族、農婦女性のための国内政策の準備において、エルサルヴァドル政府に技術支援を提供した。「機関」は、政策を実施するための行動計画の開発において関連省庁を支援し続けている。北マケドニアでは、「機関」は、農山漁村開発計画にジェンダーに対応した予算編成を適用する際に政府を支援した。カンボディアでは、「機関」は、ジ

エンダーに対応した気候資金調達にアクセスを提供するために国内機関と協力し、ジェンダーの視点を気候変動と災害危険削減企画、実施、監視に能力開発努力を通してジェンダーの視点を統合するための国内能力を開発した。カメルーンでは、「機関」は、2万人の農山漁村女性が金融スキル、起業スキルを得て、新しい市場の需要に応えるために耕作技術を改善できるようにする訓練を通して農山漁村道路建設を実施する際に政府を支援した。国連ウィメンは、農山漁村地域で比較的高い割合で起こり、伝統的な法構造によって施行される子ども結婚と女性性器切除をなくすことに関して、東部・中央アフリカで、一連の地域協議会を通して伝統的・文化的制度ともかかわった。

65. 2019年に、国連ウィメンは、世界食糧計画、国連食糧農業機関及び国際農業開発基金と共に、エチオピア、グアテマラ、キルギスタン、リベリア、ネパール、ニジェール及びブルワンダで、農山漁村女性の経済的エンパワーメントに向けて、進歩を促進することに関する複数年にわたる合同プログラムを実施し続けた。このプログラムは、食糧と栄養の安全保障、起業スキルと地域社会と制度での市場、リーダーシップ及び参画へのアクセスを得るための価値網及び経済的エンパワーメントのためのジェンダーに対応した政策環境を改善するための多面的戦略を用いている。国連ウィメンとそのパートナーは、最も脆弱で最も貧しい女性、非識字の女性並びに生産者団体ですでに組織された女性起業家と協力しており、「機関」が、誰も取り残さないという原則と、地域社会で経済成長に貢献する事業を支援することができようとしている。2018年に、参加している農山漁村女性の農業生産は、2017年から平均して34.1%増加した。

66. 国連ウィメンは、エンパワーメントに貢献するために、証拠に基づく政策策定と意志決定を促進する目的で、農山漁村女性と女兒に関する分類データの収集、分析、普及を支援した。例えば、ケニアでは、「機関」は、基礎調査を行い、農山漁村女性の農業金融へのアクセスに関する好事例を文書化するために、農業金融公団を支援し、情報を生み出し、データ格差に対処し、ジェンダー統計を生み出す既存の源からのデータを処理した。

VIII. 結論

67. 政府間プロセスと機関への規範的支援の提供は、「北京宣言と行動綱領」の実施の25年後の見直しと評価のための準備の状況を含め、2019年の国連ウィメンの高い優先事項のままであった。「機関」は、継続して、政府間機関の作業全体にわたって、ジェンダーの視点の統合を強化するために、様々なプロセスへの以前の貢献を土台とした。証拠基盤を強化し、セクターにわたる関連性を描くことにより、国連ウィメンは、その作業の規範的側面と事業上の側面との間の強化された統合力、首尾一貫性、調整に向けて活動を継続した。その努力は、誰も取り残さないことを保障するために、多様なステイクホルダーとのパートナーシップと協働で、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的实施と「持続可能な開発2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に対する公約によって導かれた。その努力は、国連開発システムの再位置づけとそのプロセスの成果がジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成を支援することを保障するその努力に関して、システム全体にわたるプロセスへの「機関」の行動志向のかかわりによっても導かれた。

68. 2020年の「北京宣言と行動綱領」の実施の25年後の見直しと評価は、あらゆるレベルでの進歩と残る格差と課題を評価し、これら格差を埋めるための強化された、インパクトのある行動とパートナ

ーシップを強化する重要な機会となる。国連ウィメンは、世界の規範的枠組を強化する時、CSW の作業を支援し、ジェンダー平等、女性と女兒のエンパワーメント及びその人権と基本的自由の成就を達成するために、CSW の政策ガイダンスの促進された実施に貢献するであろう。

(房野桂訳)

「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価 (E/CN.6/2020/3)

事務総長報告書

概要

本報告書は、経済社会理事会決議第 2018/8 号によってマンデートを与えられたように、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の見直しと評価として役立つものである。本報告書は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施において彼女たちが果たすことのできる役割に関連する課題をカバーするものである。その決議の中で、経済社会理事会は、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施において遂げられた進歩と遭遇した課題の包括的な国レベルでの見直しを行うようすべての国々に要請し、世界的見直しに地域レベルでの政府間プロセスの成果を資するために、地域見直しを行うよう地域委員会を奨励した。

I. 「持続可能な開発目標」を達成するために、北京の夢に再び火を灯す

1. 「北京宣言と行動綱領」は、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性と女兒の人権の実現を達成するための包括的な夢のアジェンダとして 1995 年の第 4 回世界女性会議で採択された。これには、社会的・経済的・政治的・環境的領域にわたって女性と女兒の人権の享受を妨げる組織的で構造的な障害の除去と夢を実現する政策行動の要請が含まれている。各国は、公共と民間の領域での男女間の権力と資源の再配分が万人のための平等、持続可能性、平和で包摂的で民主的な社会を達成するというより幅広い目標と解きがたく結びついていると結論づけた。

2. 北京の夢は、人権とジェンダー平等を核心となる原則とし、貧困を根絶し、重複し重なり合う不平等を減らし、気候変動に対処し、紛争をなくし、平和を維持するという野心的な目的をもって、各国が「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を採択した 2015 年に再確認された。「行動綱領」に基づいて、「2030 アジェンダ」は、開発が持続可能なものであるためには、その利益は男女に平等に生じなければならない、女性の権利は、この惑星を保護し、すべての人々が尊厳をもって暮らすことができることを保障する努力のより幅広い状況があって初めて現実のものとなることを強調している。

A. 北京の夢は部分的にしか実現していない

3. 世界のジェンダー平等風景の基本的な移行は、過去 5 年にわたって起こってきた。増加する不平等と経済的排除は、利益が平等に分かち合われていない開発モデルの兆候である。ジェンダー平等に対する

押し戻しは、ますます強くなってきている。世界は、天然資源の過剰な利用によって煽られる気候危機にも直面している。急速な技術的变化は、経済的・社会的・政治的生活のすべての側面にインパクトを与えており、機会と危険を生み出している。世界中の女性運動は、若いフェミニストが牽引している状態で、経済的・社会的・環境的正義と組織的変革をますます要請している。十分な教育を受けた「デジタル的にナイーヴな」若い女性は、より正しい、持続可能な未来を要求する際に、ますます目に見える積極的役割を果たしている。しかし、彼女たちの野心は、不安定雇用と増加する経済的不安定の広がりによって妨げられつつある。

4. 2015 年以来、各国はジェンダー平等を推進するために、法律・政策・プログラムの導入と改革を強化してきた。特に開発途上地域で、国の報告書に反映されているように、過去 5 年にわたる最優先事項には以下が含まれている：

- ・女性と女兒に対する暴力の撤廃
- ・性と生殖に関する健康ケアを含めた保健ケアへのアクセス
- ・政治的参画と代表
- ・女性と女兒のための質の高い教育、訓練、生涯学習

開発途上地域で、女性の働権利とその職場での権利、無償のケア労働と家事労働の問題、仕事と家庭の両立、否定的な社会規範とジェンダー固定観念を変える努力にさらなる注意が払われて来た。環境的持続可能性、ジェンダーに対応した災害危険削減と強靱性、デジタルと金融への包摂の強化は、世界的に最も注意されてこなかった。

5. 過去 5 年にわたって、新しい政策とプログラムの方向性が現れてきた：

- ・無償のケア労働・家事労働のために女性に課される責任の不相応な重荷に対処する必要性を認めて、4 分 3 の国家が、出産休業、父親休業または育児休業またはその他の型の家族休業を導入したり、強化したりしてきた。
- ・女性と女兒の間の貧困を根絶するための社会保護プログラムが、70%の国々で強化されたり、導入されたりしてきた。
- ・ジェンダーに対応した予算編成が、半数以上の国々で実施されつつある。
- ・技術によって促進される女性と女兒に対する暴力に関する法律と規則が半数以上の国々で強化されたり、導入されたりしてきた。国々は、セクハラに取り組むことにより重点を置いており、わずかではあるがますます多くの国々が、政治における女性に対する暴力に対処している。
- ・女性・平和・安全保障に関する国内計画を有する国の数が、2015 年以来 52%増加した。
- ・環境と天然資源管理とガバナンスへの女性の参画とリーダーシップが 61%の国々で支援されるようになっている。

6. 差別的な法律は、継続して取り消され続けている。つまり、2008 年から 2017 年までの間に、131 か国で 274 のジェンダー平等に関する法改正があった⁷。これまで以上に多くの女兒が学校に通っており、より多くの国々が就学率においてジェンダー同数に達してきた(セクション III.B を参照)。世界的な妊産婦死亡率は、2000 年の生児出生 10 万につき妊産婦死亡 342 から 2017 年には生児出生 10 万につき

⁷ 世界銀行、2019 年、女性、企業、法律：改正の 10 年(ワシントン D.C.、2019 年)。

211 にまで下がった(同上)。過去 10 年にわたって、熟練した保健専門家が付き添う出産の割合は、12 ポイント増加した(同上)。女性の政治的代表者数は、1995 年以来倍増したが、男性は未だに議会の議席の 757%を占めている(セクション III.D を参照)。

7. しかし、全体的に、進歩は、1995 年に各国がコミットしたものには達していない。地域によっては、停滞し、逆行しているところさえある。25 歳から 34 歳までの女性は、男性よりも極度の貧困の中で暮らす可能性が 25%高い(セクション III.B を参照)。労働力参加におけるジェンダー格差は、1989 年から 2018 年の間に 31%と依然として変わらず、女性は不安定な形態の仕事に集中している(セクション III.A を参照)。女性の間の改善された教育は、先進国でも開発途上国でも深く根差した職業分離を変えるためにほとんど何もして来ず、世界的なジェンダー賃金格差は継続して 20%である。女性は、不相応な割合の無償のケア労働と家事労働を行い続けている。開発途上国では、これには、女性と女兒が家屋に水へのアクセスがない家庭の 80%で責任を持っている水集めのような骨の折れる仕事が含まれる(セクション III.E を参照)。女性は依然としてあらゆるセクターにわたって意志決定と指導的役割でかなり代表者数が少ないかまた締め出されたままである。世界的に、2018 年には、政府、大企業及びその他の機関におけるわずか 27%が、女性によって占められていた(セクション III.D を参照)。

8. 女性と女兒に対する暴力は、依然として広がっている。世界的に、パートナーがいた 15 歳から 49 歳までの女性の 17.8%が、この 12 か月で親密なパートナーによる性的・身体的暴力を受けていた。後発開発途上国では、この数字は、24%に増える(セクション III.C を参照)。2017 年に、毎日 137 名の女性が親密なパートナーまたはその他の家族によって殺害された。家族計画の満たされないニーズを持つ女性の割合は、2000 年以来 10%で停滞している(セクション III.B を参照)。2019 年に、妊娠を避けたい全世界で 1 億 9,000 万人の生殖年齢の女性が、避妊法を利用していなかった。妊産婦死亡は、紛争または危機の悪影響を受けている国々の半数が生児出生 10 万につき 399 またはそれ以上という高いまたは非常に高い率を示している状態で、これら国々で驚くほどに高い(セクション III.F を参照)。「持続可能な開発目標」のターゲット 3.1 に沿って、2030 年までに妊娠婦死亡率を生児出生 10 万につき 70 以下にするためにかなりの努力が必要とされよう。

9. 年齢、階級、障害、人種、民族性、性的指向、性自認または移動の状態に基づくものを含め、重複する形態の差別を経験している女性と女兒は、最も進歩が遅かった。農山漁村地域の女性は、都会にいる者よりも出産する時に熟練した保健専門家にアクセスする可能性が未だにはるかに少ない(セクション III.B を参照)。難民の女兒は、難民の男児や難民でない同輩よりも学校に行かない可能性がより高い。世界的に、富の 5 分位の最も低いところにいる 20 歳から 35 歳の女性は、最も高い 5 分位にいる女性よりも 15 歳前に出産する可能性が 3.7 倍高い。世界中の LGBTI の女性は、暴力とハラスメントの高い危険にさらされている(セクション III.C を参照)。女性と女兒の最も周縁化された集団が進歩できないことは、誰も取り残さないという公約に直接反することである。

10. ジェンダー平等のための制度と実施枠組への資金と投資のレベルは、依然として嘆かわしいほどに不適切である。政府開発援助(ODA)のわずか 4%しか、2017 年にはジェンダー平等に重点を置いてオラズ、前年度からの 7%の減少であった(セクション III.D を参照)。過去 5 年で、女子差別撤廃委員会は、国内ジェンダー平等本部機構のマンデートと責任領域及び資金提供を強化する必要性に継続して注意を喚起しており、ジェンダー平等推進のための根強い制度的欠陥を示していー。2018 年に、ジェンダ

ーに対応した規定を持つ和平協定の割合は、わずか 7.7%であり、2001 年から 2010 年までの間の 26%からの減少である(セクション III.E を参照)。

11. 地域によっては、ジェンダー平等が、性と生殖に関する健康と権利に制限を加え、学校のカリキュラムから包括的な性教育を除去し、高等教育からジェンダー学を除去する試みを含め、挫折してきたところもある⁸。「行動綱領」の実施の促進には、変革的な政策、組織的な変革、多国間協力及びジェンダー平等と女性の人権の完全尊重を達成するという公約が必要であろう。女性の人権擁護者の暴力、ハラスメント、虐待と闘い、防止するには、断固とした、調整された行動が必要とされる。

B. 開発の利益の不平等な配分は包摂的で平和な社会に向けた進歩を損なう

12. 極度の貧困の中で暮らしている世界人口の割合は、1990 年の 36%から 2015 年には 10%に減少した⁹。地域にわたって進歩は不均衡であったが、世界中の男女は、貧困削減から利益を受けてきた。

13. しかし、貧困削減は、開発の利益の公正な配分を伴ってこなかった。実際、所得と富の不平等が、先進国と開発途上国で増えてきた。2011 年から 2016 年の間に、人口の底辺の 40%の間の成長率は、比較できるデータを有する国々の 50%、つまり 92 か国で国の平均よりも高かった(E/2019/68、バラ 31)。たとえそうであっても、底辺の 40%は、この期間に全体的な所得の 25%未満しか受け取らなかった。多くの国々で、所得のますます多くの割合が、トップの 1%に生じている。

14. 開発の利益を公正に配分できないことは、社会を分断させている。一方では強烈な経済的不安定の認識、他方では富の集中の認識が、恐怖と不信を煽っている。これに続く社会的緊張と不安定が、民主的な価値と制度を脅かしている排除的で、排外的で女性嫌いの集団を生じさせる肥沃な根拠を提供してきた¹⁰。

15. 過去 10 年にわたって、民主主義の質はますます多くの国々で低下してきた。これは、表現の自由の低下、市民社会の締め付け、法の支配の浸食、ヘイト・スピーチの増加に表れてきた¹¹。2018 年に、114,000 名の女性が、市民社会が抑圧されている国々で暮らしていた¹²。この状況で、ジェンダー平等に対するバックラッシュは後退的な法と政策の改正、ジェンダー平等を推進するマンドートを与えられた機関の空洞化、女性の権利団体の縮小という形態をとっている¹³。

16. 増加する不平等は社会的不満と不安定に拍車をかけてきた。ますます多くの国々が、過去 30 年のどの時点よりも何らかの形態の暴力的な紛争を経験している。暴力と迫害が、これまで以上に強制移動

⁸ A/HRC/38

⁹ 2019 年持続可能な開発目標報告書(国連出版物、販売番号 E.19.I.6 号)。

¹⁰ Chase Foster 及び Jeffrey Friden, 「補償、緊縮、大衆迎合主義: 17 の西欧諸国での社会支出と投票」1800 年以來の固化と資本主義に関するセミナーのために準備された文書(2019 年 12 月); Branko Milanovic, 資本主義のみ: 世界を支配する制度の未来(マサチューセッツ州、ケンブリッジ、ハーヴァード大学出版、2019 年)。

¹¹ V-Dem 機関、世界的課題に直面している民主主義: 2019 年 V-Dem 年次民主主義報告書(スウェーデン、ゴッテンブルグ、ゴッテンブルグ大学、2019 年)。

¹² 2018 年に市民社会団体が厳しい実体的な抑圧を受けている 33 か国と地域(総計 179 中)に基づく国連ウィメンの計算(V-Dem 機関、世界的課題に直面している民主主義を参照)と女性人口(国連、2019 年世界人口展望を参照)。

¹³ Roggeband と Krizsan, 「女性の権利に対する民主的後退とバックラッシュ」。

を牽引している。2018年に、記録的な7,080万人の人々が戦争、迫害、紛争を逃れた¹⁴。紛争と危機が持続可能な開発のすべての指標で女性と女児の進歩を抑えている。しかし、平和よりも安全保障に依然として重点が置かれている。世界的な軍事支出は、2014年の減少以来徐々に増加してきており、1998年の冷戦後の低下よりも今では76%高くなっている¹⁵。

C. 現在の制度は万人、特に女性と女児のためには効果が上がらない

17. 増加する不平等は、繁栄の共有を生み出すために富と資源の再配分を可能にしてもいなければ、貧困と脆弱性から人々を守るための政策への投資も生み出していない経済モデルの結果である¹⁶。経済モデルは、ディーセント・ワークと生計を生み出すことに失敗し、女性の無償のケア労働と家事労働に大きく依存している(A/74/111)。2008年の財政危機と現在の不安定によって生み出された広範な経済的社会的損害は、過度な財政化と脆弱な規制の危険を明らかにしてきた。つまり、短期的な景気・不景気のサイクルが、ディーセント・ワーク、人間の福利への公共投資、より長期的な持続可能な成長を犠牲にして現れている¹⁷。

18. 世界は緊縮措置の新しい波の瀬戸際に立っている。国際通貨基金の189か国の支出予測の分析は、2021年までに約58万人の人々が¹⁸緊縮の影響を受ける国々で暮らすであろうことを示しているが、その中の289,000人が女性と女児であり、世界女性人口の約4分の3になる¹⁹。財政緊縮は、公共サービスと送金、サービスが浸食された時の債務不履行のケア提供者としてのその役割、カットを受けてきた第一線の公共セクター労働者としてのその強力な存在を仮定すれば、特に低所得の女性にとって首尾一貫して後退の結果を生み出して来た²⁰。2017

19. 支配的な経済モデルも、天然資源の過剰利用、生物多様性の損失、気候危機の急速な増加を牽引する抽出主義を含め、持続不可能な生産と消費のパターンに基づいている²¹。2017年に、世界の物質消費は921億トンに達し、2000年以来毎年抽出の割合が進んでいる状態で、2015年の870億トンから上昇して、1970年の270億トンから254%増えた(E/2019/68、パラ34)。世界的な温室効果ガスの集中度も2017年に記録的な高さに達した(同上、パラ34)。環境悪化は、低所得国と危機を助長することが最も少なかった最も周縁化された女性に不相応な悪影響を及ぼしている。自然環境に大きく依存している女性の生計の破壊は、増加する食糧の不安定と罹病率を助長し、無償のケア労働と家事労働の重荷を増や

¹⁴ 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、*世界の傾向: 2018年の強制移動*(ジュネーブ、2019年)。

¹⁵ Nan Tian 他、「2018年世界軍事支出の傾向」、ストックホルム国際平和調査機関ファクトシート(2019年4月)。

¹⁶ *2017年世界経済社会調査: 70年の開発政策分析を振り返る*(国連出版物、販売番号E.17.II.C.1号)。

¹⁷ *2019年貿易と開発報告書: 世界のグリーン・ニュー・ディールに資金調達する*(国連出版物、販売番号E.19.II.D.15号); 国連、*2017年世界経済社会調査*。

¹⁸ Isabel Ortiz 及び Matthew Cummins、「緊縮: 新しい正常---2010年から24年までの更新された「ワシントン・コンセンサス」、調査文書(政策対話イニシャティヴ他、2019年10月)。

¹⁹ 2021年に緊縮に直面する126か国または地域に基づく国連ウィンの計算。Ortiz 及び Cummins、「緊縮: 新しい正常{に基づく緊縮の定義; 国連、2019年の世界人口予測に基づく人口推定。

²⁰ 国連ウィメン、*世界経済危機とジェンダー平等*(ニューヨーク、2014年)。

²¹ A/69/156; 国連環境計画(UNEP)、*世界的なジェンダーと環境の概観*(ナイロビ、2016年)を参照。

している²²。環境悪化も大量の人々の強制移動と乏しい天然資源を求める増加する競争を通して平和と安全保障に対する危険を呈している。

D. 急速な技術的・人口学的変化がジェンダー平等の風景を変える

20. 人口知能、自動化、ロボット工学を含む技術の進歩は、生活のあらゆる領域で巨大な変革に繋がることが期待されている。技術の変化は、ジェンダーに中立的ではない。データが利用できる経済協力開発機構(OECD)諸国の証拠は、技術開発と革新を形成する会社や職業においては女性の代表者数が少ないことを示している²³。ニュー・テクノロジーは、技術が可能にするスペースでの暴力と虐待の危険に女性と女兒がますますさらされることを含め、公正さと包摂性、プライバシーと自治、説明責任と透明性についての懸念も目覚めさせてきた。技術的進歩は、世界中で女性を動員し接続させる新しい道を切り開くので、ジェンダー平等を推進する準備もできようが、適切な規制がないと、単に過去の不平等を繰り返し、さらに悪化させることもあるかも知れない。

21. 高齢化と移動のような主要な人口学的傾向は、ジェンダー平等にとって重要な意味合いを持つ。2018年に、人間の歴史上初めて、65歳以上の人々が、全世界で5歳未満の子どもの数より多くなった²⁴。2050年までには、世界人口の16%が、65歳を超え、2019年の9%から増加する。女性は65歳以上の人々の55%を占め、80歳以上の人々の61%を占める²⁵。女性は男性よりも高齢期の所得の安全保障にとって否定的意味合いを持つ可能性を伴って、有償労働よりも家族を優先する可能性が高く、主として長寿のために、慢性的病気、障害、自己ケアの難しさを男性よりも訴える可能性がより高い。

22. サハラ以南アフリカのほとんどで、また、アジアとラテンアメリカとカリブ海の一部で、出生率の最近の減少は、労働年齢人口(25歳から64歳まで)がその他の年齢集団よりも急速に増加し、人口ボーナス(若い労働人口の経済的利益)の可能性を生み出している²⁶。そのボーナスを入手するために、各国政府は、若い女性が、教育へのアクセスを妨げ続けている子ども結婚と思春期の妊娠に対処することにより、その可能性を完全に発達させることができるようにする必要がある。女性の教育達成度が改善したところでさえ、仕事への移行は依然として難しい。開発途上国の多くの十分に教育を受けた若い男女は、仕事を見つけることが難しいが、女性は特に失業の悪影響を受けている。

E. 組織的変革とさらなる説明責任の必要性

23. 各国は、「行動綱領」の変革的な夢を政策に変え、女性と女兒の権利を成就するためにより多くのことをしなければならない。例えば、女性の経済的エンパワーメントに関する政策は、経済成長を促進するために女性の参画を増やすのみならず、無償のケア労働と家事労働を再配分する目的で公共投資を拡大することに重点を置くべきである。和平プロセスへの女性のかかわりの推進は、紛争後の状況でのガ

²² 同上。

²³ Judy Wajcman、「デジタル革命: 北京後25年のジェンダー平等と女性の権利に対する意味合い」北京プラス25に関する専門家議論グループ会議のために準備された背景文書、ニューヨーク、2019年9月。

²⁴ 2019年世界人口展望: ハイライト(国連出版物、販売番号E.20.XIII.8号)。

²⁵ 国連ウィメン、「高齢者のための長期的ケア: 新しい世界的ジェンダー優先事項」、政策説明書、第9号(ニューヨーク、2017年)。

²⁶ 2019年世界人口展望: ハイライト。

ヴァナンスへのその参画に繋がるべきである。気候変動が女性に与える不相応なインパクトに対処する政策は、環境悪化のジェンダーに基づく経済的・社会的牽引力を考慮に入れるべきである。

24. 世界中で、若い女性は、民主主義、教育、移動者の権利、LGBTI の人々の権利から経済的正義と気候の正義及び大量射殺にまでわたる問題、女性と女兒の人権が成就されて初めてその他の形態の不平等、排除及び不正をなくすことができるという理解に関して、変革のための運動を指導している²⁷。彼女たちは、女性と女兒に対する暴力をなくすこと、その性と生殖に関する健康権が支持されることも要求している。男性は、ジェンダー不平等に挑戦し、変革を提唱するためにその権力の地位をますます利用している。

25. 民間セクターは、グローバル化を女性に対してより公正なものに、女性に対してより包摂的なものにする際に重要な役割を果たすことができる。1995 年以来、民間セクターは、女性のディーセントな労働条件を提供し、環境基準と労働基準に答え、税の公正な割合を支払うことに重点を置いて、任意の規範と協定を通して開発、ジェンダー平等及び人権原則に益々貢献してきた。持続可能な開発の領域での民間セクターの影響力が増すにつれて、女性と女兒の人権に関連するその行動と説明責任は、「行動綱領」と「2030 アジェンダ」に完全に沿うものにされるべきである。

26. 持続可能な開発のすべての側面の進歩を脅かす複雑な課題に直面して、「行動綱領」の実施を促進する必要性は、新たな緊急性を帯び、世界を「持続可能な開発目標」に定める軌道に乗せることができよう。「行動綱領」と「2030 アジェンダ」を実施するための主たる責任は、国家にある。ジェンダー平等を推進するためのカギとなる行為者としての女性団体は、各国政府及びその他の有力な行為者からの説明責任に対するその要求において支援を必要としている。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへのより多くの投資

27. 「行動綱領」を実施するための投資は、計算されたことはなかったが、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための資金調達、明白に不十分であった。資金調達格差は、万人のための包摂的で公正な質の高い教育を達成するために必要な額よりも 43 か国で未だに投資が足りない教育のような基本的な領域で根強く続いている²⁸。予防できる妊産婦死亡をなくし、家族計画の満たされないニーズをすべてカヴァーし、2030 年までにジェンターに基づく暴力を撤廃することは、2020 年から 2030 年までの間にこれら領域で支出されることが期待されている。

28. 短期的な集団的行動は、「行動綱領」で定められたように 8 つの優先領域に重点を置くべきである (セクション IV も参照):

- ・すべての差別法を除去し、ジェンダーに対応した実施と制度的枠組を優先すること
- ・サイロを打ち壊し、人権基準と原則に基づいて実施への統合された取組を築くこと
- ・女性と女兒の最も周縁化された集団に届き、誰も取り残さないことを保障すること

²⁷ Maxine Molyneux, 「1970 年から 2019 年までの新しいフェミニストのアクティヴィズム: 世代間の視点」及び Ruth Milkman, 「ジェンダー、重なり合い、社会運動と新しい政治世代」、北京+25 に関する専門家グループ会議のために準備された専門家報告者、ニューヨーク、2019 年 9 月。

²⁸ 国連教育科学文化機関(ユネスコ)、2019 年世界教育監視報告書: 移動、国内避難、教育---壁ではなく橋を築く(パリ、ユネスコ出版、2018 年)。

- ・ジェンダー平等の公約に応えるための適切な資金を提供すること
- ・意思決定のあらゆる側面で女性の参画の増加を促進し、女性の権利団体のために機能的環境を醸成すること
- ・非暴力、尊重、平等の文化を生み出すために社会規範を変革すること
- ・ジェンダー平等のための技術に備えること
- ・進歩を効果的に監視するためにデータ格差と証拠格差を埋めること

II. 「行動綱領」の実施の見直しと評価

29. 決議第 2018/8 号で、経済社会理事会は、CSW64 が、「行動綱領」と第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価を行うことを決定した。この見直しで、「行動綱領」の実施に関する課題とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成及びジェンダーの視点を通した「2030 アジェンダ」の実施への貢献が評価される。

30. 決議の中で、すべての国家は、「行動綱領」と第 23 回特別総会成果の実施において遂げられた進歩と遭遇した課題の包括的な国内見直しを行うよう要請され、地域委員会は、地域レベルでの政府間プロセスの成果が 2020 年 3 月の CSW64 によって行われることになっている世界的見直しに貢献できるように地域見直しを行うよう奨励された。

31. 4 つの地域見直しは、2019 年末までに完了し、5 番目の見直しは、2020 年 1 月に行われる²⁹。閲覧できる地域見直しからの結果は、この報告書に反映されてきた:

- ・アフリカ経済委員会は、アフリカ連合の「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する第 4 専門技術委員会の主催で、「平等な未来のための女性の権利の実現」というテーマで、2019 年にアディアベバで 2019 年 10 月 28 日から 11 月 1 日まで「女性に関するアフリカ地域会議(北京+25)」を開催した。政治宣言、カギとなるメッセージ及び優先的行動が採択された。
- ・欧州経済委員会は、ジュネーヴで、10 月 29 日と 30 日に「北京+25 地域見直し会議」を開催した。会議の成果は、共同議長の概要の中で示された。
- ・アジア太平洋経済社会委員会は、バンコクで 11 月 27 日から 29 日まで、「北京+25 の見直しに関するアジア太平洋閣僚会議」を開催した。「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進に関するアジア太平洋宣言」が会議で採択された。
- ・西アジア経済社会委員会は、アンマンで 2019 年 11 月 28 日に、25 年後の「行動綱領」の実施において遂げられた進歩に関する高官会議を開催した。今後の行動のための優先事項は、成果文書の中に書かれた。
- ・ラテンアメリカとカリブ海経済委員会は、2020 年 1 月にラテンアメリカとカリブ海の女性に関する第 14 回地域会議を開催する。

32. 見直しと評価のプロセスは、世界中で 3,000 以上の市民社会団体の動員に繋がってきた。「行動綱領」を実施する国々の努力を見直す際に、市民社会団体は、地域協議会、フォーラム、専門家グループ

²⁹ 地域見直しの報告書と地域レベルでの政府間会議の成果文書は、CSW が閲覧できるようにされる。

www.unwomen.org/encsw/csw64-2020/preparations#regional-review-processes を参照。

中にはその国の見直しの準備において市民社会と相談したと報告したところもあり、場合によっては、市民社会団体が並行報告書を作成してきた。

33. 国連は、「行動綱領」の実施に対するその支援の評価も行ってきた(ボックス II.1)。

ボックス II.1

「行動綱領」の実施に対する国連支援

加盟国は、「行動綱領」の実施に対して主たる責任を担っているが、国連もその実現を支援する際に、重要な役割を果たしている。1995 年以来、国連は、国連改革の状況を含め、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための機能的環境を醸成し強化するために活動してきた。

ジェンダー配慮は日常的に戦略企画に反映されており、ジェンダー政策は存在し、ジェンダー平等のための企業レベルと国レベルの説明責任枠組は設置されている。過去 5 年で、国連は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントをより良く果たすために、そのインフラを強化してきた。

国連国別チームは、国内開発プログラム形成と共通の国のプログラム形成にジェンダー配慮を統合するその努力において各国政府を支援している。国連は、関連する法的・政策的枠組を強化するために、諮問サービス、技術支援、能力開発も提供している。

過去 5 年で、国連諸機関は、(a)女性に対する暴力の撤廃、(b)差別的な社会規範の変更、(c)質の高い教育へのアクセスの改善、(d)女性の政治参画の増加を優先してきた。中には、性と生殖に関する健康と権利へのアクセスを改善することにも重点を置いてきたところもある。無償のケア労働・家事労働の問題はさらに注意を引きつつある。

ますます多くの国連機関が、(a)社会保護へのアクセスの改善、(b)新たに出現しつつある分野、特に科学・技術・工学・数学(STEM)とデジタル活用能力のスキルと訓練へのアクセスの拡大、(c)女性と女兒に対する暴力をなくす努力を促進するための技術の利用にかかわっている。

最も少ない数の国連機関から注目されて来た領域には、(a)女性の金融包摂、(b)ジェンダーに対応した災害危険削減、(c)デジタル包摂、(d)基本サービスとインフラが含まれる。気候変動と経済的・社会的包摂のためのデジタル技術の重要性を背景として、国連機関は、これら領域での行動を優先するべきである。

事務総長は、2021 年まで上級の指導的レベルで、2028 年までに国連全体のすべてのレベルで同数を達成するという目標をもって、2017 年 9 月にジェンダー同数に関するシステム全体にわたる戦略を開始した。ほとんどの機関は、この目標を達成するための計画を有しており、包摂的で現代的な労働力を生み出している。事務総長は、国連のジェンダー平等のための資金調達の見直しを優先し、国連におけるセクハラ、搾取、虐待を防止し、対応する措置を強化してきた。

III. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の状況での「行動綱領」実施における進歩

34. 「行動綱領」の実施の 25 周年の見直しと評価は、2015 年に「2030 アジェンダ」が採択されて以来行われることになっているこの型の初めての包括的見直しである。「持続可能な開発目標」の下では、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント自体が目標(「目標 5」)でありその他の目標を達成するための手段となるが、そのすべてにジェンダー関連のターゲットが含まれている。ジェンダーの視点の組織的主流化は、「2030 アジェンダ」の実施にとって極めて重要である。ジェンダー平等と「持続可

能な開発目標」との間の関連性の重要性は、CSW60 の合意結論でさらに明確化された。

35. 「行動綱領」の促進された実施は、「2030 アジェンダ」の実施に直接的に貢献するであろう。6つのクラスターに基づいてこの報告書で取り上げられた進歩に関する報告への取組は、二つの枠組(付録1)の間の調整を強調している。

36. 女性の人権は6つのクラスターにわたって特徴となっている。権利の相互依存性と不可分性を含めた人権原則、並びに平等と非差別、参画と説明責任は、ジェンダー平等の達成にとって極めて重要である。すべて人権条約、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の完全実施は、「行動綱領」の中で要請されている。「条約」の下で、ジェンダー平等は、チンに形式的な平等よりはむしろ実体的平等として強調されているそのような平等の達成には、時世の社会経済的不利な立場を矯正すること、固定観念化、汚名、暴力と取り組むこと、女性の働き、声、リーダーシップ、参画を強化することが必要である。男女間の差別のパターンと不平等な力関係を強化し、再生する制度と構造の変革も伴う³⁰。差別的な法的規定を除去し、ジェンダー平等を推進する法律を導入することにより、正規の平等に関する進歩を促進することは、緊急の第一歩である(ボックス III.1)。

ボックス III.1

法の下での平等と非差別を保障する

「行動綱領」と「持続可能な開発目標 5」のターゲット 5.1 の下で、緊急の問題として、各国は、差別的な法的規定を取り消し、ジェンダー平等を推進する法を制定してきた。

「行動綱領」の実施の5年後の見直しの時に、各国は、2005年までに法律の差別的規定を取り消すというターゲットを掲げた。進歩が遂げられてきた。つまり、191の憲法が、今では平等と非差別の規定を含めており、24の憲法には女性の権利に関する独立した規定が含まれている。世界銀行は、2008年から2017年の間に、131か国でジェンダー平等に関する274の法改革が導入されたことを見出した³¹。過去10年で、進歩はサハラ以南アフリカで最も重要であった。

しかし、多くの形態の差別法が未だに設置されている状態で、世界は2005年のために定められたターゲットからは程遠い。差別法は、世界中で25億人の女性と女兒に悪影響を及ぼしている。例えば、娘と息子はデータが利用できる5か国のうち1か国以上で未だに不平等に扱われており、生存している男性と女性の配偶者は、5か国中1か国でお互いから資産を相続する平等な権利を有していない。29か国の法律の下では、女性は男性と同じように一家の長となることができない³²。45か国で、女性は男性と同じように、または同じ法的根拠で離婚できない³³。25か国で、女性は、男性と同等に、子どもに自分の国籍を伝える権利を否定されている³⁴。11の憲法には、個人の法律の問題の非差別に関する規定に例外を認める「取り戻し条項」が含まれている。カギとなる課題は、個人の地位法

³⁰ 女子差別撤廃委員会、一時的特別措置に関する一般勧告第25号(2004年)及び「条約」第2条の下での締約国の核心となる責務に関する第28号(2010年); 国連ウィメン、*2015-2016年世界の女性の進歩：権利を実現する*(ニューヨーク、2015年)を参照。

³¹ 世界銀行、*2019年女性、企業、法律*。

³² 世界銀行、*2018年女性、企業、法律、カギとなる結果*(ワシントンD.C.、2018年)。

³³ 同上。

³⁴ UNCHR 他、「ジェンダー差別と幼年時代の無国籍」(2019年8月)。

と家族法が、制定法、宗教的法制度、先住民族または慣習的法規範が共存している複数の法制度においては、しばしば市民法を超える特権を与えられている。

37. 「行動綱領」と「2030 アジェンダ」は、すべての国々のすべての人々に当てはまり、各国は、その居場所、状況、環境にかかわらず、すべての女性と女兒がその人権を享受することを保障するよう要請されている。「誰も取り残さない」という原則は、6つのクラスター全部に共通である。この原則への重点は、不平等を深める構造的・権力的・政治的力学と政策と法律が連動する方法に注意を引く³⁵。貧しい周縁化された集団の女性と女兒は、しばしば、ジェンダーとその他の形態の不平等との間の重なり合いのためにはるかに取り残される者たちの中にいる。

38. それぞれのセクションは、当該クラスターの重点の説明で始まり、利用できる場合には、世界的な量的データベースを用いて世界的傾向の評価が続き、166の国の報告書(付録 II)と関連文献に基づいて、国々によって取られた行動の評価がこれに続く。統計情報は、定量化が可能な場合には、国の報告書から引き出されている³⁶。有望な慣行を明らかにしようとする試みがなされたが、政策とプログラムのインパクトと効果に関する情報は国の報告書では限られている。それぞれのセクションは、残る課題と「行動綱領」の実施を促進するために必要な行動の全体像で締めくくる。

39. 過去5年にわたって、政府間機関の中には、特に CSW、経済社会理事会、総会、安全保障理事会、人権理事会及びその特別手続きは、ジェンダー平等、女性のエンパワメント及び女性と女兒の人権の実現に関する規範的枠組を推進するために「行動綱領」を土台としてきたところもある。2015年以来、CSW は、女性のエンパワメントと持続可能な開発へのその関連性(第 60 回会期)、変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワメント(第 61 回会期)、ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワメントを達成する際の課題と機会(第 62 回会期)、社会保護制度、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメントのための公共サービスと持続可能なインフラへのアクセス(第 63 回会期)に関する合意結論を採択してきた。女子差別撤廃委員会は、女性と女兒の人権に関する規範的枠組を推進し続けている(ボックス III.2)。

40. 「行動綱領」の実施に関連する重要なガイダンスは、女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うことに関する「欧州会議条約(イスタンブール条約)」、「女性に対する暴力の防止、懲罰、根絶に関する米州条約(ベレム・ド・パリ条約)」及び「アフリカ女性の権利に関する人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章議定書(マプト議定書)」のような条約に含まれている。

ボックス III.2

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「行動綱領」と「2030 アジェンダ」の実施

「行動綱領」の下で、各国は、すべての人権条約、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を実施するよう要請されている。2016 年以来、女子差別撤廃委員会は、「条約」の下

³⁵ Diane Elson, 「誰も後退させない」、CDP 背景文書、第 43 号(ニューヨーク、2018 年)。

³⁶ 本報告書は、「持続可能な開発目標」を監視するために用いられる地域的グループ分けを利用している、<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/regional-groups/>を参照。

での各国の責務をジェンダー平等に関するものを含め、「持続可能な開発目標」の実施に益々関連付けてきた。委員会は、持続可能な開発と女性の人権の実現と「目標」の実施と達成における「条約」の重要な役割との間の関連性を強調して、「持続可能な開発高官政治フォーラム」に定期的にかかわってきた。

各国がその人権公約を果たす手助けをするために、委員会は 2015 年から 2019 年までに 5 本採択した一般勧告を通して、「条約」の規範的内容と範囲を解釈し続けてきた。

- ・女性の司法へのアクセスに関する一般勧告第 33 号(2015 年)は司法にアクセスする権利がすべての女性の人権の実現にとっての基本であることを強調し、すべての女性のための多様な法制度とすべての法律の領域でのその重要性を強調している(セクション III.A/C 及び E を参照)。

- ・農山漁村女性の権利に関する一般勧告第 34 号(2016 年)は、環境と女性の人権との間の関連性と開発途上国と先進国の農山漁村女性が貧困、インフラ、サービス及び社会保護へのアクセスの欠如によって深い悪影響を受けているという事実を強調している(セクション III.F を参照)。

- ・一般勧告第 19 号を更新する、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号(2017 年)は、さらに締約国の責務を定義し、女性に対する暴力のジェンダーに基づく性質を強調し、その構造的原因と重複し、重なり合う形態を述べ、暴力が、技術が仲介する環境を含め、人間の交流のあらゆる領域で起こることを強調している(セクション III.C)。

- ・女兒と女性の教育への権利に関する一般勧告第 36 号(2017 年)は、教育におけるジェンダーに基づく差別と固定観念化に対処し、女性と女兒の教育へのアクセスを保障する必要性を強調している(セクション III.B を参照)。

- ・気候変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第 37 号(2018 年)は、気候変動と災害が女性と女兒に与える不相応なインパクトと気候変動と災害防止・緩和・対応・回復・適合のあらゆる段階でその人権を推進するための一致した努力の必要性を強調している(セクション III.F を参照)。

2015 年以来、1 か国(南スーダン)が「条約」に加入し、締約国の総数は 189 になったが、「行動綱領」に含まれている普遍的批准の目標は達成されていない。

「条約」の「選択議定書」の個人通報と機密の調査手続きの下で、国レベルで司法を否定されている女性たちはその人権侵害に対して国際的な救済策を求めるかも知れない。2019 年 11 月現在、113 か国が「選択議定書」の締約国であり、委員会は、広範な問題をカヴァーして、8 つの事件で「条約」の下での違反を発見した。

A. 包摂の開発、繁栄の共有及びディーセント・ワーク

カギとなるメッセージ

- ・労働力参加率における世界的なジェンダー格差を埋める際の進歩は停滞しており、女性の職の不安定な性質、労働市場分離、世界的なジェンダー賃金格差、無償のケア労働と家事労働のために女性に課され不相応な重荷は根強く続いている。

- ・過去 5 年で、各国は、ケアのための有償休業の改善、育児サービスの拡大、ジェンダー賃金格差と労働市場分離を減らす法律と政策の強化、非正規から正規労働への移行と起業家となるための支援の女性への提供により、女性の経済的独立を築くために活動してきた。

- ・女性の経済的独立と安全保障を強化する努力には依然としてかなりの格差が残っている。不平等

をさらに悪化させ、ディーセント・ワークを生み出すことができない広がった経済モデルが、国が取る行動の効果を損ない続けている。

・育児と長期的ケア・サービスに投資し、女性数が多過ぎる傾向にある世界の供給網を含め、基本的な労働権と資格を否定されている非正規の労働者を助け、正規労働に移行させるためにさらに多くのことがなされなければならない、男性支配のセクターへの女性の代表者数を増やすのみならず、女性支配の職業に参入するよう男性を奨励することにより、労働市場分離が対処されなければならない。

・そのような行動は、人口知能と自動化が提起する課題を仮定すれば、すべてが一層緊急性を帯びる。これらには、ディーセント・ワークの創出を政策優先事項とし、サービスとインフラの投資を支援する財政スペースを増やし、無償のケア労働と家事労働の重荷を減らし、再配分する努力が伴うべきである。

41. 経済的独立(重大問題領域 F)は、女性の福利、人権の享受の中心であり、その家庭の内外での発言力を増幅し、虐待的な環境から抜け出す選択肢を彼女たちに与える³⁷。有償労働を通してであれ、資産の所有を通してであれまたは社会保護の送金を通してであれ、資源への女性のアクセスを高めることは、貧困に対処するために極めて重要である(重大問題領域 A、セクション III.B を参照)。これは、家庭での権力のバランスを変える引き金となり、女性にさらなる社会経済的安全保障と意志決定力を与え、彼女たちが自分の家庭を経済的窮乏から守る手助けをする³⁸。ディーセント・ワークと普遍的な社会保護とケア制度は、貧困をなくし(「持続可能な開発目標 1」、所得と富の極端な不平等と取り組むことにより包摂的な開発を確保し(「目標 10」)、持続可能な生産と消費のパターンへの正しい移行を可能にし(「目標 12」)、政策調整と統合力を通してマクロ経済の安定性を高める(「目標 17」)カギである。現在の正統な、特にネオリベラルな経済政策は、成長を包摂的なものにするために必要な程度と型の雇用と生計を生み出していない。「行動綱領」は、包摂的な開発、ディーセント・ワーク及び女性の福利を達成するための重要なガイダンスを提供している。

42. 人権基準と原則に女性の経済的エンパワーメントを根付かせることが極めて重要である。女性のより幅広い改善された教育とその労働力へのさらなる参画が、経済成長を煽っているが、必ずしもその逆はない。つまり、労働集約型の輸出に基づく成長の比較的な利点は、女性に支払われる比較的少ない賃金に依存しているかも知れない³⁹。抽出産業または土地の囲い込みと専有に基づく成長は、女性の資源と生計へのアクセスを破壊し、「彼女たちを押し戻す」こともある。経済成長の問題として、もっぱら女性の経済的エンパワーメントにのみ取り組むことは、その権利を保障せずに開発目的に役立つためにその時間、知識、資源を準備させることを意味するかも知れない。

43. 働く権利(完全で生産的な雇用)と職場での権利(平等、非差別、公正で安全で正して労働条件、及び組合を組織する権利)は、国際労働機関(ILO)の基準によって強調されている。2015 年の ILO の「非正規から正規経済への移行勧告(第 204 号)」は、女性の経済的安全保障を確保するために特に重要であ

³⁷ 国連ウィメン、2019-2020 年の世界の女性の進歩: 変化する世界での家族(ニューヨーク、2019 年)。

³⁸ Mieke Meura 及び Rita Ismaylov、「ジェンダー交渉力の評価を改善する: バングラデシュからの事例研究」、フェミニスト経済、第 25 巻、第 1 号(2019 年)。

³⁹ Stephanie Seguino、「ジェンダー不平等と経済成長: 全的分析ツートム」、世界開発、第 28 巻、第 7 号(2000 年 7 月)。

る。2019年の「ILO 暴力とハラスメント条約(第190号)」は、特に職場で女性に向けられる暴力とハラスメントに関して、万人のための安全でディーセントな労働環境の推進にとって重要である(セクション III.C を参照)。その合意結論の中で、CSW61 は、女性の経済的エンパワーメントのために技術的・デジタル的变化を管理することの重要性を強調した(E/2017/27)。CSW62 の合意結論で、委員会は、農山漁村地域で暮らしている女性と女兒が直面する根強い不平等、差別、障害を克服するために必要な手段とすべて農山漁村女性と女兒を貧困から抜け出させ、その権利、福利、強靱性の実現を保障する措置を述べた(E/2018/27)。

44. 近年、人間の福利と経済的繁栄への無償労働の貢献、最も注目すべきは、「持続可能な開発目標」のターゲット 4 を通してであるが、を認める際に、重要な規範的前進が遂げられてきた。衛星勘定で無償労働の価値を計算することを超えるそのターゲットで、社会保護制度と持続可能なインフラへの投資を通して、そのような労働を認め、減らし、再配分する必要性が強調されている。

1. 世界と地域の傾向

45. 30 ポイントの労働力参加率における世界のジェンダー格差は 1999 年から 2018 年の間にほとんど変わらなかった。教育のジェンダー格差を埋める際の進歩(セクション III.B)と開発途上国の出生率の急速な減少にもかかわらず、この期間の女性の労働力参加率の維持された増加が、ラテンアメリカとカリブ海でのみ見られた。対照的に、中央アジアと南アジアでの割合は、すでに低い基盤から 2 ポイント減った。

46. 女性のディーセント・ワークへのアクセスに与えるグローバル化のインパクトは様々であった。状況によっては、ますます多くの高い教育を受けた女性が、世界的な輸出志向の製造業の雇用へのアクセスを得てきた。新たな経済国の世界的な供給網で雇われた女性の割合は、その総雇用の割合よりも高い傾向にあり、賃金と労働条件について懸念があり、供給者に支払われる安い価格が、価格を下げるよう供給網にかかる圧力を生み出し、これが賃金を下げる圧力を生み出すことに繋がることもある⁴⁰。多くのその他の状況では、貿易自由化が、時には女性よりも男性にとって大きく、特に製造業における職の喪失に繋がり、また別の時期にはその逆であった⁴¹。開発途上国でのますます資本集中的な産業の性質が、女性の雇用の割合の減少または「脱女性化」と関連してきた⁴²。

47. 失業率は、特に女性の間で受け入れ難いほどに高いままである⁴³。主要な世界的課題は、教育、雇用、訓練にはいない若い人々(NEET)の高い率である。全世界で、若い女性の 30%と若い男性の 13%が、2018 年に NEET と分類された⁴⁴。青年の失業の高い割合は、国々がこの人口ボーナスを利用していないことを意味している。

⁴⁰ 国際労働機関(ILO)、*世界の供給網におけるディーセント・ワーク*(ジュネーヴ、2016 年)。

⁴¹ Sophia Kan 及び Stephan Klasen、「マクロ経済とジェンダー：経済成長と女性の経済的エンパワーメントとの間の関連性に関する最近の調査」(2018 年)。

⁴² Sheba Tejani 及び William Milberg、「世界的な脱女性化か？ 開発途上国における産業の格上げと製造業の雇用」、*フェミニスト経済学*、第 22 巻、第 2 号(2016 年)。

⁴³ ILO、*世界の雇用の社会的概観：2019 年の傾向*(ジュネーヴ、2019 年)。

⁴⁴ 同上。

48. 労働力参加率は、有償労働の多くの質に関連した側面を捉えていない。ほとんどの開発途上国で、女性の大半は非正規で働いており、労働規制や社会保障によって保護されていない。非正規雇用に就いている全ての労働者が貧しいというわけではないが、貧困と非正規労働との間には強い相関関係がある。さらに、非正規労働に就いているほとんどの人々が、選択してではなく正規経済での機会の欠如の結果としてそうしているのである⁴⁵。

49. 非正規労働の幅広いカテゴリーの中で、家族労働者や家庭を基盤とした労働者を提供する時、女性は男性よりもより脆弱な場で働く可能性がより高い⁴⁶。例えば、サハラ以南アフリカでは、女性の労働力参加は比較的高く、2018 年には 76% に達した。これは、この地域での農業の重要性和そこでの女性の役割を大きく反映しており、サハラ以南アフリカのすべての女性労働者の 33% が、男性の 15% に対して、しばしば報酬を受けない家庭の農場や事業に家族労働者を提供している⁴⁷。たとえ女性が行う非正規の仕事に対して直接報酬を受ける場合でも、彼女たちの稼ぎは適切な水準の生活に資するものではないかも知れない。低・中所得国では、働く男女の 4 人に 1 人が、中程度の貧困線以下（購買力平価で一日 3.10 ドル）で暮らしており、彼らを働く貧困者というカテゴリーに位置付けている⁴⁸。

50. 女性と女兒の間の改善された教育程度は、ジェンダー別職業分離の削減またはジェンダー賃金格差の撤廃には変わっていない。先進国では、女性は労働力参加と教育達成度において男性とほぼ同数に達しているが、職業分離、部門分離は、顕著な程度にまで根強く続いてきた。1980 年から 2011 年の間に、性別職業・部門分離は、実際にこれが減少している国々よりもより多くの開発途上国で増えた⁴⁹。

51. 職業分離の結果として、ジェンダー賃金格差は、ほとんどの女性が積極的である部門や職業での賃金は男性支配の部門や職業の賃金よりも少ないという事実に関連して、根強いことがわかった⁵⁰。女性は継続して、男性よりも約 16% から 22% 少ない賃金を受け続けている⁵¹。すべての国々で女性は賃金構造では男性の下に置かれるかも知れないが、ジェンダー賃金格差の程度は、全体的な賃金不平等に依存している⁵²。

52. 先進国と開発途上国におけるデジタル・プラットフォームの広がりとその他のデジタル革命に関連する変化の結果として、仕事の変化する性質が、女性の雇用に対して新しい可能性を持つが、危険も示している。ILO の調査によれば、オンライン経済は、正規の経済よりも包摂的であることはなく、

⁴⁵ ILO、*非正規経済にいる男女：統計的姿*、第 3 班、(ジュネーヴ、2018 年)。

⁴⁶ 同上。

⁴⁷ ILO の ILOSTAT データベースを利用した国連ウィメンの計算、<https://ilostat.ilo.org/data> より閲覧可能(2019 年 10 月 28 日にアクセス)。

⁴⁸ ILO、*世界の雇用社会的概観：2018 年の傾向*(ジュネーヴ、2018 年)、表 E.3。

⁴⁹ Mary Borrowman 及び Stephan Klasen、『開発途上国でのジェンダー化した部門職業分離の牽引力』、討議文書、第 222 号(ゴッティンゲン、ドイツ、ゴッティンゲン大学、2017 年)。

⁵⁰ Francine D. Blau 及び Lawrence M. Kahn、「ジェンダー賃金格差：程度、傾向、説明」、*経済分権ジャーナル*、第 55 回、第 3 号(2017 年 9 月)。

⁵¹ ILO、*2018/19 年世界賃金報告書：ジェンダー賃金格差の裏に何があるのか?*(ジュネーヴ、2018 年)。

⁵² Jil Rubery 及び Mathew Johnson、「ジェンダー賃金格差を埋める：労働組合にとっての役割は何か?」、ILO 労働者の活動ビューロー (ACTRAV) 調査文書(ジュネーヴ、2019 年)。

女性は、クラウド・ワーカーの3人に1人であり、ジェンダー・バランスは、開発途上国では特に捻じ曲げられている⁵³。比較できるデータが利用できる OECD 諸国では、ジェンダー不平等は技術部門ですでに明白である⁵⁴。デジタル化も既存の労働規制と社会保護へのアクセスの欠如のために、有償労働のさらなる非正規化を助長するかも知れない⁵⁵。ギグ・エコノミーは、女性に機会を提供するかも知れないが、女性は家に閉じこもってのみ有償労働を引きうけるべきであるとのジェンダー固定観念と期待も強化するかも知れない⁵⁶。

53. 農業における女性の経済的安全保障に対する根強い障害は、土地の所有権とアクセスの点での平等の欠如である。彼女たちの資産の管理は、配偶者との離別、離婚、死別によるものであれ、結婚または同棲の解消の場合の経済的独立に重要な意味合いを持つ。家庭の財産の相続に関しては、データが利用できる5か国中1か国以上で娘と息子は未だに不平等に扱われており、男性と女性の生存している配偶者は、5か国中1か国でお互いから資産を相続する平等な権利を有していない⁵⁷。不平等な相続権は、北アフリカ、西アジア、サハラ以南アフリカ及び中央アジアと南アジアで根強い。

54. 世界の多くの部分で、特にアフリカとアジアで、女性の平等は、市民法と重なっているところで、慣習法によってさらに制約されるかも知れない。女性はしばしば、より幅広い家族によって財産を奪われ、またはその使用权を争われる状態で、離婚または寡婦となった時にその使用权を剥奪され、そのような女性とその子どもは財産がないままにされる(ECN.62018/3)。

55. 女性グループの中には、仕事の世界で複雑な不平等に直面するところもある。例えば、利用できるデータは、障害のない女性に比して、障害を持つ女性は、教育達成度が低い傾向にあり、不活発になり多面的な貧困に苦しむ傾向にあることをしめしている。NEET率は、障害を持つ若い女性は、障害を持つ男性または障害のない女性よりも排除される可能性がより高いことを示している。

56. 世界中からの生活時間調査は、有償労働と無償労働を合わせると、女性は全体的に男性よりも長時間働いていることを明らかにしている⁵⁸。過去40年にわたって、女性の方がより多くの有償労働に就いてきたが、反対方向の動きはほとんどなかった。女性の全体的な労働量は、休息や余暇の時間はほとんどまたは全くなく、「ダブル・シフト」へと強まってきた。ジェンダー差は国によって異なり、開発途上国では特にあからさまであるが、女性は、男性の3倍無償のケア労働と家事労働を行っている⁵⁹。ジェンダー格差は、女性が男性のほぼ6倍無償のケア労働と家事労働を行っている北アフリカと西アジア

⁵³ ILO、*デジタル労働ぬ° ラットフォームと仕事の未来: オンラインの世界でのディーセント・ワークに向けて*(ジュネーヴ、2018年)。

⁵⁴ Wajcman、「デジタル革命」。

⁵⁵ Jacqueline O'Reilly、Florian Ranft 及び Max Neufeind、「紹介: デジタル時代の仕事の課題を明らかにする」Max Neufeind、Jacqueline O'Reilly 及び Florian Ranft 編、*デジタル時代の仕事: 第4時産業革命の課題*(ロンドン、Rowman and littlefield インターナショナル、2018年)中。

⁵⁶ ILO、*ジェンダー平等のための量子跳躍: 万人のための仕事のより良い未来のために*(ジュネーヴ、2019年)。

⁵⁷ 世界銀行からのデータを利用した国連ウィメンの計算、*2018年の女性、企業、法律*。https://wbl.worldbank.org/#を参照(2019年1月11日にアクセス)。

⁵⁸ 国連ウィメン、*2019年から2020年の世界の女性の進歩*、図5.2。女性/男性の非加重平均における平均差に基づく。

⁵⁹ 国連ウィメン、*2019年から2020年までの世界の女性の進歩*。

で最も広がっている。比較的貧しい家庭では、無償労働はしばしば学齢期の女兒に任せられ、これが彼女たちの教育と福利に否定的なインパクトを与え、または既に有償労働に就いており、自身がケアを必要としている祖母に任せられる⁶⁰。

57. 農山漁村女性は、都会の女性よりも、水道水、または労働節約型技術のようなインフラへのアクセスが一般的に乏しいことを仮定すれば、無償のケア労働と家事労働により多くの時間を費やす傾向にある⁶¹。比較的貧しい女性(男性ではない)は自分の無償の時間のインプットを増やすことによって支払う余裕のないサービスを埋め合わせるので、家庭の富、または所得の状態が、変化を起こすこともある。女性の無償のケア労働と家事労働は、幼い子どものいる家庭では一層強まり、一番下の子どもが成長するにつれて仕事量は減る⁶²。従って、家庭に幼い子ども(6歳未満)がいることも、男性の労働力参加率に逆効果となるが、女性の比較的低い労働力参加率にも関連している⁶³。

2. 「行動綱領」を実施するために各国が取った行動

58. 女性の経済的自立と権利を保障するために、「行動綱領」は、適切な労働条件、資源と資産の平等な管理、職業分離の撤廃、あらゆる形態の無償労働を認めて支援すること、すべての女性と男性の仕事と家庭責任の調和を要請している。「行動綱領」は、経済を統治する機関における女性の集団的存在と声の重要性も明らかにした。

59. 国の報告書に基づいて、実施における政策とプログラムの傾向が、(a)有償の休業、ケア・サービス及び時間節約型のインフラへのアクセスの強化、(b)労働市場の分離とジェンダー賃金格差への対処、(c)農山漁村と非正規経済での雇用の平等の改善、(d)金融サービスを通じた女性が所有する事業への支援という4つの領域で現れた。

(a)有償の休業、ケア・サービス、時間節約型のインフラ

60. 仕事と家庭の両立政策は、女性と男性のために平らな運動場を生み出す際に中枢的役割を果たすことができる。これらには、有償の出産・父親・育児休業と、ケア・サービスと時間節約型のインフラの提供が含まれる。

61. 4分の3の国々が、出産・父親・育児休業またはその他の型の家族休業を導入または強化し、これによって有償労働でのジェンダー平等を推進する行動を優先してきた。出産休業は、母親とその幼児の健康、栄養、福利にとっての基本であり、父親休業と育児休業は、特に休業が他の親に譲ることのできない義務的な個人の権利である時、男性がケア提供に参加することを奨励する⁶⁴。しかし、世界的に、地域の範囲が欧州と中央アジアで80%を超えているのに比して、アフリカで15.8%、アジア太平洋

⁶⁰ Deepta Chopra 及び Elena Xambelli、*休み時間もない：有償の仕事と無償のケア労働とのバランスをとる女性の生きた経験*(英国、ブライトン、開発学研究所、2017年)。

⁶¹ ILO、*ディーセント・ワークの未来のためのケア労働と介護職*(ジュネーヴ、2018年)。

⁶² Debbie Budlender 編、*生活時間調査と無償のケア労働*(ニューヨーク、ルートレッジ、2010年)。

⁶³ 国連ウィメン、*2019年から2020年の世界の女性の進歩*、図4.5。

⁶⁴ Erin M. Rehel、「パパも家にいる時：父親休業、ジェンダー、育児」、*ジェンダーと社会*、第28巻、第1号(2014年2月)。

で 33.4%と低い状態で、新生児を抱えた女性のわずか 41.1%しか出産給付を受けていない⁶⁵。多くの開発途上国の課題は、非正規労働者をカバーする休業制度を立案することである。

62. 多くの国々、特に欧州とラテンアメリカの国々は、父親のための休業を拡大する規定を設置し、男性のケア提供役割に関する意識啓発キャンペーンを行っていると報告した。しかし、全世界でほんの僅かの割合の男性しか、父親休業・育児休業計画から利益を受けていない。2016年に、すべての国々の半数をわずかに超える国々しか、通常比較的短期間の有償の法的休業資格を父親に提供していなかった⁶⁶。

63. 63%の国々が、育児サービスを拡大したまたは既存のサービスをより料金が手頃なものにしたと報告した。しかし、料金が手頃で、質の高い育児ケアは、依然として普遍的からは程遠い。例えば、欧州連合では、31%の家庭が、料金の手頃さが主要な障害として引用される状態で、そのようなサービスにアクセスする際に、困難を経験している⁶⁷。開発途上国では、初等教育前の教育は限られている。平均して、開発途上国のわずか 39%の子どもが、先進国の 87%に比して、2014年にそのようなアクセスを享受した。最も貧しい家庭の子どもたちは、最も豊かな家庭の子どもよりも初等教育前の教育を受ける可能性は 6 倍近く少ない⁶⁸。開発途上国の中には、場合によっては人々の生活全体を通してケアのニーズへの包括的取組の一部として、様々な手段により、育児ケアの提供を拡大するための努力が払われつつあるところもある(ボックス A.1)。

ボックス A.1

新しい方向: インド(タミール・ナドゥ)とウルグアイにおけるケアの提供を拡大する

インドでは、「統合子ども発達サービス」計画が、6歳未満の子どもの半数(約 8,300 万人)に食料、健康診断、ワクチン接種、場合によっては、育児ケアと就学前サービスを提供している。タミール・ナドゥのような州では、連邦プログラムが、サービスの範囲と質と主として女性であるケア労働者の条件を改善するために強化されてきた。このプログラムは、栄養のある食糧の定期的な利用可能性、3歳から6歳までの子どもの就学前教育、女性に料理を調達する開始時間と場所並びに訓練と賃金を含め、有望な結果を出してきた。これは、ダリット社会のような周縁化された集団にも重点を置いている。

ウルグアイでは、統合国内介護制度が、生涯を通して(幼児、障害者、虚弱な高齢者)人々のケアのニーズに応え、有償・無償のケア提供者の権利を保護するために立案されている。この制度は、様々なサービス(育児、障害者のための個人支援、長期介護サービス)、有償のケア労働者の労働条件を改善する措置と無償の家庭のケア提供者のための支援、男女間の無償のケア責任の平等な分かち合いの推進という 3つのカギとなる要因で、カギとなる社会保護政策(育児休業と障害者給付のような)を補っている。包括的でジェンダーに対応した取組は、国の社会保護制度と特化した専門知識と女性

⁶⁵ ILO、2017 年から 19 年までの世界の社会保護報告書: 「持続可能な開発目標」を達成するための普遍的な社会保護(ジュネーブ、2017 年)。

⁶⁶ ILO、ケア労働と介護職、図 3.8。

⁶⁷ 欧州ジェンダー平等機関、北京+25: EU 加盟国における「北京行動綱領」の実施の 5 回目の見直し(1425419Add.2)。

⁶⁸ ユネスコ、2016 年世界の教育監視報告書: 人々と万人のための惑星創出持続可能な未来(パリ、2016 年)、付録、表 4。

の権利団体とジェンダー平等提唱者の積極的参画を再立案するための開放的で参加型のプロセスを特徴とした。

64. 半数近くの国々が、集中した形態のケアを必要としている高齢者及びその他の人々のための支援を拡大したと報告した。特別な行動には、地域社会と家庭を基盤としたケア・サービスの設立及び成人の家族をケアするための被雇用者のための休業規定の確立が含まれた。しかし、女性の家族は、無償のケアを提供することにより、長期的ケアの背骨を形成し続けている⁶⁹。専ら家族に頼る高齢者ケアのモデルは、世代間の物理的距離(特に移動の結果として)、高齢者はますます世話してもらう成人の子どもがほとんどいないかまたは全くいないという事実及び労働力への女性の参画率の上昇のために、維持できなくなりつつある。世界的に、長期介護は、自費になる傾向にあり、このためより裕福な者だけが支払うことができる⁷⁰。長期介護制度の範囲と持続可能な資金調達には緊急の注意が必要である。

65. 3分の1の国々は、女性が無償のケア労働と家事労働に費やす時間の量を減らすために、公共交通、電気、上下水道のような時間と労働制約型のインフラに投資してきたと報告した。そのような投資は、中央アジアと南アジアとサハラ以南アフリカ諸国(それぞれ国々の64%と61%)の高い優先事項であった特に低所得の状況では、女性は、投資が不適切で政策が統合されていないころでは、賃金、時間の貧困、福利の点で、例えば、有償の休業、アクセスでき料金が手頃なインフラと公共サービスの不在といった懲罰を受ける可能性がある(A/74/111)。

(b)労働市場分離とジェンダー賃金格差に対処する

66. 2015年に報告された実施傾向を継続して、80%の国々と地域が雇用と賃金の点でジェンダー平等を推進する法律と職場政策を強化してきたと報告した。イニシャティヴには、女性の募集、引き止め、昇格と平等賃金法並びにジェンダーに対応した労働市場政策における差別の禁止が含まれる。職場でのセクハラに一層の注意が払われつつある(セクション III.Cを参照)。

67. 多くの国々は、ジェンダー賃金格差に対処し、労働市場分離を克服するために法律を制定し、政策を実施してきた。特別なイニシャティヴには、同一価値労働同一賃金に関する法律、並びに賃金の透明性と監視、ジェンダー賃金監査と証明のための措置が含まれる。平等賃金監査は、曖昧な賃金スケール、月給と業績賃金を始める際の管理職の指示、透明性の欠如と賃金についての秘密のようなジェンダー賃金格差を深める慣行を明らかにする手助けをする⁷¹。国々は、雇用者によるジェンダー賃金監査を規制し、ジェンダー賃金格差を監視し、職場のジェンダー平等に関するその他の措置を行い、組織的に、定期的に情報を開示するためにさらに多くのことをする必要がある。

68. 最低賃金を上げることは、国家がこれによって賃金スケールの末尾にいる女性労働者の稼ぎを増やし、ジェンダー賃金格差を減らす重要な手段である。国々は、文書による契約、最低賃金、社会保護、安全で健全な労働環境への権利を施行することにより、家事労働者を含めた低賃金労働者の賃金と条件

⁶⁹ 国連ウィメン、2019-2020年世界の女性の進歩、図5.10。

⁷⁰ Xenia Scheil-Adlung、「高齢者のための長期介護増補: 46か国の赤字の見直し」、ESS調査文書、第50号(ジュネーブ、ILO、2015年)。

⁷¹ Jill Rubery、「ジェンダー賃金格差と取り組む: 個人の選択から制度の変化まで」、政策説明書第6号(ニューヨーク、国連ウィメン、2016年)。

にも対処している。ILO の 2011 年の「家事労働者条約(第 189 号)」を批准している国の数は、2014 年 11 月の 16 か国から 2019 年 10 月の 29 か国にまでほぼ倍増した。農業労働者、家庭を基盤とした労働者、家庭に貢献している労働者を含め、その他の脆弱なカテゴリーの労働条件に対処する谷さらに多くのことをする必要がある。

69. 国々の中には、比較的高い賃金の稼ぎ手の間のジェンダー賃金格差を減らすことができる集团的賃金協定と上級の賃金の高い地位に女性のさらなる代表者数を推進する政策も導入してきたところもある。ジェンダー平等を推進する団体協定に規定を確保するために、女性が労働組合で組織することが極めて重要である。女性の雇用と労働組合員の割合が高いセクターにおいてさえ、労働組合で女性が指導的地位に到達することを保障するために、さらに多くのことがなされる必要がある。

70. 国々の中には、雇用の被伝統的領域、特に STEEM と技術に関連する領域に、女性の代表者数を増やし、ジェンダーに基づく労働市場分離を減らす政策を導入してきたところもある。技術セクターに女性を引き付け、そのように男性支配の職場文化に女性を引き留めておくことは難しい⁷²。技術に女性の存在を増やす戦略は、しばしば、指導または無意識の偏見訓練に重点を置き、女性を排除する職場文化を変えることよりもむしろ、変革するために個人に負担をかけている⁷³。

71. 国々は、女性支配のセクターの職、特に育児や長期介護のような介護職に就くよう男性を奨励する政策に関しては、限られた情報しか提供しなかった。

(c)特に非正規経済・農山漁村経済での女性の雇用の質を改善する

72. 17%の国々、特にラテンアメリカとカリブ海、オセアニア、北アフリカ及び西アフリカで、女性が非正規の雇用から正規の雇用に移る手助けをするために、措置が取られた。これらには、女性が所有するものを含めた非正規事業の登録、非正規労働者のための社会保護へのアクセスの改善(セクション III.B を参照)及び有償の家事労働を含めた労働市場規則の改善が含まれる。有償の家事労働者のための労働条件の改善への重点は、これが多くの開発途上国において女性にとっての単一の最も重要な雇用源であり、世界中で移動女性にとっての増加する雇用源であることを仮定すれば、有望である。

73. 国際通貨基金(IMF)の国別報告書の 2019 年の見直しは、緊縮の名の下で、多くの国々が労働市場の「柔軟化」を施行する圧力を掛けられていることを示しているが、これは普通、賃金調整の制限、団体交渉の分権化を伴い、企業が一時的契約で被雇用者を雇うことを容易くしている。そのような改革は、44 の開発途上国と 35 の高所得国で検討されつつある⁷⁴。過去の経験に基づいて言えば、こういった措置は、特に女性労働者に厳しい打撃を与える可能性が高い⁷⁵。労働者の権利に対する一層の説明責任が、現在法的調査を免れている高競争力の低コスト市場の世界的供給網で必要とされる⁷⁶。通貨と財政

⁷² Wajeman、「デジタル革命」。

⁷³ Alison T. Wynn、「変革への道: シリコンヴァレーの技術会社のイデオロギーと女んだー平等」、ジェンダーと社会、第 34 巻、第 1 号 (2019 年)。

⁷⁴ Ortiz 及び Cummins、「緊縮: 新しい正常」。

⁷⁵ Jayati Ghosli、経済危機と助成仕事: 急速に変化する世界的環境での漸進的戦略を探索する(ニューヨーク、国連ウィメン、2013 年)。

⁷⁶ Sharan Burrow、「経済的・社会的正義にとって重要な企業と人権に関する国連条約」、社会的欧州、2019 年 10 月 28 日。

政策は、完全雇用とディーセント・ワークの創出の推進に向けて適合する、必要がある。

74. 国々は、女性と女兒の周縁化された集団のためのより質の高い仕事へのアクセスを高めるイニシャティヴに関して報告した。多くは、女性の参加率が高い公共事業プログラムを実施したと報告した。国々の中には、シングル・マザー、若い女性またはマイノリティの女性にそのような計画への優先的アクセスが与えられたと報告したところもあった。ある国々は、対象を絞った普遍的措置を利用して(ボックス A.2)、障害を持つ女性のための訓練と雇用機会へのアクセスを促進している。欧州では、国々の中には、労働市場に移動女性と難民女性の統合を支援する特別措置を取ったと報告したところもある。

ボックス A.2

誰も取り残さない: ドイツ、韓国及びウガンダにおける障害を持つ女性のための訓練と雇用支援

障害者の権利グループと提唱者の動員は、2019 年 10 月までに「障害者の権利に関する条約」の 180 か国による批准に繋がった。国々は、女性の訓練と雇用機会を支援する政策とプログラムの努力を強化してきたが、まだすべきことはたくさん残っている。多くの国のイニシャティヴは、差別法を除去することによる包摂的な雇用の推進、公共・民間セクターでの包摂的な職のサービスの提供、包摂的な教育と訓練、雇用を思いとどまらせことのない社会保護計画に重点を置いている⁷⁷。

ウガンダでは、政府が、地方レベルから国の議会まで、あらゆるレベルでの障害者の政治的代表者数を高めるために積極的優遇措置を設置した。障害を持つ議員の中には、積極的優遇措置の労働市場への適用を推進している者もある。例えば、カンパラの地方議員は、多くが女性である障害を持つ呼び売り人のために市の繁華地区の 1 つにアクセスできる取り置きスペースの創設を提唱している。ウガンダ女性エンパワーメント・プログラムと青年生計基金は、指定されたグループに起業スキルと金融サービスの訓練を提供し、そのグループに障害を持つ女性の包摂を推進している⁷⁸。ウガンダ少額金融機関協会は、障害者は危険度の高い集団であるとの間違った想定を克服して、金融サービスにアクセスする平等な機会を障害者に与えるために行動してきた⁷⁹。

ドイツと韓国では、雇用政策が、障害者が望むタイプの有償労働にアクセスできることを保障するように立案されている。ドイツでは、障害者は、より幅広い労働市場からの分離と排除を永続化する保護された職場ではなくて、統合された雇用制度にアクセスできる。「連邦参画法(2016 年)」の下で、障害者を雇う雇用者は、現金奨励策を受ける資格がある。これは、そのような労働者が保護された職場から移行できるようにし、移行が成功しなかった時には、保護された職場に戻ることができる⁸⁰。

韓国では、障害者が所有する事業または障害を持つ被雇用者が労働力の少なくとも 30%を占めている事業は、税優遇措置の資格があり、金融やローへのアクセスもより容易い。反差別法も可決しているが、その存在に対する認識は限られている⁸¹。そのような政策は雇用者、同僚、一般の人々の間の意

⁷⁷ 障害と開発報告書「障害者による障害者のための障害者との持続可能な開発を実現する(国連出版物、販売番号第 19.IV.4 号)」

⁷⁸ Hisayo Katsui、障害、人権、国際協力: 人権に基づく取組と障害を持つウガンダ女性の生きた経験、障害者の人権センター出版シリーズ、第 8 号(2012 年)。

⁷⁹ 障害者開発報告書(国連出版物、販売番号第 19.IV.4 号)、162 頁。

⁸⁰ Elisa Fiala、「障害のレンズを通した勇敢な新しい仕事の世界」、社会、第 8 巻、第 27 号(2018 年)。

⁸¹ Se Kwang Swang 及び Alan Roulstone、「企業か? 障害か? 韓国での障害者の小規模事業の地位と可能性」、障害と社会、第 30 巻、第 1 号(2015 年)

識啓発キャンペーンと対になる必要がある。

75. 国々の中には、女性の土地へのアクセスを促進し、農業改良サービスをより容易く利用でき、より多くの女性の改良員を通して女性農業者のニーズに対応するようにするために、措置を実施してきたところもある。2,3 の国々は、女性を対処にしたローンや助成金の導入を報告し、そのかなりの程度を取り上げてきた。農業は、特にサハラ以南アフリカと南アジアで、依然として、食糧の安全保障と助成の生計の中心である。農業生産性におけるジェンダー格差は、女性の効率が悪いためではなくて、資産や農機具への平等なアクセスを欠いているために、これらの地域で根強く続いている⁸²。開発途上国の内には良好な手段を取ってきたところもあるが、外国及び多国籍の会社による大規模な土地投資が、しばしば女性の農地への権利の侵害に繋がり、相談も補償もなく、牧草地や池のような共同資源へのアクセスを妨げてきた⁸³。

(d)金融サービスを通して女性が所有する事業を支援する

76. 81%の国々で、女性の起業を支援することが、金融サービス、情報、スキル開発へのより良いアクセスを通じた貧困削減の手段として、カギとなる優先事項であることが報告された。起業には、生存志向の、非正規の零細事業からかなりの労働力を持つ大規模な大いに儲かる事業に至るまでのすべてが含まれる。特に開発途上国の女性の事業は、わずかな労働者を雇い、しばしば家庭を基盤とし、少ない儲けを報告し、小規模なスペクトラムの末端に集中する傾向にある⁸⁴。非正規経済内では、わずか女性労働者の 1.4%が雇用者として分類でき(男性の 3.4%)、言い換えれば、事業を経営するためにスタッフを雇っている者である。はるかに高い割合(36.3%)は独自で働いている⁸⁵。世界的に、働いている女性の 2%未満が雇用者である。従って起業家に対する支援措置は、女性の労働力の大変に小さな部分を対象としている。従って、もっと多様な措置が、雇用の質と女性の生計を改善することによって女性の経済的安全保障を高めるために必要とされる。

77. 約 49%の国々は、貯蓄、保険、送金、貸付のような金融サービスへの女性のアクセスを改善する措置を採用し、それによって女性たちが自分自身の事業を始め、育てることができるようにしたと報告した。世界的に、男性の 74%と女性の 67%は 2017 年に、正規の金融機関に口座を持っていた⁸⁶。個人は、単に給料または年金を受け取るために銀行口座を持っているのかも知れず、貯蓄を増やすことができずに日常の家庭の支出にそのお金を配分しているのかも知れない。中央アジアと南アジア、北アフリカ及び西アジアでは、そのような口座の男性の割合と女性の割合の間の格差が 2011 年以来減ってきたが、サハラ以南アフリカでは増えてきた。女性は、ローン、特に正規のローンへのアクセスも少なく、

⁸² Cheryl R. Doss、「女性と農業生産性: 問題を再枠付けする」、*開発政策レビュー*、第 36 巻、第 1 号(2018 年 1 月)。

⁸³ Michael Levueb、「ジェンダーと土地の所有権明け渡し: 比較分析」、*農夫調査ジャーナル*、第 44 巻、第 6 号(2017 年)、Kristina Lanz, Eliabeth Prugl, Jean-David Gerber、「ネオリベラル・フェミニズムの貧困: ガーナにおける「好事例」である大規模土地投資におけるジェンダー平等」、*農夫調査ジャーナル*(2019 年)。

⁸⁴ Naila Kabser、「ジェンダー、生計能力、女性の経済的エンパワーメント: 人選にわたる証拠を見直す(ロンドン、ジェンダーと思春期: 世界の証拠、2018 年)。

⁸⁵ ILO、*非正規経済の女性と男性*。

⁸⁶ Asli Demirguc-Kunt 他、*2017 年世界 Findex データベース: 金融包摂とフィンテック革命を測定する*(ワシントン D.C.、世界銀行、2018 年。https://globalfintexworldbank.org/も参照。

このために、利率より高い手数料をしばしば取る非正規の金貸しに益々頼ようになる。救済策として、ほとんどの国々は、女性が所有する事業または個人の女性起業家を対象とした少額貸付と助成金のあるローンを提供し続けた。このセクターの状況の不均質性と多様性を仮定すれば、少額金融について一般的な結論を引き出すことは難しい。しかし、最も貧しく最も周縁化された集団は、特に限られた事業機会しかなく、貧しい、遠隔の、人もまばらな地域で暮らしている時、計画を止める可能性がより高い。道路や市場に近いことが、そのような計画のインパクトを高めることもある⁸⁷。

78. 多くの国々は、デジタル活用能力と金融識字を改善する措置を取ったと報告した。デジタル技術は、口座の所有におけるジェンダー格差を埋め、正規の金融制度への女性の参画を高め、さらなるプライバシーと自分の金融の管理能力を提供する手助けができる金融サービスの新しい世代を生じさせてきた⁸⁸。その可能性に備えるために、国々と企業は、デジタル金融サービスがアクセスでき、料金が手頃で女性にとって安全であることを保障することが必要である。これは、携帯電話へのアクセスと利用並びにデジタル活用能力と金融識字における根強いジェンダー格差を考えれば、依然として課題である。さらに、取られる措置は、顧客の危険または信用価値の評価におけるジェンダー偏見に繋がるかも知れないアルゴリズムの使用を防止するために、女性のデータと規制を保護する立法措置によって補われる必要があり、従って女性の貸付へのアクセスを損なっている。

3. 今後の行動の優先事項と実施の促進

79. 女性の経済的自立を高めるために、国々は家族休業の規定を強化、育児サービスを拡大し、または既存のサービスをより料金が手頃なものにし、時間節約型のインフラに投資してきた。しかし、多くの男女は、特に非正規に雇用されている場合には、有償の出産休業または父親休業にアクセスできない。料金が手頃で質の高い育児サービスと長期介護サービスへのアクセスは、ほとんどの国々で依然として普遍的であることから程遠い。ジェンダー賃金格差を支える労働市場分離は、開発途上国でも、先進国でも根強く続いている。もっと包括的な取組が、女性の経済的安全保障を築くために必要とされる。

80. 国々は、①雇用状態にかかわらず、万人のための有償の家族休業のある統合され、持続可能なように資金調達される普遍的範囲を達成する目的での育児と長期介護サービスの拡大、②家庭を基盤とした労働者、貢献している家族労働者、世界の供給網に隠れた女性労働者を含め、基本的労働権と資格を否定された労働者のための非正規雇用を正規化する努力の拡大と緊縮と技術的变化の結果としての正規の職の非正規化の防止、③特に STEM のような非伝統的領域での女性の代表者数を増やすことにより、労働市場の分離とジェンダー賃金格差の削減と介護職を含め、女性支配のセクターでの職に就くよう男性を奨励することという3つの領域での行動を優先するべきである。

81. ディーセントな職の創出、人々を中心とした支援及び環境保護は、組織的な、マクロ経済政策のカギとなる優先事項でなければならない。完全雇用、良い職及び適切な賃金は、通貨政策と景気運動抑制

⁸⁷ Kabeer、ジェンダー、生計力、女性の経済的エンパワーメント。

⁸⁸ Helene Molinier、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのためにデジタル金融を強化する(ニューヨーク、国連ウィーン、2019年)。

的な財政政策の明確な目標でなければならない⁸⁹。例えば、各国政府は、公共事業プログラムを通して「最後の手段の雇用者」として割り込むことができよう。各国政府は、女性のために職を創出し、女性のために時間を生み出すことにも役立つ、農山漁村の道路ネットワーク、グリーンな都会の輸送制度、介護サービスのような大いに必要とされる物理的・社会的インフラを築くための公共投資戦略を適用することもできよう。マクロ経済政策には、職の創出を最適化し、雇用におけるジェンダー平等を保障し、女性の農業者の稼ぐ能力を改善するためのターゲットとツールが必要である。中央銀行は、貸付を女性にとってもっと容易く利用できるものにするのみならず、事業と職において民間の投資を刺激することによっても重要な役割を果たすことができる。中央銀行は、しばしば女性の資源、サービス、職へのアクセスに不相応に否定的なインパクトを与える経済危機の危険を減らすために⁹⁰、資本管理を通して国境を超える資本の動きの不安定化と闘うこともできる⁹¹。法的拘束力のある世界的条約は、世界の供給網にいる労働者の権利に関して説明責任格差を埋め、企業の刑事責任免除と闘う手助けをするために必要とされる。主導的な基準設定機関は、ジェンダー賃金格差のようなジェンダー平等指標を含め、持続可能性の成果に関して企業の業績を監視するために、環境と社会問題、ガバナンスの問題に関するデータのより組織的な開示を要請するために、増加する改善と任意の行動規範を超えて今では動いている。

B. 貧困根絶、社会保護及び社会サービス

カギとなるメッセージ

- ・極度の貧困は、世界的に減ってきたが、女性に不相応な悪影響を与え続けており、女性の貧困の根本原因に対処することは、2030年までの「持続可能な開発目標 1」の達成にとって極めて重要であろう。
- ・女性と女兒の社会保護と公共サービスへのアクセスは改善してきたが、かなりの格差と偏見が国々と地域の内部と間に残っている。
- ・国々は、女性の女兒のための社会保護、質の高い教育、生涯学習へのアクセスを改善し、性と生殖に関する健康を含めた保健サービスへのそのアクセスを強化する措置を取ってきた。
- ・予想されている今後の緊縮措置は、最も周縁化された女性と女兒の集団にとって公共サービスの料金の手頃さ、アクセス可能性及び質に関する進歩に対して脅威となっている。
- ・相乗作用に備え、女性の貧困の重複する側面に対処するために、国々は、人生にわたる女性の危険と脆弱性に対処し、不平等な力関係の変革を支援する部門別取組を超えて、組織的取組に向けて進むべきである。

82. ジェンダーの視点から、社会保護と社会サービスは、生涯を通じた女性の権利とニーズに対処し、統合され、調整されて提供される時に、貧困(重大問題領域 A、「持続可能な開発目標 1」)と不平等(「目標 10」)を削減する際に、最も効果的である。調整は、異なった政治的介入の間の相乗作用に備え

⁸⁹ Stephanie Seguinn、「マクロ経済のツール: 財政、通貨、マクロプルーデンスの取組」、Diane Elson, Anuradha Seth 編、ジェンダー平等と包摂的成長: 持続可能な開発を達成する他の形成政策(ニューヨーク、国連ウィメン、2019年)中。

⁹⁰ 国連ウィメン、世界経済危機とジェンダー平等(セクション I、脚注 20)。

⁹¹ UNCTAD、2019 年貿易と開発報告書(セクション 1 脚注 17 を参照)。

ことにとっても極めて重要である。社会保護制度のますます広がっていく構成要素である家庭関連の現金給付は、女兒の就学(重大問題領域 B、「目標 4」)と女性の妊産婦保健サービス(重大問題領域 C、「目標 3」)並びに家庭の栄養の改善(「目標 2」)を高めることができる。料金が手頃な幼児教育とケア・サービスは、女性が労働市場に参入してとどまり(重大問題領域 F)、ディーセント・ワークを通して社会保護の資格を確保し(セクション III.A を参照)、自分と家族を貧困から抜けださせる(重大問題領域 A、「目標 1」)ことができる。高齢女性にとって、年金の貧困削減効果は、高齢者のニーズと高齢者に無償のケアを提供しているかも知れない人々のニーズ(重大問題領域 C、「目標 3 と 5」)に対応する料金が手頃な老人病と長期介護サービスへの投資を伴うならば、強化されるであろう。国際人権基準と共に、「行動綱領」は、教育と保健のようなジェンダーに配慮した社会保護を通して貧困根絶のための重要な政策ガイダンスを提供している。

83. 2019 年の CSW63 は、女性と女兒の時間を自由にし、その移動性を支援し、経済機会へのアクセスを高め、衝撃に対する強靱性を強化するために、社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラの立案、実施、評価に対する統合された取組の必要性を強調した。CSW は、女性と女兒のための適切な生活水準を保障するために、社会的、構造的、マクロ経済的問題に対処する包括的で、参加型の、ジェンダーに配慮した貧困根絶戦略の重要性も強調し、各国に、①下限を含め、包摂的でジェンダーに配慮した社会保護制度を設立し、強化し、②危険と脆弱性の状況に特化した評価に基づく社会保護性と制度の立案、実施及び評価を改善し、③質の高い公共サービスがすべての女性と女兒に利用できるものであり、料金が手頃で、アクセスでき、受容できるものであることを保障し、④公共サービスへの女性と女兒のアクセスを妨げる障害を明らかにして除去し、⑤性と生殖に関する健康ケア・サービスへの普遍的アクセスを保障して、HIV とエイズの予防・治療・ケア・サポートへの普遍的アクセスを推進し、⑥自然災害、武力紛争及び紛争後の状況への人道的対応の状況でのジェンダーに配慮した社会保護プログラム形成と企画を強化し、⑦HIV に配慮した社会保護措置を提供し、⑧あらゆる技術レベルの移動労働者が目的国で社会保護へのアクセスを得て、適用できる社会保護資格と稼いだ利益の可搬性から利益を受けるよう要請した(ECN.6/2010/L.3)。

1. 世界と地域の傾向

84. 世界的に、極度の貧困の中で暮らしている世界人口の割合は、1990 年の 36%から、2010 年には 16%に減り、2015 年には 10%にまで減った⁹²。1995 年以來のその減少の多くは、中国と、さらに急速に南アジアによって牽引されてきた。貧困削減の速度は、2015 年には 42%であり、2010 年の 48%と 1990 年の 55%からは減ったサハラ以南アフリカでははるかに遅かった⁹³。近年、サハラ以南アフリカで、極度の貧困の中で暮らしている人々の絶対数が増え、世界の他の部分を合わせた貧困者の数よりも多い。世界の貧困者の約 79%が、農山漁村地域で暮らしている⁹⁴。

85. 人権とジェンダーの視点から、現在の貧困測定は、ある限界を示している。1 日 1.90 ドルの貧困線

⁹² 2019 年持続可能な開発目標報告書(セクション 1、脚注 14 を参照)。

⁹³ 世界 SDG 指標データベース、<https://unstats.un.org/sdgs/indicators/database/>(2019 年 11 月にアクセス)。

⁹⁴ 2019 年持続可能な開発目標報告書。

は、極めて低い境界点である⁹⁵。境界点をわずかに上げる(2.50 ドルに)だけで、極度の貧困の中で暮らしている 7 億 3,600 万人の人々にさらに 6 億人を加えることになることを推定が示している⁹⁶。「倫理的貧困線」とある人々が提案する 1 日 5 ドルでは⁹⁷、極度の貧困の中で暮らす人々の数は 35 億人となるであろう⁹⁸。

86. 従来の貧困測定は、集計された家庭を基盤とした所得または消費データが一人当たり所得を計算するために用いられる世帯調査データに基づいている(A/74/111)。これは、家庭の貧困測定は、性と年齢に基づく家族の力と地位の違いがどのように家庭内の資源の配分を形成しているのかを考慮していないので、女性の所得の貧困を推定するためには大きな課題となる⁹⁹。これは、貧しい女性が必ずしも最も貧しい家庭で暮らしているとは限らないことを意味している¹⁰⁰。

87. 貧困の多面的測定は、所得に基づく貧困測定を超えて進展し、保健ケア、家族計画、住居、教育及びインフラの欠如または限られたアクセスのような同時に起こる重なり合う剥奪を捉えている¹⁰¹。しかし、こういったツールのほとんどは未だに家庭レベルの指標に大きく依存しており、従って女性の貧困の測定という目的には限られた役にしかたない。最近開発された個人の剥奪測定は、個人レベルでの多面的貧困データの欠如が提起する課題を克服するために立案されており、生活時間のようなこれまでは無視されてきたジェンダーに特化した指標を含めている¹⁰²。測定するためにこの措置を取るには、時間と資源に集中した新しいデータ収集が必要である。

88. こういった制約にもかかわらず、91 の開発途上国からの家庭レベルのデータの分析は、全体的に、女性と女兒は、男性と男児よりも極度の貧困の中で暮らす可能性が 4%高いことを示している。ジェンダー格差は、25 歳から 34 歳までの女性の間で最も大きく、この年齢層の女性は、男性よりも極度の貧困の中で暮らす可能性が 25%高い¹⁰³。これは 4,000 万人の貧しい男性に比して、総計 4,900 万人の

⁹⁵ 例えば、Sanjay G. Reddy, Rahul Laboti、「一日 1.90 ドル: 何を意味するのか?」、*新左派レビュー*、第 97 巻(2016 年 1 月-2 月)を参照。

⁹⁶ Andy Sumner、「世界の貧困と不平等: 遅れ開発の変革と継続」、*開発と変革*、第 50 巻、第 2 号(2019 年 3 月)。

⁹⁷ 例えば、Pwter Edward、「倫理的貧困線: 極度の貧困の道徳的定量化」、*第 3 世界クォーターリ*、第 27 巻、第 2 号(2006 年)を参照。経済学者の中には世界基準として 12.50 ドルの貧困線を提案している者もある(Lant Pritchett、「貧困に関する進歩を監視する: 高い世界的貧困線」、*開発進歩調査文書*、第 2 号(ロンドン、海外開発銀行、2013 年)。

⁹⁸ Sumner、「世界の貧困と不平等」。

⁹⁹ Amartya Sen、*ジェンダーと協調的争い*、WIDER 調査文書、第 18 号(ヘルシンキ、1987 年); Bina Agarwal、「『交渉』とジェンダー関係: 家庭の内外」、*フェミニスト経済学*、第 3 巻、第 1 号(1997 年)。

¹⁰⁰ Naila Kabeer、「ジェンダー、貧困、不平等: 国際開発の分野でのフェミニストの貢献の短い歴史」、*ジェンダーと開発*、第 7 号(2015 年); Caitlin S. Brown, Martin Ravallion, Dominique van e Walle、「貧しい個人は主として貧しい家庭に見られるのか? アフリカの栄養データを利用した証拠」、*NBER 調査文書*、第 24047 号(マサチューセッツ州ケンブリッジ、国立経済調査局、2017 年)。

¹⁰¹ Sabine Alkire, James Foster、「計算と多面的貧困測定」、*公共経済学ジャーナル*、第 95 巻、第 7-8 号(2011 年); Gisela Robles Aguilar, Andy Sumner、「世界の貧困者とは誰か? 世界の多面的貧困の新しいプロフィール」、*CGD 調査文書*、第 499 号(ワシントン D.C.、世界開発センター、2019 年)。

¹⁰² Sharon Bessell、「個人の剥奪測定: ジェンダーと不平等が問題であるかのように貧困を測定する」、*ジェンダーと開発*、第 23 巻、第 2 号(2015 年)。

¹⁰³ A/74/111 を参照。ジェンダー格差は、35 歳から 39 歳までと 40 歳から 45 歳までの個人の間では狭まり、もはや目につかなくな

貧しい女性と等しい。24 歳後の貧困におけるジェンダー格差は、人生の子育て段階と一致し、この間ケア提供責任のために有償労働にかかわることに対して時間の制約も経験するが、女性とその家族は子どもを持つことに関連する支出の増加に直面する。

89. 高・中所得国では、比較的な貧困測定が、シングル・マザーが特に悪影響を受けている状態で、貧困に対する女性の不相応な脆弱性を確認している。例えば、欧州と北米で、利用できるデータのある 25 か国にわたって、シングル・マザーの家庭は、共稼ぎの家庭よりも中位の収入の 50% という貧困線以下に落ちる可能性が 3 倍高い¹⁰⁴。

90. 過去 25 年にわたって、減少する妊産婦死亡率、上昇する識字率、社会保護と公共サービスへのアクセスの改善という状態で、女性と女児の教育と保健の成果にかなりの進歩が遂げられた。多くの国々は、条件つき現金給付と年金のような掛け金のない社会保護計画を展開し、もしこれがなければ掛け金のある社会保護から不相応に排除される傾向にある女性の手にしばしばお金を渡している。しかし、2015 年には、世界人口のわずか 29% が、子ども・家族給付から老齢年金に至るまで完全な給付のある包括的な社会保障制度でカバーされていた¹⁰⁵。

91. 教育は、女性と女児の状況が最も改善した領域である。1995 年から 2018 年の間に、学校に通っていない小・中学校年齢の女児の数は、半数近くになり、高等教育の就学率は増加した¹⁰⁶。世界的に、就学率のジェンダー同数は、2000 年に初等・中等レベルで達成された。高等教育レベルでは、2004 年に女性が男性の数を追い抜き始めた¹⁰⁷。対照的に、サハラ以南アフリカは、すべてのレベル、特に高等学校教育で同数からは程遠い。

92. 停滞を経験してきた北アフリカと西アジアは、大きくは紛争のために、初等教育で同数からは程遠くなっている¹⁰⁸。危機中のインフラの破壊は、サービスへのアクセスをひどく損なって、問題を複雑化している¹⁰⁹。2017 年までに、世界的に半数をわずかに超える国々に比して、紛争の悪影響を受けた国々または脆弱な国家の 20% 未満しか、中学校教育において同数を達成してこなかった¹¹⁰。

93. 教育成果の点では、世界の識字率も、特に比較的若い集団の間で、識字におけるジェンダー格差が万人にとって着実に減っているのと並んで改善してきた。2018 年に、15 歳から 24 歳までの女性の約

る。これはおそらく家庭に労働市場に参入している比較的年上の子どもがいて、女性が労働力に参入または再参入しているために家庭の所得が改善していることを含め、おそらく要因の重なり合いの結果である。

¹⁰⁴ Rense Nieuwenhuis, Laurie C. Maldonado, 「ひとり親家庭とワーキング・プア」、Henning Lohmann, Ive Marx 編、ワーキング・プアのハンドブック(英国、Cheltenham, Edward Elgar, 2018 年)中からの 25 か国のデータに基づく国連ウィメンの計算。

¹⁰⁵ ILO、2017 年から 2019 年までの世界の社会保護報告書。

¹⁰⁶ ユネスコ教養機関の教育透明データベースに基づき国連ウィメンの計算、<http://data.uis.unesco.org> より閲覧可能(2019 年 9 月にアクセス)。

¹⁰⁷ 2017 年に南アジアのジェンダー同数指数(GPI)は、ユネスコ統計機関の最近の推計によれば、初等教育で 1.07、中学校で 1.04、高等学校で 0.96、高等教育レベルで 1 であった。<http://data.uis.unesco.org> 2019 年 9 月 19 日にアクセス)。

¹⁰⁸ ユネスコ、2019 年世界教育監視報告書。

¹⁰⁹ 国連子ども基金(ユニフェム)、「武力紛争の状況にある障害を持つ子どもたち」、討議文書(2018 年)。

¹¹⁰ ユネスコ統計機関、GPI データベースに基づく国連ウィメンの計算、<http://data.uis.unesco.org/> (2019 年 9 月にアクセス)。2013 年から 2017 年までの危機に直面している 58 の脆弱な紛争の悪影響を受けた国々のサンプルに基づく。

90%が、1995 年の 80%から増えて、男性の 93%に比して、読み書きを知っていた。しかし、高齢者集団の識字率におけるジェンダー格差は、依然としてかなりのものである。2018 年に、全世界で、25 歳から 64 歳までの約 7 億 7,300 万人の成人が、その 63%が女性であるが、基本的な読み書き技術を欠いていた¹¹¹。

94. 保健ケア・サービスへのより良いアクセスは、カギとなる保健指標で女性と女兒にとって進歩をもたらしてきた。世界的に、あらゆる地域で女性が今では男性をしのいで、寿命を延ばし続けてきた。妊産婦死亡率は、2000 年の生児出産 10 万につき 342 から 2017 年には生児出産 10 万につき 211 にまで減った¹¹²。熟練した保健職員による出産中の介添えを含め、人産婦保健ケアへのアクセスの改善が役立ち、すべての出産の 81%が熟練した保健職員の前で行われている¹¹³。世界の妊産婦死亡の 3 分の 2 が起こっているサハラ以南アフリカでは、47%と率は依然として最低である¹¹⁴。紛争と危機が、しばしば妊産婦保健ケアへのアクセスを妨げる。2018 年までに 3 分の 2 に満たない出産が熟練した保健専門家に介助されている 22 か国の中で、2013 年から 2018 年までに 17 か国が紛争を経験した¹¹⁵。

95. 出生率を下げ、出産を遅らせる世界の傾向は続いており、さらなる性と生殖に関する選択を反映している(E/CN.9/2019/2)。2019 年に、世界の出生率は、女性一人につき出産数 2.5 で、1990 年代半ばの 2.9 からの低下であった。サハラ以南アフリカ(女性一人につき出産数 4.8)とオセアニア(女性一人につき出産数 3.4)を例外として¹¹⁶、すべて地域の割合は女性一人につき 3 未満であった(E/CN.9/2019/2)。思春期の出生率は、2000 年の 1,000 人の思春期の女子につき 56 の出生から 2018 年の 44 にまで減少してきた¹¹⁷。思春期の出生率はサハラ以南アフリカで最も高く、ここでは、20 歳から 24 歳までの女性の 27.7%が 18 歳になる前に出産し、ラテンアメリカとカリブ海が 18.2%でこれに続いた。

96. 家族計画の満たされないニーズを抱える女性の割合は、2000 年以来 10%で停滞しており、現代の方法に満足している家族計画のニーズを持つ女性の割合は(「持続可能な開発目標」指標 3.7.1)、2000 年から 2019 年までで 74 から 76%で、わずかに増加してきた¹¹⁸。2019 年に、妊娠を避けたいと思っている全世界の生殖年齢の 1 億 9,000 万人の女性が、何ら避妊法を用いておらず、これは 2000 年の 1 億 5,600 万人からの増加であった¹¹⁹。低・低中所得国が、家族計画のニーズの半分未満しか 2019 年に現代の方法で応えられていない国々の 4 分の 3 を占めていた。かなりの地域格差がある。サハラ以南アフリ

¹¹¹ ユネスコ統計機関、教育統計データベース、<http://data.unis.unesco.org/>(2019 年 10 月にアクセス)。

¹¹² WHO 他、2000 年から 2017 年までの妊産婦死亡の傾向: WHO、ユニセフ、UNFPA、世界銀行グループ及び国連人口部による推定(ジュネーヴ、WHO、2019 年)。

¹¹³ ユニセフ、世界保健機関(WHO)、SDG3.1.2.熟練した出産介添えデータベース、<https://data.unicef.org/topic/maternal-health/delivery-care> より閲覧可能(2019 年 11 月にアクセス)。2006 年から 2012 年及び 2013 年から 2018 年のデータが閲覧可能。

¹¹⁴ 2019 年持続可能な開発目標報告書。

¹¹⁵ 世界の SDG 指標データベースに基づいた国連ウィンの計算、<https://unstats.un.org/sdg/indicators/database>(2019 年 11 月にアクセス)。

¹¹⁶ オーストラリアとニュージーランドを除く。

¹¹⁷ 2019 年持続可能な開発目標報告書。

¹¹⁸ 家族計画と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」: データ・ブックレット

¹¹⁹ 同上。

カでは、家族計画のニーズのわずか 55%しか現代の方法で満たされていない。そのニーズの半数未満しか、サハラ以南アフリカの 23 か国を含め、42 の国々また地域で現代の方法で応えられていない¹²⁰。現代の避妊法へのより良いアクセスは、望まない妊娠を防止し、中絶の数を減らし、妊娠と出産に関連する死亡と障害の発生を少なくできよう。これが代わって、貧困削減と開発に貢献するであろう。

97. 世界的に、HIV 治療の範囲は、倍増以上となり、大きく HIV の垂直感染(母親から子どもへの)を撤廃するプログラムのお陰で、男性よりも女性の間で広い¹²¹。2018 年に、推定 1,880 万人の女性(15 歳以上)が HIV と共に暮らしており、これは HIV と共に暮らしている全ての成人の 52%であった¹²²。そのような女性の 3 分の 2 を少し超える人々が、2018 年には治療にアクセスできた¹²³。しかし、若い女性と思春期の女子は、世界的に、15 歳から 24 歳までの若い人々の間の想定推計 51 万人の HIV 新感染の 61%を占めていた¹²⁴。

98. 重複し重なり合う形態の差別に直面している女性と女兒は、依然として社会保護と公共サービスから不相応に排除されており、これが彼女たちの保健と教育の成果に否定的な影響を与え、貧困を逃れる能力を妨げている。農山漁村地域の女性(67%)は依然として都会の同僚よりも(89%)出産する時に熟練した保健職員にアクセスする可能性がずっと少ない¹²⁵。2010 年から 2018 年までの間に、農山漁村地域での初等教育修了の点での同数は 40%の国々で達成されたが、都会地域では 57%の国々で達成された。教育程度が上がるにつれて不平等は広がる¹²⁶。比較的貧しくあまり教育を受けていない女兒並びに農山漁村地域で暮らしている女兒も 18 歳になる前に出産する可能性が最も高い¹²⁷。世界的に、最低の富の 5 分位にいる 20 歳から 24 歳までの女性は、最も高い富の 5 分位の女性よりも 18 歳前に出産する可能性が 3.7 倍高い。

99. IMF の国別報告書の分析ともう一つの公共支出削減の波である 2011 年と 2016 年の支出の主要な縮小の後での支出データ指標は、2020 年以降から 130 か国に影響を及ぼすであろう¹²⁸。以前の財政緊縮の波は、公共サービスと給付へのそのさらなる依存、サービスが浸食される特に赤字ケア提供者としてのその役割、第一線の公共セクター労働者としてのその強力な存在を仮定すれば、特に低所得女性にとっての後退的な成果を生んできた¹²⁹。年金と社会保障改革(86 か国に影響)と公共セクターの雇用と賃金のカット(80 か国)という 2 つの最も共通した世界的な財政調整チャンネルは、再び、すでに年金へ

¹²⁰ 同上。

¹²¹ 国連エイズ合同計画(国連エイズ)、*進むべき中マイルもの道: 格差を埋め、障害を打ち破り、不正をただす*(ジュネーヴ、2018 年)。

¹²² 国連エイズ、「ART を受けている HIV と共に暮らす人々」、エイズ情報データベース。<http://aidsinfo.unaids.org>(2019 年 11 月にアクセス)。推定は 2018 年のもの。

¹²³ 同上。

¹²⁴ 同上。

¹²⁵ ユニセフ、「出産ケア」、妊産婦新生児データベース。<https://data.unicef.org/topic/maternal-health/deliver-care> より閲覧可能。

¹²⁶ ユネスコ統計機関、教育統計データベースに基づく国連ウィメンの計算、<http://data.uis.unesco.org/> より閲覧可能(2019 年 11 月にアクセス)。位置に関して GPI が利用できる 99 の加盟国の推定。

¹²⁷ 国連ウィメン、*2019-2020 年世界の女性の進歩*。

¹²⁸ Ortiz, Cummins、「緊縮: 新しい正常」。

¹²⁹ 国連ウィン、*世界経済危機とジェンダー平等*。

のアクセスにおいてかなりの不利な条件に直面しており、教育労働者の 61%、世界的な保健・社会セクター労働力の約 70%を占めている女性を不相応に傷つける可能性がある¹³⁰。緊縮措置を実施したまたは計画していると報告した国々のわずか 10%が、女性と女兒に与えるインパクトを評価してきた。

100. 公共予算への根強い制約で、民営化と公・民パートナーシップが、公共サービスの資金調達と提供の代替手段としてますます推進されてきた。2005 年と 2015 年の間に、私立学校に通う学生の割合が、利用できるデータを持つ 127 か国中 105 か国で増加し、わずか 22 か国で減少した¹³¹。低・中所得国では、家族計画サービスの 37%、出生前ケアの 44%及び出産ケアの 40%が、民間のプロヴァイダーによってカバーされている¹³²。さらなるプロヴァイダーの選択は、しばしば、説明責任を強化するものと思われ、人々が「拒否を示すこと」によって質の悪いサービスを避けることができるようになる。しかし、人権機関と特別手続きは、民間の提供が無制限に増えることは実際には、不平等と分離に依存することだとの懸念を提起してきた(A/69/402(2014 年)、A/70/342(2015 年)、A/73/179(2018 年)、A/73/396(2018 年)及び A/HRC/41/37(2019 年)を参照)。比較的豊かな家庭の女性と女兒は、確立した私立の学校や診療所にアクセスできるかも知れないが、貧しい周縁化された女性と女兒は、資金の乏しい公共サービスまたは非正規のしばしば無規制の民間のプロヴァイダーに頼る可能性がより高い(A/74/111)。

(以下、「公式文書(1-2 に続く)

2021 年及びそれ以降の委員会の優先テーマと見直しの提案 (E/CN.6/2020/4)

事務総長報告書

概要

経済社会理事会決議第 2018/8 号に従って準備された本報告書には、CSW の今後の優先テーマと見直しテーマのための提案が含まれている。

I. 序論

1. 決議第 2018/8 号で、経済社会理事会は、2021 年とそれ以降の委員会の優先テーマと見直しテーマに関する提案を含む報告書を CSW64 に提出するよう事務総長に要請した。本報告書は、その要請に応えて提出されるものである。

2. 1987 年以来、委員会は、複数年にわたる作業計画を利用してきた。1995 年の「北京宣言と行動動綱

¹³⁰ ILO、ケア労働と介護職。

¹³¹ ユネスコ、2017/18 年世界教育監視報告書: 教育における説明責任---公約に応える(パリ、2017 年)、47 頁。

¹³² 独立説明責任パネル、民間セクター---女性・子ども・思春期の保健に対して誰に説明責任があるのか?(ジュネーヴ、WHO、2018 年)。

領」の採択に続いて、総会決議第 50/203 号に従って、複数年にわたる作業計画は、1997 年から 2000 年の期間、2002 年から 2006 年及び 2007 年から 2009 年までの期間をカバーした。2009 年に、優先テーマと見直しテーマは、2010 年から 2014 年までの期間と 2013 年には 2016 年のために決定された。2016 年に、優先テーマと見直しテーマは、2017 年から 2019 年までの期間のために決定された。

3. 委員会は、あらゆるレベルで「北京宣言と行動綱領」の実施において達成された進歩と遭遇した問題を監視し、見直し、評価する際に中心的役割を果たす。委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現を促進するために「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップにも貢献する。

4. 委員会の今後の組織と作業方法に関する経済社会理事会決議第 2015/6 号に従って、委員会は、継続して、その作業にテーマ別取組を適用し、予見性と準備のための適切な時間を認めるために複数年にわたる作業計画を採用している。その優先テーマを選ぶ際に、委員会は、「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会成果に加えて、理事会の作業計画並びに「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を考慮に入れている。このように、委員会は相乗作用を築き、理事会制度と持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの作業に貢献している。見直しテーマと以前の会期の優先テーマに関する合意結論の実施における進歩の会期毎の委員会の評価も、作業方法の一部である。

5. 総会決議第 72/305 号に従って、理事会の補助機関は、その他の機能を果たすに必要な問題またはテーマに継続して対処しつつ、主要テーマに沿って、独自のそれぞれのテーマを採択することになっている。さらに、その作業は、「持続可能な開発目標」に対する統合された行動志向の取組の必要性を反映するべきである。

6. 現在の状況、傾向、発展に対応する優先テーマの選考は、委員会がジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの促進された実現に勢いを加えることができるようにする。委員会が 2020 年に続く年月のためにこの作業に取り組む時、「北京宣言と行動綱領」の実施における進歩の 25 年後の見直しの結果とその完全で効果的で促進された実施の必要性は、全体的な検討事項でなければならない。2019 年 9 月の持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの第一回見直しサイクルの終了と持続可能な開発の行動と実施の 10 年の開始に続いて(総会決議第 74/4 号、付録)、委員会の今後の優先テーマの選考は、「行動綱領」の実施と「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施との間の相乗作用を強化するべきである。

7. 優先テーマの選考も、ジェンダーの視点から他の政府間プロセスにトピックとなるインプットを通して、国連システムのジェンダー主流化を確保する際の委員会の触媒的役割を強化する効果的手段となることができる。

II. 2021 年から 2024 年までの優先テーマ

8. CSW64 は、2021 年から 2024 年までの複数年にわたる作業計画を採択したいと思うかも知れない。これら年月のための優先テーマの提案は以下に概説される。

9. 2021 年に、委員会は優先テーマとして、「公的生活と意思決定への女性の参画」を検討したいと思うかも知れない。「北京行動綱領」は、公的生活への女性の参画、権力、意思決定を優先し、男女の平等

な代表者数を達成するために、すべての政府機関と公共機関におけるジェンダー・バランスの目標を確立した。自由に選ばれた代表者を通して、直接的にまたは間接的に公共の問題に参画し、投票し、選挙で選ばれ、公的サービスに平等にアクセスする権利は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を含め、いくつかの国際人権条約の下で保証されている。第 50 回会期の合意結論で、委員会はあらゆるレベルの意思決定プロセスへの男女の平等な参画を保障する行動を拡大した。最近の合意結論で、委員会は、検討中のテーマに関連して、女性の参画の役割に定期的に対処した。

10. 公的生活と意思決定への女性の参画の重要性は、特別なターゲットが女性の完全で効果的な参画と国の議会と地方自治体を含めた意思決定におけるリーダーシップの平等な機会に置かれている状態で、「持続可能な開発目標」でも認められている(「目標 5」、ターゲット 5.5)。ほとんどの国々で地域社会の日常生活に直接影響を及ぼす地方自治体における女性の存在と貢献は、データが「持続可能な開発目標」の指標 5.5.1b の下で収集されつつある時、今初めてより完全に認められようになりつつある。

11. 公的生活と市民のスペースへの女性の参画を確保することは、遅い不適切な進歩と全世界の意思決定者の間の女性の根強い代表者数の少なさの時代に特別な緊急性を帯びている。政治生活と公的生活での女性に対する暴力とハラスメントは、特に選挙のジェンダー・クォータ制及び特にラテンアメリカでの「同数法」の採択のような一時的特別措置の適用の結果として、さらに多くの女性が公職にアクセスしている時、増加してきているようである。そのような暴力は、女性が公職に参加し、務める権利を行使することを思いとどまらせ、機関の作業を妨げ、女性の声を抑え、国々の政策成果を弱める。若い、先住民族の、レズビアン・バイセクシュアル・トランスジェンダーの女性は、女性の人権擁護者と同様に暴力とハラスメントの特に標的とされ、縮小する市民のスペース、民主主義の浸食、ジェンダー平等に対するバックラッシュが、この傾向をさらに悪化させているようである。暴力と女性政治家と公共政策についての偽情報を促進するオンライン暴力の増加する広がり、懸念を増加させている(A/73/301 を参照)。

12. 従って、こういった傾向と発展は、女性と女兒の声、働き、リーダーシップを強化し、財政的意志決定に関するものを含め、あらゆる領域での意思決定に影響を及ぼすために公的生活でのその参画と役割を高める政策とプログラムの調査を要請している。委員会は、政治機関の差別的文化、暴力の脅威と脅し、一時的特別措置の適用に対するバックラッシュ、地方レベルの意思決定への女性の参画の機会、公的生活と意思決定における女性に対する暴力に対処する国家・非国家の重要な行為者の対応を含め、意思決定への女性の完全で平等な参画に対する障害を調査できよう。

13. 2022 年に、委員会は、「デジタル時代にジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するための革新と技術的变化」を優先テーマとして検討したいと思うかも知れない。「北京行動綱領」は、異なった重大問題領域にわたって、技術の役割に対処し、女性が、立案から適用、監視、評価までのプロセスに参画できなければならないことを認めた。CSW55 の合意結論で、委員会は、技術の教育と雇用への女性のアクセスに関連する行動を勧告した。CSW62 は、女性のデジタル活用能力と携帯サービスによって生み出される機会の問題を提起した。技術へのアクセスと利用と持続可能な開発との間の関連性が、「目標 1(貧困)」、「目標 2(農業)」、「目標 4(教育)」、「目標 5(ジェンダー平等)」及び「目標 9(インフラ)」に関するものを含め、「持続可能な開発目標」全体にわたって示されている。

14. デジタル革命は、25 年前に第 4 回世界女性会議が開催されて以来の最も急速で広範囲な変革の 1 つである。今日、デジタル技術は、アクセスと利用における重要な不平等が国々の内部と間及び男女間に広がっている時でさえ、経済的・社会的・政治的生活のほとんどあらゆる側面に影響を及ぼしている。デジタル技術は、仕事の世界と人々が通信し、自分のことを伝える方法を変えつつあり、社会保護と公共サービスが提供する方法を含めガバナンス制度に影響を及ぼし、前例のない量のデータを生み出している。最近では、アルゴリズムと機械学習によって動く人口知能が、デジタル技術と革新の決定的特徴であり、牽引力となっている。

15. この傾向は、新しい危険のみならず、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための新しい機会を生み出している。例えば、携帯電話技術は、情報にアクセスし、その集团的行動を促進する際に、女性に利益を与えることが分かってきた。しかし、デジタル技術へのアクセスの不平等と女性の ICT の利用に対する男性の支配が、継続して根強く続いている。先進国でも開発途上国でも、デジタル・プラットフォームの急激な拡散は、女性のために新しい雇用機会を生み出すことができよう。しかし、対象を絞った行動がなければ、これらが以前から存在している不平等を再生産し、さらに悪化させるかも知れない。現在、ジェンダー・バランスが特に開発途上国で捻じ曲げられている状態で、女性はクラウドワーカーのわずか 3 人に 1 人を代表している¹³³。女性は依然として、ニュー・テクノロジーのパイオニアであるセクターと職業において数が少なく、この多様性の欠如がかなりのジェンダー偏見に繋がっているという証拠もある¹³⁴。人口知能と機械学習がいかに女性に対する意図しない差別に繋がり、ジェンダー偏見が見習われ、制度化される大きな危険を生み出すこともあるという例がすでにある。さらに、公平性と包摂性、プライバシーと自治、説明責任と透明性に関連する新しい危険についての懸念が、ICT の利用によって行われ、促進され、悪化させられる暴力と虐待に女性と女兒がさらされる度合いが強まることを含め、生じてきている(A/HRC/35/9 を参照)。

16. これら傾向と現在の発展は、デジタル革命がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに与えるインパクトの調査を要請している。委員会は、女性と女兒の経済的エンパワーメント、教育の向上、保健と社会保護へのアクセス、暴力(サイバーいじめ)からの自由、公的生活への参画とプライバシーへの権利を含め、重複し、重なり合う形態の不平等と差別に直面している女性と女兒に特別な注意を払って、女性と女兒のためにデジタル化と技術革新の機会に備え、危険を管理するジェンダーに対応した取組を検討し討議すべきである。

17. 2023 年に、委員会は、その優先テーマとして、「環境悪化と気候変動の状況でのジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメント」を検討したいと思うかも知れない。「北京行動綱領」は、その重大問題領域の 1 つとして、女性と環境に対処し、この問題は、CSW41 と 46 の優先テーマの中でさらに入念に検討された。CSW62 と 63 の合意結論の中で、委員会は、環境課題と気候変動に対処し、女性と女兒の強靱性と適応能力を支援するジェンダーに対応した戦略の必要性も強調した。「リオ条約」の締約国会議とその他の多国間環境協定は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた作

¹³³ 国際労働機関、デジタル労働プラットフォームと仕事の今後: オンラインの世界でのディーセント・ワークに向けて(ジュネーヴ、2018 年)、xvi 頁。

¹³⁴ Wajeman、「デジタル革命: 北京後 25 年後のジェンダー平等と女性の権利の意味合い」、CSW64 での専門家グループ会議の谷準備された背景文書、ニューヨーク、2019 年。

業を着実に強化してきた。「国連気候変動枠組条約」の下での「バリ協定」は、気候変動とジェンダー平等、女性のエンパワーメントと人権の実現の重なり合いを認めた。

18. 気候変動の結果(「目標 13」)は、貧困(「目標 1」)、食糧の安全保障と持続可能な農業慣行(「目標 2」)、保健(「目標 3」)、持続可能な水とエネルギーの提供(「目標 6 と 7」)、持続可能な生計と平和な社会(「目標 5,8,16」)、持続可能な消費と生産のパターン(「目標 12」)及び天然資源の利用(「目標 12」)に関連するものを含め、既存のジェンダー不平等を増幅する。

19. 土地の悪化、生物多様性の損失、地球温暖化、極度の天候現象及び自然災害は、広範で相互に関連する環境危機と気候危機へと急速に促進され、強化されてきた。環境悪化と気候変動のインパクトは、既存のジェンダー不平等を増幅している。この点で、気候変動に関する政府間パネルである 1.5°C の地球温暖化は、気候変動が既存の貧困を悪化させ、不平等、特にジェンダー・年齢・人種・階級・カースト・先住民族性・能力と障害の不平等をさらに悪化させ、そのインパクトは、不平等な力関係、発言力と働きに課される制約、土地と資源、公共サービス、持続可能なインフラへの限られたアクセスのために周縁化された集団にさらに大きいことを発見している。女性は、土地、水及びその他の天然資源並びにエネルギー、輸送、上下水道を含め、女性と女兒の特別なニーズを考慮に入れていない公共サービスとインフラによって不相応に悪影響を受けていることも調査が示してきた。さらに、女性の無償のケア労働と家事労働は、女性とその家族が代替の生計を求めざるを得なくなり、生計と所得の安全保障に与える破壊的な環境と気候変動のインパクトの結果として移動せざるを得なくなった時に強まる。農山漁村と先住民族の女性、紛争状況にある女性と女兒、強制移動に直面している女性と女兒は、環境悪化に直面して、特に不安定な状況、貧困、排除を受けることになる。災害に耐え、回復する女性と女兒の能力は、ジェンダー不平等によってひどい悪影響を受ける。ほとんどの災害において、女性の死亡率は男性よりもかなり高く、災害を受けやすい地域では、女性の貧困が高まる¹³⁵。

20. 同時に、女性たちは、気候行動と環境行動における消費者、生産者、革新者、意思決定者として変革のカギとなる担い手であることを示してきた。その完全で意味ある参画は、気候行動の効果を高めている。

21. これら傾向と現在の発展は、すべての女性と女兒、特に重なり合う形態の差別を経験している女性と女兒が、ジェンダーに対応する環境と気候政策とその実施並びに資金調達への適切な投資から完全に利益を受けることを保障しようと努力して、環境悪化と気候変動と、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントとの間の関連性の調査を要請している。検討されるべき問題には、持続可能なインフラ、公共サービス、意識啓発及び能力開発を通して災害の状況を含めた女性の環境と気候の強靱性を築き、支援すること、緩和・適応措置、生物多様性の保存、持続可能な土地利用と管理を含めた気候と環境に関連するすべての女性の完全で平等な参画とリーダーシップを確保すること、万人のためのディーセント・ワークと社会保護を保障する気候の安定化と生物多様性の保存に向けた正しい移行の支援が含まれる。

22. 2024 年には、委員会は、「ジェンダーに配慮した資金調達と制度を通してジェンダー平等とすべて

¹³⁵ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、持続可能な開発のためのジェンダー平等と気候行動との間の共同利益を強化する: 気候変動プロジェクトでジェンダー配慮を主流化する(ニューヨーク、2016 年)。

の女性と女児のエンパワメントを促進する」をその優先テーマとして検討したいと思うかも知れない。「北京行動綱領」の中で、加盟国は、その完全で効果的な実施のための財政資金の必要性を強調した。加盟国は、女性と女児に与える予算のインパクトを見直し、国のジェンダー平等の公約の達成に向けて資金を向けることが加盟国の主たる責任であることを強調した。加盟国は、女性の地位の向上のための国内本部機構の重要な役割も強調した。堅固で十分に資金調達されたジェンダー主流化政策は、従って、ジェンダー平等の公約がすべての領域にわたって政策とプログラムに変わることを保障するために極めて重要である。

23. CSW52 は、国内本部機構の役割、特にジェンダー平等と女性のエンパワメントのための資金調達を拡大した。2015 年に、第 3 回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ行動アジェンダ」で、加盟国は、すべての財政・経済・環境・社会政策の策定と実施への対象を絞った行動と投資を含め、ジェンダー主流化の必要性を認めた。「2030 アジェンダ」で、加盟国は、その実施にジェンダーの視点の組織的主流化が極めて重要であり、制度と資金調達の役割は横断的なものであり、「持続可能な開発目標 16 と 17」で特に重点が置かれていることを強調した。

24. 近年、かなりの前進があり、ジェンダー平等のための財務のための新しい機会が出現してきている。より多くの各国政府が、公共財務管理の予算法、政策、制度の変革を推進するために、ジェンダーに対応した予算編成を実施してきた。制度的レベルでは、財務・経済省が、セクター全体にわたるジェンダー予算編成を牽引し始めている。国内ジェンダー平等本部機構は、議会や市民社会を含めた重要な行為者を集めて、企画と予算編成サイクルにわたってジェンダーの視点を主流化する手助けをしてきた。しかし、慢性的なジェンダー平等への投資不足は、国内行動計画を有する国々のわずか 40% しか、その実施のための資金の経費計算と配分を報告しなかったという「北京宣言と行動綱領」の実施の見直しと評価に関する事務総長報告書(E/CN.6/2020/3)で証明されているように、根強く続いている。国々は、継続して、ジェンダー平等のための配分を追跡し、インパクトを測定する堅固な財政制度を欠いている。「持続可能な開発目標」の指標 5.c.1 に関して報告している 69 か国からのデータは、ジェンダー分析を行い、ジェンダー予算編成ツールを効果的に利用する能力の欠如を明らかにした。

25. 国内の公共資金は、依然としてジェンダー平等のための資金調達の重要な財源であり、国の公約に応えるための基本であるが、すべて財源---公共、民間、国内及び国際---は、「目標 5」を含め、「持続可能な開発目標」に応えるために必要とされる。ジェンダー平等のための国際資金調達は、2009 年以来着実に増えてきているが、主要な目標としてのジェンダー平等を対象とした援助は、2016 年から 2017 年には 7% 減少した。さらに、民間の資金調達は、規模は大きいですが、しばしば国のジェンダー平等目標には沿っていない。

26. 移行する開発資金調達風景は、ジェンダー平等計画の財政見積もりの欠如と相俟って、すべての国内資金調達戦略で経費計算をし、ジェンダーの視点を主流化する各国政府の努力の委員会による評価を要請している。そのような戦略の立案、監視、実施における国内ジェンダー平等機関とその関係官庁、議会、市民社会との協働もさらなる調査を必要とする。「目標 5」に応えるための様々な資金源からの資金調達を評価する際の国家の好事例が、そのような検討を特徴づけることができる。

III. 2021 年から 2024 年までの見直しテーマ

27. CSW64 は、2021 年から 2024 年までの見直しテーマを決定したいとも思うかも知れない。この期間のための見直しテーマの提案は、以下に概説される。

28. その作業方法に従って、各会期毎に、委員会はデータの強化された収集、報告、利用、分析におけるデータ・ギャップと分析への対処を通して、促進された実施を支援し、達成するために学んだ教訓、課題、好事例、方法を任意で発表する異なった地域の加盟国の代表者よりなる意見交換対話を通して、その見直しテーマとして以前の会期の優先テーマに関する合意結論の実施における進歩を評価する。

29. 2021 年から 2024 年までは、委員会は、以前の会期からの以下の合意結論の実施を評価する機会を持つであろう: CSW61 からの変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント、CSW62 からのジェンダー平等と農山漁村の女性と女兒のエンパワーメント達成における課題と機会、CSW63 からのジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントのための社会保護制度、公共サービス、持続可能なインフラへのアクセス。

30. さらに、高官政治フォーラムの次回サイクルに与えるインパクトを最大限にするために、委員会は、2024 年に、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に主要な貢献をした女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性に関する 2016 年の合意結論の実施を再び評価することを検討できるよう。

31. 見直しの形式は、委員会の作業方法に従うであろう。見直しも、国内レベルでの見直しのテーマに関して遂げられた進歩に関する事務総長報告書によって支援されるであろう。見直しテーマに関する討論の成果は、委員会の作業方法に概説されているように委員会議長による概要という形式になるであろう。

IV. 委員会の作業方法

32. その作業のインパクトをさらに高める方法と手段に重点を置いて(E/CN.6/2014/14)、委員会は、最近、第 59 回会期で作業方法を見直した(理事会決議第 2015/6 号を参照)。決議でカバーされている作業方法の主要な側面には、①委員会の責任、②閣僚セグメント、一般討論、優先テーマ、新たな問題または重点領域、その検討と成果を含めた見直しテーマを含めた会期の形式、③ステイクホルダーによる参画と貢献、④政府代表団の構成、⑤委員会ビューローの役割、⑥会期のための準備、⑦委員会の作業へのテーマ別取組、複数年にわたる作業計画及びテーマの選択における相乗作用構築の必要性、⑧会期のための公式文書が含まれた。

33. 2016 年以来、委員会は、閣僚ランドテーブルと専門家パネルを通して、決議で概説されている形式に従って 4 つの優先テーマを検討し、これらについての合意結論を採択してきた。委員会は、異なった地域からの加盟国による総計 46 の任意のプレゼンテーションとパートナー国と団体による貢献を得て、決議で概説された新しい形式で 4 つの見直しテーマを検討してきた。委員会は、地域グループを通して加盟国との協議会に続くビューローの提案に基づいて会期間に選ばれた 3 つの新たな問題または重点領域を検討してきた。委員会議長は、ビューローのメンバーと共に、各会期毎に、準備として平均し

て2回の説明会を開催してきた。会期への参加は、各会期で平均して国の代表団を率いる70名をはるかに超える閣僚とNGOからの約4,000名の参加者を得て、依然として高いレベルであった。機能委員会の議長または副議長、議員、青年代表、国内人権機関、人権条約機関及び国連システムの招待された専門家と代表を含めたその他のステイクホルダーも、各会期に定期的に貢献した。

34. その作業方法を通して、委員会は、そのマンデートを行使し、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のみならず、あらゆるレベルで「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会成果の実施を推進し、促進する責任を果たしている。作業方法は、高官と専門家の参加を得て、意見交換対話と行事を通して国内レベルからの考え、経験、学んだ教訓及び好事例を分かち合い、交換するための機会を強化してきた。作業方法は、問題へのかかわりを育成し、経済社会理事会と交換政治フォーラムの作業への委員会の貢献を強化してきた。作業方法は、ジェンダー主流化を推進する際の委員会の触媒的役割も支援してきた。

35. 2016年以來得てきた経験は、学んだ教訓を評価し、さらなる強化のための領域を明らかにする目的で、委員会によって見直すことができよう。そのような見直しは、持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの見直しプロセスに関連して、決議第72/306号とその付録に含まれている取り決めの第74回総会による来るべき見直しも考慮に入れることができよう。

V. 概要: 2021年から2014年までの期間の優先テーマと見直しテーマの提案

36. CSW65、66、67、68のための優先テーマと見直しテーマの提案は、以下のように定められている:

(a) 第65回会期(2021年)

- ・優先テーマ: 公的生活と意志決定への女性の参画
- ・見直しテーマ: 変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメント(第61回会期の合意結論)

(b) 第66回会期(2022年)

- ・優先テーマ: デジタルの時代のジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成するための革新と技術変化
- ・見直しテーマ: ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会(第62回会期の合意結論)

(c) 第67回会期(2023年)

- ・優先テーマ: 環境悪化と気候変動の状況でのジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント
- ・見直しテーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連性(第60回会期の合意結論)

(d) 第68回会期(2024年)

- ・優先テーマ: ジェンダーに対応した資金調達と制度を通してジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成する
- ・見直しテーマ: ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントのための社会保護制度、公共サービスへのアクセス及び持続可能なインフラ(第63回会期の合意結論)

付録: CSW によって検討された優先テーマと見直しテーマ(2006-2020 年)

第 50 回会期(2006 年)

(2 つのテーマ)

- ・開発への女性の参画の強化: 特に教育・保健・仕事の分野を考慮に入れた、ジェンダー平等と女性の地位の向上達成のための機能的環境
- ・あらゆるレベルの意思決定プロセスへの男女の平等な参画

第 51 回会期(2007 年)

- ・優先テーマ: 女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃
- ・見直しテーマ: ジェンダー平等を達成する際の男性・男児の役割

第 52 回会期(2008 年)

- ・優先テーマ: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達
- ・見直しテーマ: 紛争防止・管理及び紛争解決と紛争後の平和構築への女性の平等な参画

第 53 回会期(2009 年)

- ・優先テーマ: HIV/エイズの状況でのケア提供を含め、男女間の責任の平等な分かち合い
- ・見直しテーマ: あらゆるレベルの意思決定プロセスへの男女の平等な参画

第 54 回会期(2010 年)

- ・「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会成果の実施の 15 年後の見直し

第 55 回会期(2011 年)

- ・優先テーマ: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画
- ・見直しテーマ: 女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃

第 56 回会期(2012 年)

- ・優先テーマ: 農山漁村女性のエンパワーメントと貧国と飢餓の根絶、開発及び現在の課題におけるその役割
- ・見直しテーマ: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達

第 57 回会期(2013 年)

- ・優先テーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止
- ・見直しテーマ: HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた男女間の責任の平等な共有

第 58 回会期(2014 年)

- ・優先テーマ: 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績
- ・見直しテーマ: 完全雇用とディーセント・ワークの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画

第 59 回会期(2015 年)

- ・「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会成果の実施の 20 年後の見直しと評価

第 60 回会期(2016 年)

- ・ 優先テーマ: 女性のエンパワメントと持続可能な開発との関連性
- ・ 見直しテーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃と防止

第 61 回会期(2017 年)

- ・ 優先テーマ: 変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワメント
- ・ 見直しテーマ: 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と機会

第 62 回会期(2018 年)

- ・ 優先テーマ: ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワメントを達成する際の課題と機会
- ・ 見直しテーマ: メディアと ICT への女性の参画とアクセス及び女性の地位向上とエンパワメントのための道具としてのそのインパクトと利用

第 63 回会期(2019 年)

- ・ 優先テーマ: ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメントのための社会保護制度、公共サービスへのアクセス及び持続可能なインフラ
- ・ 見直しテーマ: 女性のエンパワメントと持続可能な開発への関連性

第 64 回会期(2020 年)

- ・ 「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会成果の実施の 25 年後の見直しと評価

(房野桂訳)

「北京宣言と行動綱領」実施の 25 年後の見直しと評価にあたって 開催される閣僚ラウンドテーブルのための討議ガイド (E/CN.6/2020/5)

事務局メモ

I. 序論

1. CSW の今後の作業組織と方法に関する決議第 2015/6 号の中で、経済社会理事会は、委員会の会期が、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメント並びにその人権の実現に対する政治的コミットメントを再確認し、強化し、高官のかかわりと委員会の審議の可視性を確保するために、閣僚セグメントを含み、このセグメントには閣僚ラウンドテーブルまたはその他の高官意見交換対話を含むことを決定した。

2. 経済社会理事会決議第 2018/8 号に従って、CSW64 は、ジェンダーの視点を通して、「行動綱領」の実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の完全実現に向けたその貢献に悪影響を及ぼす現在の課題の評価を含め、「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会の実施の見直しと評価を行うであろう。見直しと評価の一部として、委員会は、閣僚たちに、経験、学んだ教訓、好事例を交換するための意見交換

対話にかかわる機会を提供し、格差と課題に対処するためのさらなる行動のためのカギとなる戦略と優先事項に重点を置くため、閣僚ラウンドテーブルを開催するであろう。

II. 組織上の問題

A. 見直しと評価のためのトピック

3. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の見直しと評価の状況で、「行動綱領」の実施とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成とジェンダーの視点を通した「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の完全実現に向けた貢献に悪影響を及ぼす現在の課題の評価を含め、委員会は、以下のトピックに関して 4 つのラウンドテーブルを開催する：

(a)包摂的開発、ディーセント・ワーク及び貧困根絶

(b)平和な社会、司法へのアクセス及び暴力からの自由

(c)参画、制度的メカニズム及び説明責任

(d)環境保護及び気候行動。

4. 閣僚ラウンドテーブルは、現在の課題とトピックに関連した前進の道に重点を置く。閣僚たちは、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントとその人権の実現に向けて前方を見るよう奨励される。さらに、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で、促進された実施と「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を通して、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成に国内の対応が効果的に貢献することを保障するために、効果が上がり、必要で計画される手段と措置を明らかにする政策を強調するよう奨励される。

B. 参加者

5. ラウンドテーブルは、CSW64 に出席している閣僚たちに、対話と討議にかかわる機会を提供する。ラウンドテーブルは、すべての委員国とオブザーヴァーに開かれている。

6. 閣僚たちは、前もって、できれば 2020 年 2 月 26 日までに、2 番目に参加したいラウンドテーブルのみならず、自分が参加したい閣僚ラウンドテーブルを示すよう勧められる。約 20 名から 25 名の閣僚が、それぞれのラウンドテーブルに参加するものと期待されている。閣僚ラウンドテーブルの議長は、司会者に支えられて意見交換を推進する目的で討議を導く。それぞれのラウンドテーブルに署名した閣僚のリストはあるが、発見者のリストは前もって準備されない。

7. それぞれの閣僚ラウンドテーブルは、トピックの下で生じるカギとなる問題に関する 5 名までの閣僚の間の司会者のある対話で始まる。司会者のある対話に続いて、閣僚たちは、学んだ教訓と好事例を出し、見解を交換し、格差と課題に対処するためのさらなる行動のためのカギとなる戦略と優先事項に重点を置くよう勧められる。発言は 3 分を超えてはならず、対話に重点が置かれる。時間が許せば、閣僚たちは複数回発言する機会が与えられるかも知れない。文書によるステートメントは遠慮されたい。

C. 時間と場所

8. 閣僚ラウンドテーブルは、以下の表に述べられている時間に、2020 年 3 月 11 日水曜日の午前 10 時

から午後 1 時までと午後 3 時から 6 時まで、ニューヨークの本部で開催される。

ラウンドテーブル	時間	場所
包摂的開発、ディーセント・ワーク及び貧困根絶	10-11:30a.m.	会議室 4
平和な社会、司法へのアクセス及び暴力からの自由	11:30a.m.-1p.m.	会議室 4
参画、制度的メカニズム及び説明責任	3-4:30p.m.	会議室 4
環境保護と気候行動	4:30-6p.m.	会議室 4

D. 成果

9. 閣僚ラウンドテーブルの成果は、ビューローの委員を通じた地域グループとの相談で準備される議長概要という形態となる。

III. 閣僚ラウンドテーブルの討議のための項目

A. 背景

10. 「北京宣言と行動綱領」は、依然として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するための最も包括的なアジェンダである。「行動綱領」は、開発の社会的・経済的・政治的・環境的側面にわたって、女性と女兒の人権の享受を妨げる組織的・構造的障害の除去を要請し、この目標を達成するための決定的政策行動を定めた。「行動綱領」の夢は、国家の長と政府が「2030 アジェンダ」を採択した 2015 年に確認された。「行動綱領」に基づいて、「2030 アジェンダ」は、開発は、その利益が男女にとっての平等を増やして初めて持続可能となり、女性の権利は、惑星を保護し、すべての人々が尊重と尊厳を得て暮らすことができることを保障するより幅広い努力の一部となって初めて現実のものとなることを明確にした。

11. これを背景として、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを推進するために、過去 5 年間で、新しい政策とプログラムの方向性が出現してきた。「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価に関する事務総長報告書(E/CN.6/2020/3)に示されているように、無償のケア労働と家事労働の重要性が、4 分の 3 の国々が、母親休業、父親休業、育児休業を導入し、強化している状態で、ますます認められるようになっていく。半数以上の国々が、技術によって促進される女性と女兒に対する暴力に対処する法律や規則を導入し、強化してきた。セクハラに対処することへの重点が増し、わずかではあるがますます多くの国々が、特に政治における女性に対する暴力に対処しつつある。女性・平和・安全保障に関する国内行動計画を有する国々の数は 2015 年以来、52%増加してきた。こういった行動は、重要な進歩という結果となっている。

12. しかし、全体的に、その姿は 1995 年に各国がコミットしたことからは程遠く、地域によっては、停滞または後退の懸念される印がみられる。女性の政治的代表者数は 1995 年以来倍増してきたが、男性は未だに世界中で議会の一院制または下院で議席の 4 分の 3 以上を支配している。これまで以上に多くの女兒が学校に通っているが、より高度な教育は、労働市場でのさらなる平等に変わっていない。女性と女兒に対する暴力は、17.8%の女性が、過去 12 か月のうちに親密なパートナーの手で暴力を経験したと報告している状態で、依然として広がっている。世界的な妊産婦死亡率は減少してきているが、紛争や危機の悪影響を受けている国々では依然として驚くほどに高い。世界的に、家族計画の満たされな

いニーズを持つ女性の割合は、2000 年以来、10%で停滞しており、2019 年に妊娠したくない生殖年齢の 1 億 9,000 万人の女性が避妊法を利用していなかった。2001 年から 2010 年の間にジェンダーに対応した規定を持つ平和協定の割合は平均して 26%であったが、2018 年にはみじめな 7.7%に下落した。

13. ゆっくりとした少しずつの進歩が、過去 5 年の世界的なジェンダー平等の風景の基本的移行の状況で見られなければならない。増加する不平等と経済的排除は、進歩が公正に分かち合われてこなかった開発モデルの兆候である。多くの国々は、その民主主義の質の低下を経験してきた。社会的緊張と暴力的な紛争が増えており、ジェンダー平等の押し戻しが段々強くなってきている。気候危機は、国々の内部及び間の既存の不平等をさらに悪化させている。急速な技術的・人口学的変化が、経済的・社会的・政治的生活のあらゆる側面にインパクトを与え、新しい機会並びに新しい危険と不安定を生み出している。そのような複雑な課題に直面して、もし「2030 アジェンダ」が来る 10 年で達成されるべきものならば、変革的な取組の必要性がこれまで以上に緊急のものである。決定的な政策ガイダンスを伴って、「行動綱領」の促進された実施が、世界を正しい道に置き、現代と未来の世代のために女性の権利を現実のものにするという約束を果たす手助けができる。

14. ラウンドテーブル中に、閣僚たちは、「2030 アジェンダ」の状況を含め、ジェンダー平等を実現するための「行動綱領」の実施を促進するために何をする必要があるのかに重点を置くよう勧められる。さらに、彼らは、ジェンダー平等に向けた進歩を促進する際に、様々なステイクホルダーの役割と責任のみならず、隘路を打ち砕くために必要な変革的措施を強調するよう奨励される。閣僚たちは、以下の討議ガイドを利用し、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価に関する事務総長報告書(ECN.62020/3)と相談するようにも奨励される。

B. 討議ガイド

包摂的開発、ディーセント・ワーク及び貧困国絶

15. 包摂的開発とディーセント・ワークは、世界の女性の大多数にとって依然として掴まえ所がない状態である。女性はこれまで以上に教育を受けているが、労働力参加における世界的なジェンダー格差は根強く続き、ジェンダー賃金格差は、深く根付いた職業分離に直面して、依然として広がっている。ニュー・テクノロジーの結果として、仕事の性質は変化している。デジタル化と自動化が、危険のみならず新しい機会も生み出している。経済協力開発機構諸国のデータは、女性は、技術開発と革新を牽引する会社や職業ではひどく数が少ないことを示している。デジタル・プラットフォームの増殖が、女性の雇用と新しい可能性を提供しているが、そのようなプラットフォームは、開発途上国でジェンダー・ギャップが特にあからさまな状態で、現在、オフライン経済よりも女性に対して包摂的ではない。女性にとって機会を利用できる時には、雇用の質が、労働規制のギャップと社会保護の欠如のために依然として課題である。ほとんどの開発途上国において、女性の大多数は、労働規制の保護なく、または社会保護へのアクセスなく、非正規で働いており、ほとんどが選択によってではなく、正規経済での機会の欠如と無償のケア労働と家事労働の不相応な割合のために非正規の仕事を選んでいる。

16. 世界的貧困は減少してきているが、依然として非常に女性化しており、特に、生殖年齢のピークで女性に悪影響を及ぼしている。世界的に、25 歳から 34 歳までの女性は男性よりも極度の貧困の中で暮らす可能性が 25%高い。この年齢層の多くの女性は、支援的な公共政策がない中で、自分と子どもたち

が貧困から抜け出すための所得を稼ぎつつ、子どもたちにケアを提供するためにもがいている母親である。多くの女性と女兒にとって、所得の貧困は、基本的な公共サービスへのアクセスの欠如を含め、その他の剥奪によって複雑化している。女性と女兒の教育と保健の成果は改善してきているが、そのサービスと社会保護へのアクセスと並んで、地域によってはかなりのギャップが依然として残っている。世界的に、最低の富の五分位にいる女性と女兒は、より高い富の五分位にいる者よりも通学し、基本的な妊産婦ケアにアクセスする可能性は、いまだにはるかに低い。

17. 全体的な女性の進歩の遅さと異なった女性のグループの間の根強い不平等も、経済的不安定と多くの者にとっての社会的排除を生み出しつつ、少数者の間の所得と富と権力の集中を助長してきた経済モデルの結果である。現在のマクロ経済政策は、開発を包摂的なものにし、グリーン経済への移行を可能にすために必要とされる雇用と生計の程度と型という結果とはなっておらず、ジェンダーに対応した社会保護と公共サービスの提供を規模拡大するために必要な資金も生み出していない。財政緊縮は、特に低所得女性にとって首尾一貫して後退の結果を生み出した。しかし、支出削減が男女に与える異なったインパクトを評価し、監視している国はほとんどない。

18. 閣僚たちは、対話に重点を置く手助けをするために、以下の質問を検討するよう勧められる：

(a) 貧困から抜け出す長期的道を女性に提供し、非正規経済からディーセント・ワークへの移行を支援する際に、どのような政策と投資が成功することが分かったか？

(b) ニュー・テクノロジーのインパクトに関するものを含め、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進するために、仕事の世界での継続中の変化から生じる機会を捉える危険を管理するために各国政府はどのような手段を取っているのか？

(c) ジェンダー賃金格差の減少を含め、どのような政策及びその他の措置が、女性と女兒の教育の進歩をディーセント・ワークとより平等な労働市場成果へのさらなるアクセスに変える手助けをしてきたか？

(d) 教育と保健ケアのような社会保護措置と公共サービスは、女性と女兒をエンパワーし、不平等なジェンダー関係を変えるために政府によってどのように利用されて成功しているのか？

平和な社会、司法へのアクセス及び暴力からの自由

19. 女性と女兒に対する暴力に関して利用できるすべてのデータは、これがすべての国々、社会経済的集団と場所並びにあらゆる程度の教育で、女性に悪影響を及ぼしている普遍的問題であることを示している。女兒は、その年齢とジェンダーの重なり合いのために様々な形態の暴力の特別な危険にさらされている。ある形態の暴力に関連して、かなりのデータ・ギャップがあり、施行とサヴァイヴァーのためのサービスの提供の欠如のみならず、暴力からの女性と女兒の不適切な法的保護が根強く続いている。暴力を許し、過小評価し、正常化することが深く根付いている文化も根強く続き、変わらない差別的な社会規範を反映している。急速な技術的变化は、さらに課題の多い状況という結果となっており、女性と女兒に対して暴力を加えるためのより多くの空間を生みだしている。メディアにおける女性の固定観念化した代表者数とかなりの数の少なさが、女性と女兒に対する無礼と暴力の有害な態度の形成を助長している。女性人権擁護者、人道家、平和構築者に対する攻撃が増え続けている。

20. 平和と安定は、持続可能な開発とジェンダー平等の前提条件である。同時に、ジェンダー平等は、包摂的社会の醸成の基本である。紛争と人道危機の悪影響を受けている国々で、カギとなる経済的・社会的指標に関して女性と女兒が達成した進歩は、基本的インフラと公共サービスの崩壊によって妨げられている。利用できる最も新しいデータは、危機と紛争の悪影響を受けている国々の50%で、高いまたは非常に高い妊産婦死亡率があり、世界中のすべての国々の倍以上の割合である。紛争を解決し平和を折衝するための様々な段階とレベルで女性が行う貢献の証拠にもかかわらず、包摂よりもむしろ排除が、正規の和平プロセスでの規範となっているままである。女性・平和・安全保障に関する行動への資金調達、近年改善してきたが、特に女性団体に資金提供する際にかかなりの格差が残っている。

21. 各国は、女性に対する暴力に対処する法律の導入、実施及び施行を優先し、サヴァイヴァーのための様々な支援サービスを生み出して来た。防止に益々注意が払われつつあるが、女性に対する暴力を防止する全体的努力は依然として一時的で短期的なままである。資金提供は依然としてこの問題の規模に対して効果的に対応するには悲しいほどに不適切なままであり、あまりにも頻繁に格差を埋める女性団体や市民社会を資金不足のままに取り残している。しかし、国々は、世界平和・安全保障・人道アジェンダをその国内計画の開発と実施に益々統合するようになっており、和平プロセスと安全保障セクター改革に女性の参画を優先するようになっている。各国、国連システム、市民社会を含めた人道行為者は、危機と緊急事態救援努力がジェンダー平等に対応することを保障することに向けて進歩を遂げつつある。

22. 閣僚たちは、対話に重点を置く手助けをするために、以下の質問を検討するよう勧められる:

(a)様々な場(公共のスペース、オンライン、職場、紛争地域のような)で、女性と女兒に対する暴力に対処する際に、どのような政策及びその他の措置が成功したか、どのように措置に資金提供されてきたのか?

(b)司法にアクセスするための障害を撤廃し、サヴァイヴァーを中心としたサービスが、女性と女兒に対す暴力の被害者とサヴァイヴァーに提供されことを保障するために各国政府によって取られた措置の好事例は何か?

(c)平和で、包摂的で、正しい社会を築く際に、女性の完全で効果的な参画を高めることに関して、どのような手段と措置が測定できる結果に繋がってきたのか? どのような特別な努力が、紛争後の状況で結果を出してきたのか?

(d)女性が主導する団体と女性人権擁護者に対す攻撃を防止するために各国政府によってどのような措置が設置されてきたのか、攻撃の加害者は、どのように責任を取らされてきたのか?

参画、制度的メカニズム及び説明責任

23. 国と地方の選出される審議機関の女性の代表者数は増加してきているが、意思決定の地位でジェンダー・バランスを達成している国がほとんどない状態で、進歩は遅かった。加盟国は、女性の政治参画を推進する様々な措置を適用し、約80か国が法定のジェンダー・クォータ制を設置してきた。クォータ制を効果有らしめるためには、その立案と施行がカギである。女性の政治参画を高めるために、専門の資金提供、能力開発、意識啓発のような追加の措置が取られなければならない。政治制度に深く根付

いた差別、資金不足、不相応なケア責任の割合が、暴力の恐怖と脅しと相俟って、依然として女性の政治参画とリーダーシップに対する障害である。

24. 適切なマנדートと権威を与えられた適切に資金提供されている国の機構が、強固なジェンダー主流化戦略と共に、ジェンダー平等の公約を政策とプログラムに変えるために極めて重要である。国家は、ジェンダー平等政策を監視する様々な構造を支援し、部門政策、戦略、プログラムにジェンダーの視点を主流化している。しかし、そのような努力は、継続して権威、能力、資金を欠いている。良好な発展では、国家はますますジェンダーに対応した予算編成と性別データの収集を優先するようになっていく。しかし、ジェンダー平等に対する国家の公約と実施に向けられる資金調達との間には大きな格差が残っている。もし国家がジェンダー平等に対する国の公約に向けて進歩を促進しなければならないのなら、すべての部門と部局にわたって国のジェンダー平等行動計画とジェンダーに対応した予算編成の実施のための効果的な原価計算と完全な資金提供が極めて重要である。

25. 正規の機関に加えて、市民社会は、ジェンダー平等の公約を監視し、責務と公約が満たされない時に救済策を要求することにより、意思決定者に責任を取らせる際に重要な役割を果たしている。メディアへの女性の平等な参画も女性の視点が適切に反映され、公共の討議に影響を及ぼし、これを形成することができることを保障するためにも極めて重要である。現在、市民社会のためのスペースの縮小、政治における女性に対する暴力、女性人権擁護者、女性の権利団体のメンバー及びメディア関係の女性を含めた公的生活での女性に対する攻撃の増加が、この点での説明責任を要求する能力を制限している。

26. 閣僚たちは、対話に重点を置く手助けをするために、以下の質問を検討するよう奨励される：

(a) 政府のあらゆるレベルでジェンダー・バランスを達成するために各国政府によって取られた好事例は何か？

(b) ジェンダー平等のための国内本部機構のかかわりを通したものを含め、制度をジェンダーに対応したものに手助けをする際に、どのような政府の措置が成功することが分かったのか？

(c) 国内レベルで資金調達ギャップに対処する際に、各国はどのような進歩を遂げてきたのか、また、各国はジェンダー平等のための資金調達をどのように増やすことができるのか？

(d) 政治家や人権擁護者を含め、公的生活で女性をハラスメントと暴力から保護するために各国政府はどのような措置を取っているのか、また、女性と女兒の人権の実現のために意思決定者の説明責任を要求する際に、女性が重要な役割を果たすことのできる機能的で安全な環境を各国政府はどのように保障しているのか？

環境保護と気候行動

27. 1995 年以来、特に過去 5 年で、土地の悪化、生物多様性の損失、地球温暖化と汚染が急速に進み、広範で、相互に関連した環境危機と気候危機へと強まってきた。環境運動の最前線にいる女性、特に若い、農山漁村の先住民族女性の長期的なアクティヴィズムが、貧困、保健、生計に関してすべての人々、特に女性と女兒ととりわけ農山漁村と先住民族女性に悪影響を与えていることを明らかにしてきた。

28. 環境悪化と気候変動が、家庭と経済と社会の男女間の根強い不平等な権力力学のために既存のジェ

ンダー不平等を増幅している。あらゆるレベルでの意思決定への女性の不平等な参画は、環境---土地、水及びその他の天然資源---とエネルギー、輸送、上下水道を含めた公共サービスとインフラへのその依存と不平等なアクセスと相俟って、彼女たちが不相応に悪影響を受けるという結果となっている。自然災害に耐え、そこから回復する女性の能力も、ジェンダー不平等によって強い影響を受けている。ほとんどの災害で、女性の死亡率は、男性よりもかなり高く、女性の貧困の程度は、災害を受けやすい地域で増加している。そのような女性に与えるインパクトは、その限られた移動性と構造的障害、及びより幅広く地域社会へのその政治参画のみならず、家庭内における意思決定力を制限し続けている差別的な社会規範によって複雑化している。

29. そのような課題に対処するための取組は、分裂し、その完全な側面にジェンダー平等と持続可能性を不適切に統合する傾向にある。環境危機と気候危機のジェンダー関連の牽引力は、依然として無視されたままである。気候変動と環境悪化は、不平等を強化し続けるので、周縁化された集団に関する政策と不作為のインパクトの可能性には不適切な注意しか払われてこなかった。特にサービスの少ない農山漁村と都会の地域社会の貧しい女性と女兒は、気候危機と環境危機の後に取り残される最大の危険にさらされている。

30. 閣僚たちは、対話に重点を置く手助けをするために、以下の質問を検討するよう勧められる:

(a)土地の天然資源への女性の権利を実現し、その環境と気候の強靱性を高める包括的でジェンダーに対応した取組の好事例は何か?

(b)環境悪化と気候変動に対処する際に、女性とその地域社会を支援するために、各国政府は、ジェンダーに対応した持続可能なインフラと公共サービスにどのような投資をしているのか?

(c)自然災害が女性と女兒に与える不相応なインパクトを防止し、対応するために、各国政府はどのような措置を取っているのか?

(d)環境と気候関連の意思決定、政策、プログラムへの女性の参画とリーダーシップを、各国政府はどのように確保しているのか?

(房野桂訳)